

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

平成 30 年 3 月

一般財団法人 行政管理研究センター

目 次

独立行政法人	1
特殊法人	25
認可法人	52
特別民間法人	66
特別法人	71
行政代行法人	75
国立大学法人	80
公益法人改革	88
政策金融改革	98
道路関係四公団民営化	112
郵政民営化	119
日本国有鉄道民営化	135
日本電信電話公社民営化	158
日本専売公社民営化	168

独立行政法人

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成9年12月3日 ➤行政改革会議報告	最終報告	<p>・政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、実施部門のうち一定の事務・事業について、事務・事業の垂直的減量を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図るため、「独立行政法人」を設立する。</p> <p>【制度の基本概念】</p> <p>・独立行政法人制度においては、各法人の目的・任務について、それぞれの設置法令において明確に定めるとともに、この目的・任務を達成するための業務及び組織運営の基本的な基準・仕組みについては、当該法令又はこれに基づく規則によって定めることとする。また、主務大臣の独立行政法人に対する監督・関与は、法人の業務及び組織運営に関する基本的な枠組みに限られるものとする。</p> <p>・これらの仕組みにより、各法人の目的・任務は明確化され、各法人が自らの判断・裁量により国民のニーズとは無関係に自己増殖的に業務を拡張することは防止される。また、主務大臣の監督・関与を制限することにより、法人運営の細部にわたる事前関与・統制を極力排し、組織運営上の裁量・自律性（インセンティブ制度）を可能な限り拡大することにより、弾力的・効果的な業務運営を確保して、効率化・質の向上といった国民の求める成果の達成を重視する事後チェックへ重点の移行を図ることも可能となる。</p> <p>・業務の結果について評価し改善する仕組みを導入するとともに、業務内容、業績、評価等についての情報公開を徹底し、事業継続の必要性、民営化の可否等について、定期的な見直しを実施することとする。</p> <p>【対象業務】</p> <p>・行政改革の趣旨にのっとり、現在国が実施している事務・事業については、次の観点から、実施主体について所要の見直しを行うこととする。</p> <p>①民間の主体にゆだねることが可能なものについては、極力、民間の主体にゆだねる。</p> <p>②一方、専ら強度の公権力の行使に当たるなど、国の行政機関が直接実施すべき事務・事業については、国が直接の主体となって実施する。</p> <p>・現在国が実施している事務・事業の中には、上記のいずれにも該当せず、国自らが主体となって直接実施しなければならないものではないが、民間の主体にゆだねた場合には、当該事業が必ず実施されるという保証がなく、実施されないときには、国民生活や社会経済の安定等に著しい支障を生ずるものが存在する。こうした事務・事業について、その公共的性格にかんがみ、独立行政法人を設けて、その実施を行わせることにより、事業の確実・適正な実施を確保する。</p> <p>【職員の身分に関する考え方】</p> <p>・独立行政法人の職員の身分は、原理的には現行と同じままの国家公務員とは相容れないものと考えられる。しかしながら、独立行政法人制度の創設に伴い、円滑な移行その他諸般の事情にかんがみ、職員の身分について国家公務員の身分を与えることとし、併せて、国家公務員としない類型も設けることとする。</p> <p>【その他】</p> <p>・上記のほか、法人の運営として、中期的目標・業務計画による管理等、具体的制度設計についても提言している。</p>			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
<p>平成11年4月27日 ➤中央省庁等改革推進 本部決定</p> <p>➤閣議決定</p>	<p>中央省庁等改革の推進に 関する方針</p> <p>国の行政組織の減量、効率 化等に関する基本計画</p>	<p>・独立行政法人制度の骨格及び89の事務・事業の独立行政法人化の方針を決定。</p> <p>・次のものについては、平成13年4月に独立行政法人に移行することを決定。</p> <p>(内閣府) 国立公文書館</p> <p>(総務省) 通信総合研究所、消防研究所</p> <p>(財務省) 醸造研究所</p> <p>(文部科学省) 航空宇宙技術研究所、金属材料技術研究所、放射線医学総合研究所、防災科学 技術研究所、無機材質研究所、国立特殊教育総合研究所、国立科学博物館、国 立国語研究所、国立文化財研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念 青少年総合センター、国立青年の家◎、国立少年自然の家◎、国立婦人教育会 館、国立博物館、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館</p> <p>(厚生労働省) 国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所</p> <p>(農林水産省) 農業研究センター、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、畜産試験場、 草地試験場、果樹試験場、野菜・茶業試験場、農業工学研究所、農業試験場、 蚕糸・昆虫農業技術研究所、家畜衛生試験場、食品総合研究所、国際農林水産 業研究センター、森林総合研究所、水産研究所、養殖研究所、水産工学研究 所、農業者大学校、水産大学校、肥飼料検査所、農薬検査所、農林水産消費技 術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、林木育種センター、さ け・ます資源管理センター</p> <p>(経済産業省) 通商産業研究所◎、産業技術融合領域研究所*、計量研究所*及び計量教習所、 機械技術研究所*、物質工学工業技術研究所*、大阪工業技術研究所*、名古屋 工業技術研究所*、生命工学工業技術研究所*、地質調査所*、電子技術総合研</p>			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>研究所*、資源環境技術総合研究所*、北海道工業技術研究所*、九州工業技術研究所*、四国工業技術研究所*、東北工業技術研究所*、中国工業技術研究所*、工業所有権総合情報館、製品評価技術センター、貿易保険◎</p> <p>*は、工業技術院研究部門</p> <p>(国土交通省)</p> <p>開発土木研究所、船舶技術研究所、電子航法研究所、港湾技術研究所、交通安全公害研究所、土木研究所、建築研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校</p> <p>(環境省)</p> <p>国立環境研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐留軍等労務者の労務管理等事務については、平成14年4月に独立行政法人に移行することとする。 ・自動車検査（検査場における検査）については、遅くとも平成14年度前半までに独立行政法人に移行することとする。 ・統計センター（統計研修所を除く。）については、平成15年4月に独立行政法人に移行することとする。 ・造幣局及び印刷局（病院を含む。）については、平成15年度前半に独立行政法人に移行することとする。 ・国立病院・療養所については、平成16年度に独立行政法人に移行することとする。 <p>(注) 無印は、国家公務員の身分を与える法人とするもの。 ◎印は、国家公務員の身分を与えない法人とするもの。</p>			
平成11年7月8日 ➤法律	独立行政法人通則法案成立 独立行政法人通則法の施	<p>【独立行政法人通則法案】</p> <p>【独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案】</p> <p>平成11年4月28日：国会提出 平成11年7月8日：成立 平成11年7月16日：公布 平成13年1月6日：施行</p> <p>【独立行政法人通則法案】</p>			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
	行に伴う関係法律の整備に関する法律案成立	<ul style="list-style-type: none"> ・国の立場から実施される必要がある事務事業であって、民間にゆだねた場合には実施されないおそれがあるもの等であるが、国が自ら主体となることを要しないものについて独立行政法人の制度を創設 ・その会計は、企業会計原則によることを原則とし、その役員を業績によっては交代を行うことのできる特別職とし、その業務内容を積極的に開示するなど、民間の公開会社に準ずるような運営とすることによって、透明性を確保し、適正さと効率性の双方の観点から、自主性を持った運営を基本としつつ、目標の設定とそれを達成する計画の管理を主務大臣が行うことを規定。 ・独立行政法人の業務の実績については、各府省に設けられる独立行政法人評価委員会の評価及び勧告を受けること等を規定。 <p>【独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人制度の導入に伴い、国家公務員法について、同法に定める特別職の職に特定独立行政法人の役員を加えること等、その他関係法律の規定を整備し、経過措置を規定。 			
平成 11 年 12 月 14 日 ➤法律	国立公文書館法の一部を改正する法律等成立	<p>・「独立行政法人国立公文書館法の一部を改正する法律案」「独立行政法人通信総合研究所法案」等、59 法人に係る個別法案成立</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>59 法人に係る個別法案成立</p> </div>			
平成 12 年 7 月 27 日 ➤行政改革推進本部特殊法人情報公開検討委員会	特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見				<ul style="list-style-type: none"> ・本意見は、行政機関情報公開法第 42 条及び附則において、政府は、特殊法人及び独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じた情報公開に関する法制上の措置を、行政機関情報公開法の公布後、2 年を目途として講ずるものとされている、ことを受けて出されたものである ・本意見は、特殊会社等の一部の例外を除き、特殊法人、独立行政法人、認可法人は、原則として「特殊法人等情報公開法」の対象法人としている。
平成 12 年 12 月 1 日 平成 18 年 6 月 16 日一部改正 ➤閣議決定	行政改革大綱	<p>【独立行政法人への移行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減量効率化計画に基づき、1)国立公文書館等の国の事務事業の 57 の独立行政法人への移行（平成 13 年 4 月）を通則法及び各独立行政法人の設置法等に即して着実かつ円滑に実施するとともに、2)駐留軍等労働者の労務管理等事務の独立行政法人への移行（平成 14 年 4 月）及び統計センター（統計研修所を除く。）の独立行政法人への移行（平成 15 年 4 月）の準備を円滑に進めるほか、以下の措置を講ずる。 			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>① 自動車検査：自動車検査（検査場における検査）については、平成 14 年 9 月に独立行政法人に移行する。</p> <p>② 造幣事業及び印刷事業：減量効率化計画に基づき、平成 15 年度前半に予定されている独立行政法人への移行が円滑に実施できるよう、通貨の安定的かつ確実な供給、通貨に対する信任の保持など、通貨製造業務の特殊性を考慮し、その特殊性に基づく安定的な雇用関係に配慮しつつ、引き続き必要な検討を行い、所要の法律案の立案等、着実に移行のための準備を進める。</p> <p>③ 国立病院・療養所：国立病院・療養所については、</p> <p>1) 昭和 61 年当初再編成計画の未実施施設（37 施設）について、速やかに移譲、統合又は廃止を実施する</p> <p>2) 平成 11 年 3 月の再編成計画見直しによる追加対象施設（12 施設）について、平成 13 年度末を目標に施設の廃止を含む対処方針を決定し、着実に実施するとともに、平成 16 年度に、各施設毎に業績評価ができるよう区分経理する単一の独立行政法人に移行することとし、そのための個別法案を平成 14 年の通常国会に提出する。</p> <p>④ 国立大学及び大学共同利用機関等：国立大学及び大学共同利用機関等の独立行政法人化については、平成 15 年までに結論を得ることとされていることを踏まえ、大学等の自主性を尊重しつつ、大学改革等の一環として検討するため、平成 13 年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する。</p> <p>⑤ その他：食糧事務（食糧検査は民営化）、動物医薬品検査所、船舶検査、航空機検査及び無線等検査については、減量効率化計画における各事務及び事業の考え方を踏まえ引き続き検討を進める。その他の事務及び事業についても引き続き検討を進める。</p>			
平成 13 年 4 月 1 日	<p>・独立行政法人国立公文書館等 57 独立行政法人が発足</p> <div data-bbox="557 1188 1688 1392" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">移行前の組織・事務</div> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等機関（54） ・地方支分部局（1） ・国の事務（2） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 5px; width: 150px;">57 独立行政法人発足</div> </div>				
平成 13 年 12 月 19 日 ➤閣議決定	特殊法人等整理合理化計画	<p>・特殊法人等の民営化、独立行政法人化等を行う場合、いずれの形態についても、特殊法人等について指摘されている弊害（経営責任の不明確性、事業運営の非効率性、組織・業務の自己増殖、経営の自律性の欠如等）を可能な限り克服しうよう、制度設計上及び運用上留意する。</p> <p>【独立行政法人化・基本的考え方】</p> <p>・廃止又は民営化できない事業であって、国の関与の必要性が高く、採算性が低く業務実施における裁量の余地が認められる事業を行う法人は、事業の徹底した見直しを行った上で、原則として、独立行政法人通則法及び個別法に基づく「独立行政</p>	<p>・役員給与等の支給基準を定め、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行い、その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬（役員給与・退職金の大幅カットを含む。）や役員人事（解任を含む。）</p>	<p>・主務大臣が独立行政法人に対し監督その他の関与を行うことができる事項は法令において定めるものに限る。法人監督に関する一般的監督規定は設けない。</p> <p>・主務大臣は、独立行政法人の事業の適正な実施を確保するため必要がある場合には、個別法又は作用法に基づき個別的関与を</p>	

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
		<p>法人」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人化に当たっては、独立行政法人制度の趣旨（主務大臣と法人の判断・責任事項を峻別し、それぞれが業務を最大限に効率的に遂行すること、定期的（中期目標期間終了時＝3～5年毎）に組織及び業務全般にわたる検討を行うこと等、企業会計原則の導入や情報開示により、経営内容の透明化を図ること等）を踏まえた制度設計（主務大臣の個別的関与、予算措置等）とする。 主務大臣は、中期目標期間終了時にその組織及び業務の全般にわたり、当該法人の存廃・民営化を含めて検討を行い、所要の措置を講ずる。 <p>【整理合理化計画及びその実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本改革の実現により、163 の特殊法人等は、共済組合 45 法人を除く 118 法人は、17 法人が廃止、45 法人が民営化等、36 法人が独立行政法人化することとなる。 組織形態について、原則として平成 14 年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成 15 年度には具体化を図ることとする。 		に反映させる。	<p>行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣の個別的関与は、国と独立行政法人との判断・責任事項の分担と適合したものとなるよう制度化されなければならない。 役員報酬・退職手当の支給基準については、独立行政法人通則法に従い、全て公表する。
平成 13 年 12 月 25 日 ➤閣議決定	公務員制度改革大綱			<p>【役員退職金の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の特殊法人等改革で独立行政法人に移行することが決定した法人についても、役員退職金について、平成 13 年度中に大幅削減を決定する。 <p>【役員給与】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の定めるところに従い、報酬（役員給与・退職金の大幅カットを含む。）や役員人事（解任を含む。）に反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢役員の就任規制については、現在の特殊法人等に関する規制に準じた規制を導入する。 役員報酬・退職手当の支給基準については、独立行政法人通則法に従い、すべて公表する。 各独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
					努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。
平成14年3月15日 ➤ 閣議決定	特殊法人等の役員の給与・退職金等について			【役員の選考】 ・独立行政法人の役員の在任は、65歳までとする。ただし、理事長その他これに相当する職又は副理事長その他これに相当する職にある者で特別の事情がある場合は、この限りでないが、この場合においても70歳に達するまでとする。なお、政府が任命権を有する独立行政法人の役員については、当該役員の知識及び経験が法人の業務運営上特に必要である場合等においては、内閣官房長官に協議の上、上記の限りでないものとする。おって、政府が任命権を有さない独立行政法人の役員については、各独立行政法人において上記の趣旨を踏まえて適切に任免が行われるよう、主管府省から要請するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・
平成14年10月18日 ➤ 特殊法人等改革推進本部決定	特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について	【中期目標の設定】 ・新独立行政法人の設立に当たっては、主務大臣は、明確かつ具体的な中期目標を設定する。 【資産・負債の承継】 ・新独立行政法人の設立に当たっては、特殊法人等の資産・負債を時価評価した上で新法人に承継することとなるが、仮に欠損金を承継することとなった場合でも、安易な国費投入等を行わず、主務大臣及び新独立行政法人が、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎の確保を図る観点から、欠損金の処理計画など具体的な処理方策を策定し、これを着実に実行することをもって対応する。 【廃止・民営化】 ・上記のほか、廃止・民営化等を行う法人を別表1に、独立行	【役職員の身分】 ・新独立行政法人の役職員は、原則として非国家公務員とする。特定独立行政法人と統合すること等から国家公務員とせざるを得ない法人については、統合する独立行政法人の中期目標の期間の終了時に非国家公務員に移行することを基本とし、必要な措置を講ずることとする。 【役員報酬】 ・新独立行政法人の役員の報酬等については、平成14年3月15日の閣議決定により、特殊法人等の役員の給与及び退職金の大幅な削減が行われたこと等を踏まえ、厳に適正な水準とする。	【役職員報酬等の公表】 ・主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で分かりやすく公表すること。	

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス（情報公開等）
		<p>政法人として設立又は統合する期日を別表2に、今臨時国会に提出する法律案を別表3に、それぞれ具体的に明示している。</p>			
<p>平成15年4月18日 ➤特殊法人等改革推進本部事務局</p>	<p>独立行政法人の中期目標等の策定指針</p>	<p>・各主務大臣及び各法人が中期目標及び中期計画を策定するに当たり指針とすべき事項を提示している。</p>			
<p>平成15年8月1日 ➤閣議決定</p>	<p>中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて</p>	<p>【審議会の勧告と見直し内容の予算への反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の主務大臣に対する勧告の視点（独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針）を作成するものとする事、その際、中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準に掲げる視点等について、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならないこと等を決定。 <p>【中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点 <ul style="list-style-type: none"> ➤国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等 ➤事務及び事業を制度的独占により行う必要性 ➤事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点 ➤事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点 ➤事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点 ・事務及び事業の改廃に係る具体的措置 <ul style="list-style-type: none"> ➤事務及び事業の廃止、民間又は地方公共団体への移管、事務及び事業に関する制度的独占の廃止、自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減、事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管、事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大、事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小、事務及び事業の運営の合理化・適正化、市場テスト（事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする事。）その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施 ・独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置 <ul style="list-style-type: none"> ➤業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。 ➤法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。 ➤業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業の経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法 			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>人を民営化する。法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。</p> <p>▶特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。</p>			
平成 15 年 10 月 1 日	特殊法人から独立行政法人への移行開始	平成 15 年 10 月 28 日 法人が特殊法人から独立行政法人に移行			
平成 15 年 12 月 19 日 ▶閣議決定	独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について			<p>【役員退職金の支給率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。 <p>【業績勘案率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人評価委員会は、上記の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べるができる。独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。 	<p>【役員の退職金の支給額の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 15 年 9 月 16 日閣議決定）の 4 に基づき、決定に至った事由とともに公表する。
平成 16 年 12 月 24 日 ▶閣議決定	今後の行政改革の方針	<p>【独立行政法人の組織・業務全般の見直し等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、中期目標期間の終了時において、法人組織の廃止・統合や民営化を含め、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直す。また、特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合に生ずる問題点を具体的かつ明確に説明できない場合には特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を進める。特に、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人のうち 32 法人については、 			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>① 独立行政法人消防研究所及び独立行政法人農業者大学の廃止</p> <p>② 次に掲げる各法人の統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家及び独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター ➢ 独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所 ➢ 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所 ➢ 独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センター ➢ 独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所 ➢ 独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校 <p>③ 研究開発・教育関係法人の役職員の身分の非国家公務員化をはじめとする組織・業務の見直し内容が決定されたところである。これらの法人については、決定された見直し内容に沿った措置を着実に実施するとともに、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する法人のうち今後結論を得ることとなる 24 法人についても、本年の見直し結果を踏まえつつ、組織・業務全般の見直しについて、平成 17 年中に更に検討を進め、結論を得る。</p> <p>なお、当該見直し後に策定される新たな中期目標については、当該見直し時における総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘に沿って、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指す。</p> <p>また、運営費交付金については、透明性を向上させ、説明責任を確保する。</p> <p>【退職管理】</p> <p>・独立行政法人、特殊法人及び認可法人への公務員の再就職については、これらの法人役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、独立行政法人及び特殊法人については、引き続き選任手続を適切に行い、認可法人については、各府省は、離職後 2 年以内の所管法人への常勤役員の就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告することとする。併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後 2 年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。</p>			
平成 17 年 12 月 24 日 ➢閣議決定	行政改革の重要方針	<p>【独立行政法人の組織・業務全般の見直し等】</p> <p>・平成 17 年度末に中期目標期間が終了する 24 法人について、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき厳しく見直し、「平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 17 年 11 月 14 日政策評価・独立行政法人評価委員会）に沿った措置（別表 1 に記載、省略）を講ずる。これにより、①24 法人は 20 法人に整理・統合（平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する法人は 56 法人あり、昨年はそのうち 32 法人について見直しを実施。昨年及び本年の見直しにより、56 法人は 42 法人に整理・統合。）、②19 法人の役職員の身分は非公務員化（昨年及び本年の見直しにより、51 の特定独立行政法人中、44 法人の役職員の身分が非公務員化。）される。</p>			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>【役職員の非公務員化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19 法人の役職員の身分は非公務員化（昨年及び本年の見直しにより、51 の特定独立行政法人中、44 法人の役職員の身分が非公務員化。）される。これらの法人の新たな中期目標については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人に関する有識者会議の指摘に沿って、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定める。 <p>【特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中期目標期間の終了時期が平成 18 年度以降初めて到来することとなる。これらの法人については、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る。 <p>【平成 18 年度における見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度においては、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人（9 法人）に加え、平成 19 年度末に中期目標期間が終了する法人（31 法人）についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織 全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得る。融資業務等を行う独立行政法人については、平成 20 年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成 18 年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得る。これらの法人の見直しに当たっては、平成 18 年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめる。 <p>【特別会計の見直し・独立行政法人化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする。 ・一般会計からの繰入れが多額に上るなど一般会計と区分経理する必要性の薄れたものについては特別会計を廃止し一般会計事業とするほか、事業の性質により独立行政法人化等を検討するものとする。 ・空港整備特別会計については、将来の独立行政法人化等について検討するものとする。 ・森林保険特別会計については、平成 20 年度までに、独立行政法人化を検討するものとする。 ・国有林野事業特別会計については、平成 18 年 4 月に予定する国有林野事業勘定と治山勘定との統合を進めることとし、その後、平成 22 年度に、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、企業特別会計としての特性及びこれまでの取組等を踏まえ、その業務の性質により一般会計への統合・独立行政法人化を検討するものとする。 ・食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計については、平成 19 年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するものとする。 ・自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計については、平成 20 年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するものとする。 			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>【総人件費改革：独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定独立行政法人の公務員(7.1万人)について、独立行政法人を国家公務員の身分を有しない者が担う場合の問題点が明確でないものはすべて非公務員化する。 ・主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標において示すこととする。 ・各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費（注）の削減を行うことを基本とする（日本司法支援センター及び沖縄科学技術研究基盤整備機構を除く。）。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。各法人の長は、これらの取組を含む中期計画をできる限り早期に策定し、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗状況等を的確に把握するものとする。 <p>（注）今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の取組を踏まえ運営費交付金等を抑制する。 ・各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。 			
平成18年4月20日 ➤法律	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案成立	<p>【簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案】</p> <p>平成18年3月10日：国会提出 平成18年4月20日：成立 平成18年6月2日：公布、施行</p> <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政改革は、国民生活の安全に配慮しつつ、政府又は地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として、行われなければならない <p>【独立行政法人の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度以降に初めて中期目標の期間が終了する独立行政法人の検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。 <p>【行政改革推進本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、行政改革推進本部（設置期間は五年間）を置く。本部長は内閣総理大臣をもって充てる。 			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 19 年 6 月 19 日 ➤閣議決定	経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」への シナリオ～	<p>【独立行政法人等の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府が果たすべき機能の見直しの第一弾として、独立行政法人の改革を行う。 現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す。 <p>【改革のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての独立行政法人（101 法人）について、民営化や民間委託の是非を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。 <p>【具体的手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政改革推進本部は、総務省と連携して、次の原則に基づき、101 全法人を対象に見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①原則 1 「官から民へ」原則：民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。 ②原則 2 競争原則：法人による業務独占については、民間開放できない法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。 ③原則 3 整合性原則：他の改革（公務員制度改革、政策金融改革、国の随意契約の見直し、国の資産債務改革）との整合性を確保する。 ・上記の見直しの結果を踏まえ、平成 19 年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。 ・存続する法人については、そのすべての事務・事業について市場化テスト導入の検討対象とする。 ・政府としての整理合理化計画の具体的な策定方針を速やかに決定し、各主務大臣はその方針に沿って所管する全法人についてそれぞれの整理合理化案を平成 19 年 8 月末を目途に策定する。これに合わせ、中期目標期間終了時の見直しについて、平成 19 年度に見直す 23 法人に加え、平成 20 年度に見直す 12 法人についても前倒しで対象とする。 ・平成 19 年内を目途に「行政改革推進本部」において整理合理化の 内容を取りまとめ、政府として「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。 			
平成 19 年 8 月 10 日 ➤閣議決定	独立行政法人整理合理化 計画の策定に係る基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣は、本方針に沿って所管する独立行政法人についての整理合理化案を策定し、本年 8 月末に提出することを基本とする。 <p>【事務・事業及び組織の見直し（独立行政法人の徹底的な縮減）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①事務・事業のゼロベースでの見直し、②存続する事務・事業についても民営化の検討、③官民競争入札等の積極的な適用、④他の独立行政法人等への移管・一体的実施、⑤特定独立行政法人の見直し、⑥組織面の見直しについて、その見直し方針を明示 <p>【運営の徹底した効率化（独立行政法人の効率化）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①可能な限りの効率化の徹底等、②独立行政法人の資金の流れ等に関する徹底した情報公開、③随意契約の見直し、④保有資産の見直しについて、その見直し方針を明示 <p>【自主性・自律性の確保（独立行政法人の自律化）】</p>			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>・主務大臣が示す中期目標の明確化、②国民による意見の活用 独立行政法人の運営、③適切な業務運営の体制整備、④管理会計を活用した運営の自律化・効率化・透明化、⑤自己収入の増大等による財源措置、⑥情報公開に係る方針を明示</p> <p>【事務・事業等の類型別の視点】</p> <p>・事務・事業等を以下の6類型に分類し、それぞれ改革の視点を明示</p> <p>①公共事業執行型：法令遵守体制の整備、関連法人等との間の資金の流れに関する情報公開による透明性の確保等</p> <p>②助成事業等執行型：歳出削減等の観点からの事業の廃止・縮小、助成・給付基準の明確化 等</p> <p>③資産債務型：実物資産の原則売却及び金融資産の圧縮</p> <p>④研究開発型：研究開発に係る国の方針等との関係について精査、研究開発に係る成果チェックの厳格化等</p> <p>⑤特定事業執行型：官民競争入札等の積極的な適用、類似の事務・事業の一体的実施等</p> <p>⑥政策金融型：直接金融から民間金融の補完へ、リスク管理・回収等金融 業務実施機能の強化、直接融資からの撤退、不良債権の早期処理等</p>			
<p>平成19年12月24日 ➤閣議決定</p>	<p>独立行政法人整理合理化計画</p>	<p>【事務・事業の見直し等】</p> <p>・国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独立行政法人が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化等を推進</p> <p>【独立行政法人の廃止、民営化等】</p> <p>・事務・事業の見直しを踏まえ、組織を存続する必要が認められないものは廃止</p> <p>・事業性の認められる法人等の事務・事業であって、民間主体又は全額政府出資の特殊会社で実施させることができるものについては、民営化、全額政府出資の特殊会社化</p> <p>【統合、他機関・地方への移管】</p> <p>・類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発型の独立行政法人、小規模な法人であって業務運営の効率化等が図られるものについては、他法人との統合や他機関・地方への移管を行う（他の主務大臣の所管に係る法人の行う関連業務（研究開発・政策研究業務、病院業務、国際業務など。）を含む。）。</p> <p>【非公務員化】</p> <p>・役職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人の役職員の非公務員化を行う。</p>	<p>【給与水準の適正化】</p> <p>・各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。</p> <p>・主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。</p>	<p>【業務遂行体制の在り方】</p> <p>・役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p> <p>・独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。</p> <p>【理事、監事等報酬の公表】</p> <p>・各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公</p>	

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）	
		【個別法人の見直し】 ・101の独立行政法人すべてについて、個別に事務事業の見直し、組織の見直し、運営の効率化及び自律化方策等を決定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">101 法人</div> → (削減) → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">85 法人</div> ・廃止・民営化 6 法人 ・統合 16 法人 → 6 法人				表すること
平成 21 年 8 月 25 日 ➤閣議決定	公務員の給与改定に関する取扱いについて			【役職員の給与改定】 ・独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。	【給与水準の公表】 ・独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。あわせて、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 1 月 24 日閣議決定）に基づく給与水準の適正化等に着実に取り組む。	
平成 21 年 12 月 25 日 ➤閣議決定	独立行政法人の抜本的な見直しについて	【見直しの視点】 ・国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。 【事務・事業の抜本的な見直し】 ・必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。 ①国民生活にとって真に不可欠なものであるか。 ②事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。 ③公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施				

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)	
		<p>しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。</p> <p>④一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。</p> <p>⑤国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。</p> <p>【独立行政法人の廃止・民営化等】</p> <p>・事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。</p>				
平成 22 年 4 月 16 日 ➤法律	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案成立	<p>【独立行政法人通則法の一部を改正する法律案成立】</p> <p>平成 22 年 2 月 9 日：国会提出</p> <p>平成 22 年 4 月 16 日：成立</p> <p>平成 22 年 5 月 28 日：公布</p> <p>平成 22 年 11 月 27 日：施行</p> <p>・独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付の義務付け等の措置を規定。</p>				
平成 22 年 12 月 7 日 ➤閣議決定	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針	<p>【事務・事業の見直しについて】</p> <p>・独立行政法人を①研究開発関係、②金融関係、③研修・試験関係、④施設管理・運営関係、⑤検査・分析関係、⑥病院関係、⑦その他（情報収集・提供、交流・招へい、助成・振興）の類型ごとに見直しの基本的考え方を提示。</p> <p>また、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置を別表として提示。</p> <p>【資産・運営の見直しについて】</p> <p>・不要資産の国庫返納、事務所等の見直し、取引関係（随意契約、契約に係る情報公開、関連法人の利益剰余金等の国庫納付等、調達）の見直し、人件費・管理運営の適正化等の事項について、見直しの基本的考え方を明示。また、各独立行政法人の資産・運営について講ずべき措置を別表として提示。</p>				

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 24 年 1 月 20 日 ➤閣議決定	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針 ↓ 当面凍結 (平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)	<p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の政策実施機能の強化等の観点から、国や民間との関係も視野に入れて組織をゼロベースで見直し、廃止や自律的な経営が可能な法人の民営化等を実施する。 ・廃止又は民営化等を行うべき法人以外の法人については、各法人の事務・事業の特性に着目して類型化し、類型ごとに最適なガバナンスを構築する。 ・類型を踏まえつつ、政策実施機能の強化や効率性の向上の観点から法人を再編する。 ・新たな法人制度に共通するルールを整備する。 <p>【制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の事務・事業の特性を踏まえ、国の関与の在り方の違い等に鑑み、①一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる法人「成果目標達成法人」と②国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、确实・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う「行政執行法人」とに分類。 ・成果目標達成法人については、①研究開発型、②文化振興型、③大学連携型、④金融業務型、⑤国際業務型、⑥人材育成型等に分類し、構築すべきガバナンスを決定。 ・行政執行法人については、毎年度主務大臣からの具体的な指示等に基づき事務・事業が実施されていることから、中期的な目標管理にはなじみにくく、基本的に単年度ごとの目標管理の下で効率的な業務運営を図ることが適切である。また、執行に関する法人の裁量が小さいことから、意思決定の仕組みを必要最小限の簡素なものとするのが適当である。 <p>【新たな法人制度に共通するルールの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策の責任主体である主務大臣が、法人の業務運営に関し、必要な場合に新たな措置を講じることを可能とするとともに、法人の内部ガバナンスについて、責任の明確化や監事の権限の拡充を通じ、その機能を強化することなどにより、法人の適正な業務運営を確保する仕組みを導入する。 ・運営費交付金等について、法人運営への国の事前関与と事後評価を適切に組み合わせ、法人の経営努力を促進しつつ、財政資金の効率的・効果的な使用を徹底するとともに、財政規律を抜本的に強化する。 ・政策の責任主体たる国（主務大臣）が目標を設定するものの、自ら評価を行わないという現行制度を見直し、政策実施機関としての法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効的で一貫性のある目標・評価の仕組みを構築する。 ・新たに設置する中立・公正な第三者機関による国民目線での点検等の仕組みと行政評価・監視、行政事業レビュー等の既存の仕組みを効果的に組み合わせ、法人の中期目標管理等に関する主務大臣の適正な対応を確保する仕組みを整備する。また、法人の組織や業務運営の状況に関する情報について、国民に積極的かつ分かりやすく提供する取組を強化し、併せて、契約・調達等の透明性の向上や会計基準の見直し等を行う <p>【独立行政法人の組織の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各独立行政法人の組織について講ずべき措置（廃止、民営化、再編等）を別紙として、個別法人ごとに決定。 			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)	
平成 25 年 1 月 24 日 ➤閣議決定	平成 25 年度予算編成の基本方針	【見直しの基本方針の凍結】 ・特別会計及び独立行政法人の見直しについては、「特別会計改革の基本方針」（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、平成 25 年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成するものとする。特別会計及び独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。				
平成 25 年 11 月 15 日 ➤閣議決定	公務員の給与改定に関する取扱いについて				【給与水準とその公表】 ・独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう厳しく見直すことを要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与水準を毎年度公表する。	
平成 25 年 12 月 12 日 ➤閣議決定	平成 26 年度予算編成の基本方針	・独立行政法人改革について、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、各法人の共通の規律を前提としつつ、各法人の事務・事業の特性を踏まえた制度を構築し、各法人に期待される政策実施機能を高めるべく、平成 27 年 4 月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする。				
平成 25 年 12 月 24 日 ➤閣議決定	独立行政法人改革等に関する基本的な方針	【独立行政法人改革等の基本的な方向性】 ・今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。このため、 ①組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる ②制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする ③数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す ④各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備する との観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。今後、この改革に必要な措置を速やかに講じ、新たな制度・組織の下で、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することにより、これまでの集大成としての改革が実現するよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。				

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>【法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人を以下の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 中期目標管理により事務・事業を行う法人 国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。） ② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人 「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。） ③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人 国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。） ・法人の役職員の身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しいサービスを適用するため、その役職員は国家公務員とする。 <p>【PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ実効性のある評価体制の構築、目標設定及び業績評価の在り方、法人分類に応じた評価手続の整備（中期目標管理型の法人における評価手続、単年度管理型法人における評価手続）、第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等について決定している。 <p>【法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の長の下での自律的な PDCA サイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。 ・監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化、法人の役職員への再就職あっせん等に関する規制の導入、主務大臣による事後的な是正措置 <p>【財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、調達の合理化、情報公開の充実方策を決定 <p>【研究開発型の法人への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置、世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置をそれぞれ決定 			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>【独立行政法人の組織等の見直しの基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることを目的とする。 ・「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等により官の肥大化防止・スリム化を図る。 ・民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化を行う。また、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点から必要な見直しを行う。 ・類似の業務や互いに密接に関連する業務を実施している法人について、これらの法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合する。その際、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意する。 ・独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人については、他の法人との統合を検討する。 ・法人間における業務実施の連携強化について積極的に取り組むほか、外部委託の活用の実態等を踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化を一層推進する。 <p>【各独立行政法人等について講ずべき措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各法人等について講ずべき措置として、102の独立行政法人等の分類を行うとともに措置すべき事項を定めている。なお、廃止、統合とされた法人は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢日本万国博覧会記念機構は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構を廃止する法律の規定に基づき廃止する。 ➢大学日・学位授与機構と国立大学財務・経営センターを統合し、中期目標管理型の法人とする。 ➢国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所を統合し、研究開発型の法人とする。 ➢労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構を統合し、中期目標管理型の法人とする。 ➢種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所の4法人を統合し、研究開発型の法人とする。 ➢水産大学校と水産総合研究センターを統合し、研究開発型の法人とする。 ➢森林保険特別会計を平成26年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究に移管する。研究開発型の法人とする。 ➢日本貿易保険と貿易再保険特別会計は全額政府出資の特殊会社に移行する。貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止。 ➢交通安全環境研究所と自動車検査独立行政法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。 ➢海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所の3法人を統合し、研究開発型の法人とする。 ➢航海訓練所と海技教育機構を統合し、中期目標管理型の法人とする。 ➢原子力安全基盤機構は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の規定に基づき、廃止する。 <p>【法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるため、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、これに応じてガバナンスを高度化するなど、制度・運用の見直しを行うことにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにするとともに、その効率性を確保することが必要。 			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>・このため、法人が行う①金融業務、②人材育成業務、③文化振興・普及業務、④研修施設運営業務、⑤公共事業執行業務、⑥助成・給付業務について、制度・運用の見直し事項を具体的に決定。</p>			
平成 26 年 6 月 6 日 >法律	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案成立	<p>【独立行政法人通則法の一部を改正する法律案】</p> <p>平成 26 年 4 月 15 日：国会提出 平成 26 年 6 月 6 日：成立 平成 26 年 6 月 13 日：公布 平成 27 年 4 月 1 日：施行</p> <p>・独立行政法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類として、中期目標管理法、国立研究開発法人及び行政執行法人を設け、各分類に即した目標設定及び業績評価に関する事項を定めるとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講じたもの。</p> <p>【独立行政法人の定義、分類】</p> <p>・独立行政法人を次の通り定義づけ。</p> <p>①中期目標管理法：国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人</p> <p>②国立研究開発法人：我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人</p> <p>③行政執行法人：国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人</p> <p>【総務大臣の役割】</p> <p>・総務省に、目標設定及び業績評価等について主務大臣に意見を述べること等の事務をつかさどる独立行政法人評価制度委員会を置く。</p> <p>・総務大臣は、中期目標、中長期目標、年度目標の策定、業績評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。</p> <p>【主務大臣の役割】</p> <p>・中期目標管理法の主務大臣は、3年以上5年以下の期間において中期目標管理法が達成すべき中期目標を定め、当該法人に指示するとともに、公表しなければならない。</p> <p>・国立研究開発法人の主務大臣は、5年以上7年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき中長期目標を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならない。</p> <p>・行政執行法人の主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する年度目標を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならない。</p>			
平成 26 年 8 月 29 日 >行政改革推進本部	各独立行政法人の統廃合等に係る措置に実施時期	<p>【法人の統廃合】</p> <p>・大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターの2法人を統合し、中期</p>			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス（情報公開等）
決定	について	<p>目標管理型の法人とする。（実施時期：平成 28 年 4 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立健康・栄養研究所及び医薬基盤研究所の 2 法人を統合し、研究開発型の法人とする。（実施時期：平成 27 年 4 月（第 186 回通常国会において法案成立）） ・ 労働安全衛生総合研究所及び労働者健康福祉機構の 2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。（実施時期：平成 28 年 4 月） ・ 種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所の 4 法人を統合し、研究開発型の法人とする。（実施時期：平成 28 年 4 月） ・ 水産大学校及び水産総合研究センターの 2 法人を統合し、研究開発型の法人とする。（実施時期：平成 28 年 4 月） ・ 交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の 2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。（実施時期：平成 28 年 4 月） ・ 海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の 3 法人を統合し、研究開発型の法人とする。（実施時期：平成 28 年 4 月） ・ 航海訓練所及び海技教育機構の 2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。（実施時期：平成 28 年 4 月） <p>【特殊会社化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社に移行する。（実施時期：平成 29 年 4 月） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融業務の制度・運用の見直し（例：金融庁検査の導入時期、役職員の守秘義務規定の設定等）、法人の組織等に係るその他の措置（例：法定理事数の削減等）の実施時期を明示している。 			

改革対象等	独立行政法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 29 年 11 月 17 日 ➤ 閣 議 決 定	公務員の給与改定に関する取扱いについて			<p>【給与改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。 <p>【退職手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人及び特殊法人等の役職員の退職手当についても、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当 制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。 	

特 殊 法 人

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等		特殊法人			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス（情報公開等）
昭和 58 年 3 月 14 日 ➤第 2 次臨調答申	行政改革に関する第 5 次 答申—最終答申—	<p>【特殊法人等の活性化方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人及び認可法人についても、行政の減量化と官民の事業分野の調整という観点から徹底した見直しを行い、経営形態の変更、事業の廃止・縮小・限定等を推進する。また、政府資金等への依存から脱却し、経営の自立化に努めるとともに、経常の活性化を図るための共通的・制度的方策を確立する。 <p>【自立化の原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立できることとなった法人は、民間法人化することを原則とする。「民間法人化する」とは、その事業が制度的に独占とされておらず、かつ、次のいずれかに該当する法人にすることをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 商法又は民法上の法人で、国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ないもの ①以外の法律に基づき設立された法人で、法律上数が限定されておらず、国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ないもの ①及び②以外の法人で次のすべての要件に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ないもの イ 役員を選任が自主的に行われていること ウ 事業の経常的運営に要する経費が、その事業による収入で賄われており、国又はこれに準ずるものからの補助金等に依存していないこと 民間法人化に当たっては、行政機関等との人事交流が可能となるよう措置する。 <p>【整理合理化方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的意義が低下しているもの、効果が不明確なもの、特定の対象を過度に優遇しているもの等については、廃止、縮小、事業分野の限定を図る。 民間にゆだねても差し支えないものについては、廃止又は民間法人化を図る。 事業執行の効率性・適正性が確保されていないものについては、運営の改善に努めるとともに機構・定員の見直しを行う。 	<p>【役員定数, 任免】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人の役員の数及び任免に関する既往の閣議決定等を厳守するとともに、認可法人についてもこれに準じた措置を講ずる。 <p>【役員の退職金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員の退職金は、閣議決定による在職期間の限度を超える期間に対応する部分については、停止又は逡減する。 <p>【職員の賞与】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の賞与の総額を特殊法人等に対する業績評価の結果に応じて増減する制度を採用する、等 <p>【役員の任期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員（総裁、副総裁等を除く。）の任期は 2 年とするが、昭和 52 年の閣議決定による在職期間の限度内での再任は妨げない、等 	<p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等は、中期的（期間 3～5 年）な事業計画を策定し、計画の終了時点ごとに事業内容の全般的な見直しを行う。 <p>【役員の実任】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務執行に関する役員の実任を明確にするるとともに、業務執行の結果について役員の実任を問う体制を確立する。 <p>【業績評価等とその公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業績評価、監査及び経営診断並びに中期的な事業計画の見直しの結果等は、原則として公開する。 	

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)	
		【事業類型別、所管府省別個別法人の整理合理化】 ・上記の他、政策金融関係、産業助成関係、公共事業関係、施設関係、国際関係、検査・検定関係、公営競技関係等事業類型別に改革の視点を提言。 ・更に、所管府省庁別に個別法人に係る整理合理化措置を具体的に提言。				
昭和 58 年 5 月 24 日 >閣議決定	臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）	【民間法人化】 ・農林中央金庫、中小企業投資育成株式会社（東京、名古屋、大阪）等民間法人化を答申で指摘された法人については、答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として3年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。	【統廃合】 ・医療金融公庫、国立競技場等統廃合を答申で指摘された法人については、原則として、昭和 59 年度末までに措置することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく所要の準備を進める。 【事業の縮小等】 ・事業の縮小・重点化等を答申で指摘された法人について、政策金融関係法人、産業関係法人、公共事業関係法人、施設関係法人等ごとに昭和 59 年度予算編成過程において具体的措置を検討し、一括して成案を得るものとする旨を決定。		【活性化方策】 ・既往の閣議決定等の一層の順守、徹底を図るとともに、責任体制の明確化と士気の高揚を図る観点から、答申の趣旨を踏まえ、所要の具体的措置について検討するものとする。	
昭和 59 年 1 月 25 日 >閣議決定	行政改革に関する当面の実施方針について	【民間法人化】 ・農林中央金庫については、昭和60年度末までの間において速やかに民間法人化（答申の「自立化の原則」に従い民間法人化することをいう。以下同じ。）する。 ・東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社及び大阪中小企業投資育成株式会社、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、製品安全協会、軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構、郵便貯金振興会、日本消防検定協会、危険物保安技術協会については、早期に民間法人化する	【統廃合等】 ・日本原子力船研究開発事業団については、日本原子力研究所と統合することとし所要の法律案を今国会に提出する。 ・国立競技場と日本学校健康会とを、昭和60年2月を目途に統合することとし、所要の法律案を今国会に提出する。 ・国立教育会館については、経営の効率化のため、業務の民間委託等を進め定員の縮減を図るとともに、施設利用料の適正化等により収入の増加を図る。その在り方については、答申の趣旨を踏まえ、引き続き検討する。 ・昭和60年1月を目途に医療金融公庫を社会福祉事業振興会と統合することとし、所要の法律案を今国会に提出する。		【活性化方策】 ・法人の業務の実態に応じ、事業計画の内容を充実させるとともに、主務大臣及び法人は、決算完結後、事業実績について、事業計画と照らし徹底した分析、評価を行う。 ・法人の業務執行に関する重要事項は、役員会において決定するものとする。このため、役員会の置かれていない法人については、速やかに、定款等の変更を行い、役員会を設置するものとする。 【監事監査】 ・法人の監事監査にあつては、監査結果報告書の作成及び同報告書の主務大臣への提出を徹底させる等その機能の活性化を図る。	

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>ための条件整備を図り昭和60年度末までに所要の法律改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信・放送衛星機構については、宇宙通信政策や公衆電気通信事業等の今後の推移及び利用者保護にも配慮しつつ、民間資金の円滑な導入等経営基盤の安定化等を図り、民間法人化するための条件整備を進める。 陸上貨物運送事業労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会については、事業運営の在り方を見直すとともに、業界の自主的団体としての性格を明確化する。 中央職業能力開発協会については、技能検定制度の実態を踏まえ、民間法人化するための条件整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険協会、林業信用基金及び中央漁業信用基金の3法人については、昭和61年度を目途に統合を図るため、昭和59年度から、各法人の組織の基盤、出資の形態を踏まえ、条件整備を進める。 関西国際空港株式会社（仮称）を特殊法人として設立（昭和59年10月1日予定）することに伴い、かつ、答申に即し、特殊法人たる日本自動車ターミナル株式会社を昭和60年6月末までに廃止し、民営移行する。大阪国際空港周辺整備機構と他との統合等を図り、昭和60年9月末までに1法人を減ずる。 <p>【事業の縮小等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の他、44法人について、個別に事業の縮小、重点化、合理化、効率的運用等について決定。 		<p>また、法人相互間の監事の連携を強化し、監査水準の向上に資する。</p> <p>【会計処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の会計処理については、昭和60年度を目途に、その業務の性格に応じた標準化を図るため、政府部内において、現在実施中の特殊法人の会計処理基準の標準化に関する行政監察の成果をも踏まえつつ、速やかに具体的な検討を行う。また、財務諸表等の公開を行う。
昭和59年12月29日 ➤閣議決定	行政改革の推進に関する当面の実施方針について	<p>特殊法人等については、昭和60年度において、次のとおり整理合理化等を進めるほか、59行革大綱に基づき、その他の事項についても着実に推進する。</p> <p>【特殊法人等の統廃合等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立競技場と日本学校健康会とを、昭和60年10月に統合することとし、所要の法律案を今国会に再提出する。 国立教育会館については、その在り方について、臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ引き続き検討を進め、昭和61年度予算編成時を目途に結論を得よう努める。 基盤技術研究促進センター（仮称）を認可法人として設立（昭和60年10月1日予定）することに伴い、認可法人たる貿易研修センターを昭和60年度末までに廃止することとし、所要の法律案を今国会に提出する。 特殊法人たる日本自動車ターミナル株式会社を昭和60年6月末までに廃止し、民営移行することとし所要の法律案を今国会に提出する。 大阪国際空港周辺整備機構と福岡空港周辺整備機構とを昭和60年9月末までに統合することとし、所要の法律案を今国会に提出する。 <p>【特殊法人等の民間法人化】</p>			

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>・農林中央金庫，東京中小企業投資育成株式会社，名古屋中小企業投資育成株式会社，大阪中小企業投資育成株式会社，高圧ガス保安協会，日本電気計器検定所，製品安全協会，軽自動車検査協会，日本小型船舶検査機構，郵便貯金振興会，日本消防検定協会及び危険物保安技術協会については，引き続き早期に民間法人化するための条件整備を図り，昭和60年度末までに所要の法律改正を行う。</p> <p>【特殊法人等の事業の縮小等】</p> <p>・特殊法人等について，別紙1(省略：46法人について、個別に事業の縮小等を決定)のとおり事業の縮小，重点化等を図る。</p> <p>【特殊法人等の活性化方策】</p> <p>・特殊法人等及びその事業の存続の必要性についての定期的な見直し等59行革大綱において定められた特殊法人等の活性化方策については，政府部内における連絡調整の充実を図りつつ，各省庁において，各法人の経営の実態に即し引き続き所要の措置を講ずる。</p>			
昭和60年5月28日 ➤閣議了解	公団等の特殊法人の役職員の給与の取扱について			<p>【一般職員等の給与】</p> <p>・一般職員等の給与については，特殊法人の性格から，①給与決定に当たっての労使の自主性を損なうようなものでないこと、②特殊法人の持つ公共性にかんがみ，具体的支給率は，民間準拠となっている非現業国家公務員の水準を基準として，国民の理解が得られる範囲内のものであること、③各特殊法人がそれぞれ有する企業性を十分発揮した効率的運営に資するため，企業努力が支給率に反映されるものであることとの原則を踏まえて決定される必要があると考え，今後，下記により措置されるよう対処する。</p> <p>・現行の期末・奨励手当のほか，法人の実態に応じ，新たに企業努力によって弾力的に決定される手当部分（業績手当）を導入することができるものとする。</p> <p>・給与は，その性格から，本来，職員ごとに勤務成績を反映して支給されるべきものであることにかんがみ，現在の支給実態を見直すとともに，その適正化が図られるものとする。</p>	

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
				【本部の部長相当職以上の職にある者の賞与】 ・なお、役員及び管理職のうち本部の部長相当職以上の職にある者の賞与については、従来どおり、国家公務員並に扱う。	
昭和 60 年 12 月 28 日 > 閣議決定	昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【民間法人化】 ・農林中央金庫、東京中小企業投資育成(株)、名古屋中小企業投資育成(株)、大阪中小企業投資育成(株)、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、製品安全協会、軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構、郵便貯金振興会、日本消防検定協会、危険物保安技術検定協会については、民間法人化することとし、所要の法律案を今国会に提出する。	【統廃合等】 ・東北開発株式会社を昭和 61 年度に廃止し、民営移行することとし、所要の法律案を今国会に提出する。 ・昭和 61 年度に認可法人生物系特定産業技術研究推進機構（仮称）を設立する。この設立は、特殊法人農業機械化研究所を廃止し、認可法人に改組することにより行う。所要の法律案を今国会に提出する。 ・農業信用保険協会、林業信用基金、中央漁業信用基金については、昭和 62 年度に統合を図ることとし、所要の法律案を次期通常国会に提出するための準備を進める。 ・特定産業信用基金については、同基金の組織、資金の活用を図ることとし、産業基盤信用基金（仮称）に改組する。所要の法律案を今国会に提出する。 ・日本航空株式会社の民営化については、臨時行政改革推進審議会、運輸政策審議会の審議を踏まえ適切に対処する。 【事業の縮小等】 ・上記の他、特殊法人等の事業の縮小、重点化を図ることについて、43 の個別法人ごとに閣議決定。		

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
昭和 61 年 12 月 30 日 ➤閣議決定	昭和 62 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		<p>【統廃合等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業信用保険協会、林業信用基金、中央漁業信用基金の 3 法人については、昭和 62 年度において統合する。所要の法律案を今国会に提出する。 ・日本航空株式会社は昭和 62 年度に廃止し、完全民営化することとし、所要の法律案を今国会に提出する。 ・沖縄電力㈱については、できる限り早期に民営化を図ることとし、経営の長期安定化を進めるための所要の措置を講ずるとともに会社の体制整備を行うものとする。 ・第 105 回国会において審議未了となった船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案については、今国会に再提出する。 <p>【個別法人の合理化、活性化方策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益事業関係（2 法人）、融資事業関係（6 法人）、公共事業関係（4 法人）、国際協力事業関係（4 法人）について、個別に合理化、活性化方策を決定。 	<p>【役職員給与等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人（大蔵省協議法人）職員の給与決定については、政法連の活用等諸条件の整備について所要の検討を行う。 ・役員を選任については、総裁等、監事は主務大臣が任命するが、副総裁等及び理事は総裁等が任命することとし、主務大臣の任命制を認可制に改めるため所要の法律改正を逐次実施する。 	<p>【活性化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等の経営の活性化のため、経営の自主性の向上、経営責任の明確化、職員の士気の向上等の課題に適切に対処し、公共性と効率性の相乗効果が発揮されるよう、人事管理、予算・会計等各方面にわたり活性化方策を講ずる。 ・政府による予算統制の弾力化、企業会計原則に沿った会計処理基準の作成及び関連法人の経営の活性化、収益納付の強化について所与の検討を井進め、逐次実施に移す。 ・政府規制については、必要最小限度のものになるよう、廃止・緩和を積極的に進める。 <p>【財務諸表の公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等の公開を引き続き進める。
昭和 62 年 12 月 28 日 ➤閣議決定	昭和 63 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	<p>【民営化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄電力株式会社については、民営移行のための諸条件を早急に整備し、それが整い次第速やかに完全民営化を行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地開発公団については、大規模な畜産開発に特化した現行業務を廃止し、我が国農業の構造政策を強力に推進するための高生産性農業の展開を促進する農用地等の整備・保全に関する業務等を行う農用地整備公団（仮称）に改組することとし、所要の法律案を今国会に提出する。 ・62 行革大綱において合理化、活性化を定められたその他の特殊法人については、引き続きその推進を図る。 		

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			<ul style="list-style-type: none"> ・臨時行政調査会答申に係るその他の特殊法人についても、既定の方針に基づき、引き続き事業の縮小・重点化を図る。 		
平成元年1月24日 >閣議決定	平成元年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【民間法人化の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人の自立化を推進するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会については、平成元年度中に民間法人化を行うこととし、そのための所要の措置を講ずる。 ・通信・放送衛星機構及び中央職業能力開発協会についても、引き続き、民間法人化に向けた条件整備を推進する。 	【特殊法人等事業の合理化・効率化】 <ul style="list-style-type: none"> ・次の16法人について、事業の効率化等所要の措置を講ずる旨を決定。 海外経済協力基金、日本科学技術情報センター、国際協力事業団、国際協力基金、日本万国博覧会記念協会、放送大学学園、社会保障研究所、農用地整備公団、畜産振興事業団、石油公団、電源開発株式会社、新エネルギー・産業技術総合開発機構、帝都高速度交通営団、日本放送協会、日本労働協会、住宅・都市整備公団 ・臨時行政調査会及び級臨時行政改革推進審議会の答申に係るその他の特殊法人について、既定の方針に基づき、引き続き合理化、活性化等を推進すること等を決定 		
平成元年12月29日 >閣議決定	平成2年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		【個別特殊法人等の活性化等】 <ul style="list-style-type: none"> ・海外経済協力基金：事業の迅速かつ効率的実施を図るため、審査マニュアルの充実等に努めるとともに、簡素化された借付手続等の活用により、基金の自主的裁量の範囲の拡大を図る。 また、国際機関等との連携強化、海外駐在員事務所の機能強化、専門家の養成・確保、外部専門家の活用、案件の準備及び援助効果促進のための調査の充実等に努め、優良案件の発掘、案件の審査・監理、評価の充実等を図る。 ・日本科学技術センター：情報提供事業については、各種業務の民間委託、機械化等による業務の効率化及び低コスト化並びに収入の増大及び国庫負担の軽減を図り、その民営化を図るための条件整備を引き続き進めるとともに、同事業の民営化の在り方について検討を行うこととする。 		

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力事業団：援助案件の効果的・効率的実施を図るため、援助要請段階における要請内容の把握、分析機能の強化を図るとともに、国別分析・調整機能の強化による総合調整機能の活性化等を図る。さらに、引き続き援助終了後のフォローアップ活動を充実するとともに被援助国との共同評価の一層の推進及び外部専門家の活用等による援助評価の充実等に努める。また、事業団本部から在外事務所への権限、業務の委譲を更に推進する。 ・畜産振興事業団：肉用子牛生産者補給金制度の導入に際しては、既存の体制を活用するなど、効率歴かつ円滑な業務の実施を図る。また、輸入牛肉に係る業務の廃止に当たっては、既定の方針に沿って売買同時入札を適切に実施するなどにより円滑な移行を図るとともに、同業務の廃止に伴う合理化については、平成3年度予算編成過程で成案を得る。 ・政府保有株式について、既定の方針に沿って適切な売却に努めるとともに、引き続き、経営体質、収益力の強化に努め、速やかに利益配当を実施する。 ・帝都高速度交通営団：完全民営化に向けて、その前提である地下鉄のネットワークの概成に努めるとともに、平成3年度を目途に可及的速やかに特殊会社への改組を図るため、引き続き条件整備を進めつつ、その具体的措置について検討する。 ・日本放送協会：公共放送として国民の信頼を確保し、その使命を果たしていくため、引き続き業務範囲の在り方について検討するとともに、協会において、新たに長期的かつ総合的な経営計画を策定し、計画的な要員の合理化、関連企業からの収益の還元、副次収入の確保等を図ることにより、徹底した経営の効率化と経営基盤の整備強化を進める。 <p>【民間法人化、合理化、活性化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上のほか、その他の特殊法人等について、既定の方針に基づき、引き続き民間法人化、合理化、活性化等を推進する。 		

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成2年12月29日 ➤閣議決定	平成3年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		<p>【個別特殊法人等の活性化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外経済協力基金：事業の迅速かつ効率的実施を図るため、審査マニュアルの充実等に努めるとともに、簡素化された借款供与手続との活用により、基金の自主的裁量の範囲の拡大を図る。 また、国際機関等との連携強化、海外駐在員事務所の機能強化、専門家の養成・確保等に努め、優良案件の発掘、案件の審査・監理、評価の充実等を図る。 ・日本科学技術センター：情報提供事業については、既定の方針に基づき、引き続き、民営化を図るための条件整備を進めるとともに、同事業の民営化の在り方について検討を行う。 ・国際協力事業団：援助案件の効果的・効率的実施を図るため、援助要請段階における要請内容の把握、分析機能の強化を図るとともに、国別分析・調整機能の強化による総合調整機能の活性化等を図る。さらに、引き続き援助終了後のフォローアップ活動及び援助評価の充実等に努める。また、在外公館から在外事務所への業務の委譲を推進するとともに、業務内容等の情報の交換を一層推進する。 ・畜産振興事業団：輸入牛肉に係る業務の廃止等に伴い、組織の再編合理化を行うとともに、定員についても所要の縮減を図る。 ・電源開発株式会社：引き続き、配当の継続実施に向けた収益力の強化等に努めるとともに、業務効率化に一層強力に取り組むこととする。 ・帝都高速度交通営団：地下鉄のネットワークの概成に努め、完全民営化の早期かつ円滑な実施を図ることとし、鉄道整備を巡る諸情勢の変化等を踏まえつつ、可及的速やかに特殊会社への改組を図るため、具体的措置等について検討する。 ・日本放送協会：公共放送として国民の信頼を確保し、その使命を果たしていくため、引き続き業務範囲の在り方について検討するとともに、現行経営計画に沿って、引き続き要員の計画的縮減を含む経営の合理化、効率化の推進及び関連企業からの収益の還元、副次収入の確保等経営基盤の整備を進める。 		<p>【経営の活性化、定期的見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等について、経営体としての企業性、自主性の発揮、経営責任の明確化等経営の活性化を図るため具体的方策の推進を図る。また、特殊法人等及びその事業の必要性等について、定期的な見直しを推進する。

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			【民間法人化、合理化、活性化等】 ・その他の特殊法人等について、既定の方針に基づき、引き続き民間法人化、合理化、活性化等を推進する。		
平成3年12月28日 ➤閣議決定	平成4年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		【個別特殊法人の合理化方策等】 ・公害防止事業団については、環境行政の主要課題の変化に対応するため、環境事業団（仮称）に改組することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出する。 ・国際協力事業団の本部組織の見直し、国際協力事業団と海外経済協力基金の在外事務所の共同的運用、在外大使館を含めた在外事務所間の連携・協議体制の強化を図る、等 ・上記のほか、海外経済協力基金、日本科学技術センター、国際協力事業団、帝都高速度交通営団、日本放送協会について、経営の合理化方策等を決定。		【活性化方策と事業の定期的見直し】 ・特殊法人等について、経営体としての企業性・自主性の発揮、経営責任の明確化等経営の活性化を図るための具体的方策の推進を図る。また、特殊法人等及びその事業の必要性等について定期的な見直しを推進する。
平成4年12月26日 ➤閣議決定	平成5年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		【個別特殊法人等の活性化等】 ・海外経済協力基金：事業に効率的・効果的实施を図るため、マクロ・セクター経済調査の充実、既存の海外駐在員事務所の機能強化、国際機関等との連携強化等による案件の審査・監理及び評価の充実を図るとともに、引き続き簡素化された借付供与手続等の活用により基金の自主的裁量の範囲の拡大を図る。 ・日本科学技術情報センター：情報提供事業の民営化の在り方については、引き続き各種業務の民間委託、機械化等による業務の効率化及び低コスト化を進めるとともに、オンラインによる情報提供サービスにおいて民間情報機関等のネットワークと相互に接続する等民間活力を積極的に活用することとする。 ・国際協力事業団：援助要請内容の把握・分析機能の強化を図るとともに、国別分析・調整機能及び環境等グローバルな課題に対応する機能の強化による総合調整機能の活性化等を図る、等 ・放送大学学園：学生受け入れの積極的な拡大及び効率的運営により、適切な自己収入の確保と極力経費の節減を図る。 ・帝都高速度交通営団：地下鉄のネットワークの概成に努め、完全		【活性化方策と事業の定期的見直し】 ・特殊法人等について、経営体としての企業性・自主性の発揮、経営責任明確化等経営の活性化を図るため具体的方策の推進を図る。また、特殊法人等及びその事業の必要性等について定期的な見直しを推進する。 【情報公開】 ・海外経済協力基金：基金の活動についての情報の公開・提供を一層推進する。 ・国際協力事業団：業務内容等の情報の公開を一層推進する。

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			<p>民営化の早期かつ円滑な実施を図ることとし、可及的速やかに特殊会社への改組を図るため、引き続き、その具体化措置等について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本放送協会：公共放送としての使命を果たし、国民の信頼を確保するため、引き続き、業務範囲の在り方について検討を進めるとともに、要員の計画的縮減を含む経営の合理化・効率化及び経営基盤の整備を推進する。 		
<p>平成5年10月27日 ➤臨時行政改革推進審議会答申</p>	<p>最終答申</p>	<p>【特殊法人の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁は、所管の特殊法人について、平成7年度までに以下の視点に沿って総合的かつ全般的な見直しを行う。 ① 社会経済情勢の変化等により、事業の目的を概ね達成しているもの、特定の対象を優遇する必要性を失っているものなど、当初ねらいとした役割の意義が低下又は変質することにより事業の社会的意義が低下しているものについては、廃止、縮小、事業分野の限定等を図る。 ② 民間において同種の事業を実施しているもの、又は実施し得るものについては、民営を圧迫していないか、民間に委ねることはできないか、事業自体を民営で行うことができないかという観点から見直しを行い、必要に応じ廃止、縮小、民営化、政策手段の見直し、民間委託等を図る。 ③ 地域経済の振興、地域づくり、住民生活に密接に関連する事業であって、地方公共団体等において実施し得るものについては、地方への委譲を図る。地方への委譲が適当ではない場合においても、地域の特性、自主性を生かしていく観点から、事業実施体制の見直し、地方の人材等の活用、地方の意向の反映を図る。 ④ 国際関係事業については、国際化に対応した行政サービスの質的向上を図る。海外における事業実施に当たっては、海外の人的・物的資源の有効活用、各法人間の有機的な連携の確保を図る。 ⑤ 国際化の進展を踏まえ、従来、国内的問題に重点を置いて実施されてきた事業についても、国際社会との調和を図る観点に立って見直しを行う。 ⑥ 生産者及び消費者・生活者の双方に関連する事業を実施しているものについては、消費者・生活者の利益を重視する方向で見直しを行う。 ⑦ 同種類別の事業を他の特殊法人等で実施している場合には、事業の総合性の確保、事業の効率的な実施、規模の経済性、利便性の向上等の観点から見直しを行い、事業の統合整理、連携確保等を図る。 ⑧ 人事管理、予算・会計制度、事業運営等の国の監督・規制を極力緩和する一方、事業の効果的、効率的な実施を図るとともに経営責任を明確にする方向で国の関与の在り方を見直す、等 			
<p>平成6年2月15日 ➤閣議決定</p>	<p>今後における行政改革の推進方策について</p>		<p>【事業内容、実施体制等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁において、おおむね2年間を目途に、所管特殊法人等について、順次、事業の社会経済的必要性、民間能力の活用、事業の総合性・効率性、経営責任の明確化等の観点から、その事業内容、実施体制等を見直し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。 		

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成6年12月25日 ➤閣議決定	当面の行政改革の推進方策について		【特殊法人等の改革・合理化】 <ul style="list-style-type: none"> ・「今後における行政改革の推進方策について」（平成6年2月15日閣議決定）等を踏まえ、各省庁において所管特殊法人等の役割・意義について徹底した見直しを行い、整理合理化を推進する。特殊法人については、平成6年度中に見直しを行い、認可法人についてもできる限り速やかに見直しを実施する。 ・特殊法人の定員（職員数）については、特殊法人の在り方自体が検討されていること等にかんがみ、その抑制に努める。 ・特殊法人に対する補助金等については、平成7年度予算において新規の創設は原則として行わないこととし、抑制に努める。 	【役員の人事管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人の、役員については、昭和54年12月18日の閣議了解の趣旨を踏まえつつ、その適正な人事管理の在り方を検討する。 	
平成7年2月24日 ➤閣議決定	特殊法人等の整理合理化について	【事業の合理化、効率化等】 <ul style="list-style-type: none"> ・個別に80法人について、事業の合理化、効率化を図る旨を決定。 【個別法人の統廃合及び民営化の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・個別法人の統廃合及び民営化の推進を次のとおり決定。 <ol style="list-style-type: none"> ①新技術事業団と日本科学技術情報センターとを統合する。 ②日本たばこ産業株式会社については、塩専売事業を民営化する。会社の株式については、専売改革の趣旨に沿って売却を進める。 ③私立学校教職員共済組合と日本私学振興財団とを統合する。 ④社会保障研究所を廃止する。 ⑤畜産振興事業団と蚕糸砂糖価格安定事業団とを統合する。 ⑥石炭鉱害事業団と新エネルギー・産業技術総合機構とを統合する。 ⑦アジア経済研究所と日本貿易振興会とを統合する。 ⑧鉄道整備基金と船舶整備公団とを統合する。 ⑨帝都高速度交通営団については完全民営化する。 ⑩北海道旅客鉄道株式会社等JR7社については、経営基盤の確立を図るとともに、逐次株式を売却し、できる限り早期に純民間会社とする。 		【定員管理、人事管理等】 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人の定員（職員数）について、国家公務員の定員管理に準じて総定員の抑制に努める。 ・特殊法人間の人事交流等の積極的な実施に努める。 ・特殊法人の役員については、昭和54年12月18日の閣議了解の趣旨を踏まえつつ、その人事管理の適正化に努める。 	【情報公開の推進】 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人の経理について、会計監査機能の強化を図るとともに、全法人の財務諸表等について一覧が可能な閲覧窓口を整備するなど、積極的な情報公開を進め、透明性の確保を図る。 ・子会社・関連会社が存在する法人については、子会社等の財務内容等の情報公開を進めることにより、全体像を明らかにする。

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>⑪日本電信電話株式会社（NTT）については、引き続き有効競争の促進等を進めるとともに、NTTの在り方について、平成7年度検討を行い結論を得る。会社の株式については、既定の方針に沿って適切な売却を進める。</p> <p>⑫国際電信電話株式会社については、平成7年度にNTTの在り方を検討する中で、そのあり方を検討する。</p> <p>⑬中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合とを統合する。</p> <p>⑭本州四国連絡橋公団については、現行の組織形態を見直す。その際、要員を大幅に削減する。</p> <p>⑮消防団員等公務災害補償等共済基金については、早期に民間法人化するための条件整備を図り、所要の法律改正を行う。</p> <p>・以上については、株式の売却、帝都高速度交通営団、北海道旅客鉄道株式会社等JR7社、本州四国連絡橋公団に係る事項を除き、原則として3年以内に実施する。</p> <p>【統廃合に伴って生ずる雇用問題】</p> <p>・特殊法人の統廃合に伴って生じる雇用問題については、他の特殊法人（特に同一の所管官庁の法人）及び政府・政府関係機関などにおける受入措置を講ずるとともに、労働条件の悪化及び年金の支給の低下を来さないよう留意する。</p> <p>・必要に応じ地方公共団体や民間企業への就職斡旋も含め、横断的な雇用保障に努める。</p>			
平成7年3月31日 ➤閣議決定	日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について	<ul style="list-style-type: none"> 日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合 	<p>【日本輸出入銀行と海外経済協力基金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本輸出入銀行と海外経済協力基金とを統合する。統合は、4年後とし、この間、経済協力開発機構、世界銀行、国際通貨基金等の国際機関及び関係諸国の理解を得るよう努める。 		
平成7年4月28日 ➤閣議決定	特殊法人の職員の雇用問題に関する対策本部の設置について	<p>【特殊法人の職員の雇用問題に関する対策本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人の整理合理化に伴って生じる職員の雇用問題に責任をもって対処するため、内閣に、特殊法人の職員の雇用問題に関する対策本部を設置する。 本部長は内閣総理大臣、本部員は関係大臣 			

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成7年12月19日 ▶閣議決定	特殊法人のディスクロージャーについて				<p>【財務諸表等の公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人は、関係法令及び特殊法人等会計処理基準等の基準に基づき、適切な会計処理に努めるとともに、これにより作成された財務諸表等の公開を積極的に実施するものとする。 特殊法人のディスクロージャー（財務内容等の公開）については、「特殊法人に関する調査—財務内容の公開・子会社等を中心として—」の結果に基づく勧告（平成8年（1996年）12月24日）に沿って、所要の法律案を次期通常国会に提出するなど、別紙「特殊法人のディスクロージャー（財務内容等の公開）の推進方策について」により、その一層の推進を図る。（別紙：略） <p>【具体的措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各特殊法人は、法令により定められたディスクロージャーを的確に実施する。 現に有価証券報告書を提出している特殊法人及び法律により決算を国会に提出しなければならない特殊法人（別手冊以外の特殊法人については、次の事項を決算終了後、遅くともその年（事業年度が暦年の法人は、事業年度終了の翌年）の9月末までに官報等に掲載する方法により公表する。このため、主務大臣の決算承認等の事務処理の迅速化を図ることとし、9月末までに当該事務処理が終了しない場合には、承認等の申請をしている内容に基づく公表を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸借対照表（CB/S）及び損益計算書（CP/L）の概要 ② 事業計画（進行中の年度分）及び前年度の事業報告の概要 ③ 組織の概要 特殊法人は、法令等に基づく貸借対照表（CB/S）及び損益計算書（P/L）並びにこれらの附属説明書類、事業報告書等の作成及びその内容の充実、事務所備付け等を始めとするディスクロージャーを積極的に行う。等

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)	
平成7年12月25日 ➤閣議決定	当面の行政改革の推進方策について	【個別法人の統廃合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術事業団及び日本科学技術情報センターの2法人については、平成8年度において統合する。所要の法律案を次期通常国会に提出する。 ・ 畜産振興事業団及び蚕糸砂糖価格安定事業団の2法人については、平成8年度において統合する。所要の法律案を次期通常国会に提出する。 ・ 石炭鉱害事業団及び新エネルギー・産業技術総合機構の2法人については、平成13年度末までの石炭鉱害復旧事業の終結に向けた体制を強化するため、平成8年度において統合する。所要の法律案を次期通常国会に提出する。 ・ 社会保障研究所については、平成8年度に廃止し、その機能については、人口問題研究所を国立社会保障・人口問題研究所（仮称）に改組して引き継ぐこととし、所要の法律案を次期通常国会に提出する。 ・ 消防団員等公務災害補償等共済基金については、平成9年4月1日を目途に民間法人化することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出する。 ・ 日本たばこ産業株式会社については、平成9年4月1日を目途に塩専売制について所要の措置を講じて廃止し、塩専売事業を民営化する。所要の法律案を次期通常国会に提出する。また、会社の株式については、専売改革の趣旨に沿って売却を進める。 ・ 以下の法人の統合については、既定の方針を踏まえて、できる限り速やかに実施することとし、所要の条件整備を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 私立学校教職員共済組合と日本私学振興財団 ② アジア経済研究所と日本貿易振興会 ③ 鉄道整備基金と船舶整備公団とを統合する。 ④ 中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合 ⑤ 帝都高速度交通営団、本州四国連絡橋公団、北海道旅客鉄道株式会社等JR7社、日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社には、平成7年2月24日閣議決定事項の着実な実施を図る。 ・ 以上の他、その他の特殊法人についても、既定の方針に基づき、引き続き事業の合理化、効率化を進める。 				【財務諸表等の公開】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊法人の財務内容等の一層の公開を推進し、透明性の確保を図る観点から「特殊法人のディスクロージャーについて」（平成7年12月19日閣議決定9）を着実に実施する。
平成8年12月25日 ➤閣議決定	行政改革プログラム	【個別法人の統廃合、事務・事業の整理合理化】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 私立学校教職員共済組合及び日本私学振興財団の2法人については、平成9年度において統合する。このため、所要の法律案を次期通常国会に提出する。 ・ アジア経済研究所及び日本貿易振興会の2法人については、平成10年7月1日を目途に 				【ディスクロージャー】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊法人のディスクロージャー（財務内容の公開）については、所要の法律案を次期通常国会に提出するなど、その一層の推進

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)	
		<p>統合を進めることとし、所要の準備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道整備基金と船舶整備公団の2法人については、平成9年度において統合する。このため、所要の法律案を次期通常国会に提出する。 ・中小企業退職金共済事業団及び建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合の2法人については、平成10年4月1を目途に統合する。このため、所要の法律案を次期通常国会に提出する。 ・日本輸出入銀行及び海外経済協力基金については、平成11年に予定されている統合が円滑に実現できるよう、引き続き準備を進める。 ・帝都高速度交通営団については、完全民営化する。その第一段階として、現在建設中の7号線及び11号線が完成した時点を目途に特殊会社化を図るものとする、等 ・北海道旅客鉄道株式会社等JR7社については、経営基盤の確立を図るとともに、逐次株式を処分し、できる限り早期の純民間会社とする。 ・日本電信電話株式会社の再編成については、次期通常国会への所要の法律案の提出に向け、政府内の調整を進める。さらに会社の株式については、既定の方針に沿って、適切な売却を進める。 ・国際電信電話株式会社については、国内通信業務の提供を可能とするため、所要の法律案を次期通常国会に提出する。 ・本州四国連絡橋公団については、本州四国連絡橋3ルートが概成した時点において、現行の組織形態を見直す。その際、要員を大幅に削減する。 ・畜産振興事業団については、平成10年4月を目途に国産糸売買操作業務を廃止することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出するとともに、平成9年度から11の間に蚕糸部門の大幅な合理化を図る。 ・通信・放送機構については、管制業務について、平成11年度に杭からの出資金を返還し、経営の自立化を実施する。 ・以上の他、その他特殊法人等については、既定の方針に基づき、引き続き事業の合理化、効率化を進める。 				<p>を図る。</p>
<p>平成9年6月6日 ➤閣議決定</p>	<p>特殊法人等の整理合理化について（第1次）</p>	<p>【個別法人の廃止・民営化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の特殊法人は、平成11年の通常国会において法律改正を行い廃止する。 国立教育会館、雇用促進事業団、住宅・都市整備公団 ・年金福祉事業団：平成11年に行われる年金の財政再計算に合わせ、年金資金の運用の新たな在り方につき結論を得て、廃止する。 				

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> 農用地整備公団：平成 11 年に予定される農業基本法の改正に伴う農政全体の見直しに、合わせ廃止する。 電源開発株式会社：5 年程度の条件整備期間を置いた後、民営化する。 			
平成 9 年 9 月 24 日 ➤閣議決定	特殊法人等の整理合理化について（第 2 次）	<ul style="list-style-type: none"> 政策金融関係特殊法人の整理合理化について閣議決定。詳細は、「公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理票」（政策金融）の項を参照 			
平成 9 年 12 月 26 日 ➤閣議決定	特殊法人等の整理合理化について	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各特殊法人等は、同一の政策による事業について原則としてサンセット方式による見直しを行うとともに、新規の施策による事業を始めるときは、スクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、従前の事業意を廃止すること等を行い、全体として事業の減量化に努めるものとする。 <p>【個別特殊法人等の整理合理化事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民生活センター：消費者ニーズに即応した業務の効率化 水資源開発公団：公園事業等のための基盤整備事業からの撤退 地域振興整備公団：工事コストの 10%以上の節減、住宅・都市整備公団廃止後に設立される「新法人」との統合の検討 日本学術振興会：適切な事務の効率化、必要な体制の拡充 日本私学振興財団：私学助成金の交付基準についての再検討 日本体育・学校健康センター：学校給食用物資供給事業のうち承認物資の全廃 社会福祉・医療事業団：設立認可の際の厳正な査定、悪質事例における法人解散等を含めた厳正な対処 森林開発公団：大規模林道事業について、3 路線の区間の廃止・縮小 石油公団・金属鉱業事業団：国家原油備蓄、希少金属備蓄について、新規積み増しの当面の見送り、出資 130 社の整理・削減 新東京国際空港公団・関西国際空港株式会社：事業効率化の観点からの組織人員の抑制、・出資会社の民営化、周辺業務の極力競争入札による処理 帝都高速度交通営団：平成 7 年 2 月 24 日閣議決定どおり、民営化を推進 自動車事故対策センター（認）：事業効率化の見地からの組織人員の縮減 		<p>【役員の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府が任命（任命に係る承認・認可を含む。）権を有する常勤役員が 10 名以上の特殊法人等においては、その役員数を 10%削減する。ただし、平成 7 年以降に決定した特殊法人の統合に伴い、別途役員数の削減方針を定めたものについては、その方式に従う。 <p>【国家公務員からの役員就任】</p> <ul style="list-style-type: none"> 省庁ごとに主管特殊法人全体を通じ、その主管省庁からの直接の就任者及びこれに準ずるものをその半数以内にとどめる。民間人の起用を促進する。認可法人についても、特殊法人に準じて、国家公務員からの直接の就任者の削減に努める。 役員のたらいまわしの異動（いわゆる「渡り」）については、真にやむを得ないものに限ることとし、この場合においても 1 回限りとする。 	<p>【財務公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等の財務内容の公開に当たっては、可能な限り民間企業に適用されている会計基準に基づく会計処理を行うものとする。併せて、公開の対象には、一般会計及び特別会計からの繰入額、同累積額、財政投融資による出融資額及び同残額、不良債権額、累積損失額並びに繰上償還額を含めるものとする。 <p>【情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人の情報公開に関する法制上の措置の在り方について、速やかに調査研究に着手する。

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・労働福祉事業団：勤労者医療の中核的機能の再構築、労災病院について統合・民営化を含めた検討 ・日本労働研究機構：情報収集・提供、国際交流事業の縮減 ・日本道路公団：建設局・管理局の統合、組織・人員増加の極力抑制、新規整備区間の建設費10%、管理費5%節減、財道路施設協会の分割、競争入札の採用、出資66社の再編・整理 ・首都高速道路公団・阪神高速道路公団：管理・保全部門の統合、建設費・管理費の節減 ・本州四国連絡橋公団：平成7年2月24日閣議決定に基づく組織の大幅縮小、建設費・管理費の節減 ・日本下水道事業団（認）：工事コストの10%以上の節減（平成11年度末までに） ・日本中央競馬会・地方競馬全国協会・日本自転車振興会・日本小型自動車振興会・日本船舶振興会：交付金の透明性の確保、交付先の見直し 		【役員給与】 ・役員給与は、任命権者の俸給額より低くなるよう、再調整する。	
平成10年9月29日 ➤閣議決定	特殊法人の役員の給与について			【役員の給与】 ・特殊法人の役員の給与については、現下の厳しい状況にかんがみ、当面、指定職俸給表11号俸相当額の範囲内で適切に調整すること歳、平成11年度から実施するものとする。	
平成11年1月26日 ➤中央省庁等改革推進本部決定	中央省庁等改革に係る大綱・推進本部決定	【民営化、事業の整理縮小・廃止等】 ・累次の閣議決定等を踏まえつつ、徹底して見直し、民営化、事業の整理縮小・廃止等を進めるとともに、存続が必要なものについては、独立行政法人化等の可否を含めふさわしい組織形態及び業務内容となるよう検討する。			
平成11年4月27日 ➤閣議決定	国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画	・同上			

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成12年5月26日 ➤閣議決定	民間と競合する公的施設の改革について		<p>【公的施設の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議室、結婚式場、健康増進施設、相互いう保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）について、累次の閣議決定に沿った措置を引き続き推進する。 <p>【施設の新設及び増築の禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築は禁止する。現在、計画段階にあり、工事（設計を含む。）未着手のものにあつてはこれを取り止める。 <p>【既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民のイコール・フットィング（税制を含めた同一競争条件の確保）の観点から、施設ごとの独立採算制を原則とし、一定の基準に基づいて個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う。 		
平成12年7月27日 ➤行政改革推進本部特殊法人情報公開検討委員会	特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見				<p>【特殊法人等情報公開法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本意見は、行政機関情報公開法第42条及び附則において、政府は、特殊法人及び独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じた情報公開に関する法制上の措置を、行政機関情報公開法の公布後、2年を目途として講ずるものとされている、ことを受けて出されたものである ・本意見は、特殊会社等の一部の例外を除き、特殊法人、独立行政法人、認可法人は、原則として「特殊法人等情報公開法」の対象としている。

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 12 年 12 月 1 日 ▶閣議決定 平成 18 年 6 月 16 日 ▶一部改正	行政改革大綱	【組織形態の見直し】 ・事業の見直し結果を踏まえ、以下の検討指針を基に、特殊法人等ごとに当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する。 ① 主たる事業が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された法人について、原則、廃止を検討する。 ② 事業の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が事業をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種事業の実施が可能な法人については、原則民営化を検討する。 ③ 上記①及び②の検討においては廃止又は民営化される以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法に基づく独立行政法人への移行を検討する。	【個別法人の事業の見直し】 ・以下の基準に該当する各特殊法人等の個々の事業について見直しを行うことにより、その廃止、整理縮小・合理化、民間・国その他の運営主体への移管等、整理合理化を図る。 ① 事業の対象が著しく減少又は辺私通する等により、事業の意義が低下しているもの ② 事業の本来の目標を概ね達成し又は近い将来、その目標を達成することが見込まれるもの ③ 当初の事業計画に比して著しく非採算となり、その程度が継続的に拡大しているもの ④ 実際の需要が当初の需要見通しを著しく下回っていること等により、事業効果が乏しく、又は不明確になっているもの ・上記のほか、財政負担、財政投融资の縮減・合理化についても決定	【給与・退職金の適正化】 ・役職員の給与・退職金については、事業及び組織形態の見直し等を通じ、民間及び公務員との均衡、業績等に留意しつつその在り方等を見直し、平成 13 年度中に所要の調整を行うとともに、各特殊法人等が定めた役員給与・退職金の支給基準を公表する。 【役員人事の適正化】 ・特殊法人等が再就職の安易な受け皿とならないよう、特殊法人役員人事に課する累次の閣議決定を厳正に順守する。	【業務状況等の透明化・適正化】 ・特殊法人等の業務内容及び財政基盤の両面にわたる公共性を踏まえ、適正かつ効率的な業務運営を実現し、国民の信頼を確保していくとの観点から、業務状況等の一層の透明化・適正化を図るための措置を講ずる。 【特殊法人等情報公開法案の国会提出】 ・「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」（平成 12 年 7 月 27 日行政改革推進本部特殊法人情報公開検討委員会）に沿って立案作業を進め、所要の法律案を次期通常国会に提出する。
平成 13 年 6 月 20 日 ▶法律	特殊法人等改革基本法案 (議員立法) 平成 13 年 6 月 22 日施行	【特殊法人等改革基本法案】 平成 12 年 11 月 15 日:国会提出 (議員立法) 平成 13 年 6 月 20 日:成立 平成 13 年 6 月 22 日施行、平成 18 年 3 月 31 日限り、その効力を失う (失効法) 【法案の対象法人】 ・本法案の対象となる「特殊法人等」を別表において、特殊法人、認可法人の名称及び設置根拠法を具体的に明示している。 【法案骨子】			

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>①今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにする。</p> <p>②特殊法人等整理合理化計画の策定について定める。</p> <p>③特殊法人等改革推進本部を設置することにより、この法律の施行の日から平成18年3月31日までの集中改革期間における特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進する。</p> <p>④平成18年3月31日限り、その効力を失う（失効法）。</p>			
平成13年6月22日 ▶特殊法人等改革推進本部	特殊法人等改革推進本部設置	<ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等改革基本法に基づき内閣に設置 内閣総理大臣を本部長とし、すべての国务大臣を本部員とする。 特殊法人等改革推進本部は、この法律の施行後1年を目途として、各特殊法人等について、その事業及び組織形態の在り方を抜本的に見直し、その結果に基づき特殊法人等整理合理化計画を定めなければならない。 			
平成13年11月27日 ▶特殊法人等改革推進本部報告	先行7法人の改革の方向性について	<p>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団は廃止することとし、4公団に代わる新たな組織、及びその採算性の確保については、内閣に置く「第三者機関」において一体として検討し、その具体的内容を平成14年中にまとめる。</p> <p>【日本道路公団】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな組織は、民営化を前提とし、平成17年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に発足する。 国費は、平成14年度以降、投入しない。 事業コストは、規格の見直し、競争の導入などにより引下げを図る。 現行料金を前提とする償還期間は、50年を上限としてコスト引下げ効果などを反映させ、その短縮を目指す。 新たな組織により建設する路線は、直近の道路需要、今後の経済情勢を織り込んだ費用対効果分析を徹底して行い、優先順位を決定する。 その他の路線の建設、例えば、直轄方式による建設は毎年度の予算編成で検討する。 <p>【首都高速道路公団・阪神高速道路公団】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路公団と同時に、同様の民営化を行う。なお、国・地方の役割分担の下、適切な費用負担を行う。 <p>【本州四国連絡橋公団】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路公団と同時に民営化する。なお、債務は、国の道路予算、関係地方公共団体の負担において処理することとし、道路料金の活用も検討する。 <p>【住宅金融公庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年以内に廃止する。 融資業務については、段階的に縮小する。 住宅金融公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを行う法人を設立する。 			

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>・融資業務については、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案して、法人設立の際、最終決定する。</p> <p>【都市基盤整備公団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中改革期間中に廃止する。 ・自ら土地を取得して行う公団賃貸住宅の新規建設は行わない。 ・賃貸住宅の管理については、可能な限り民間委託の範囲を拡大し、効率化を図る。 ・都市再生に民間を誘導するため、事業施行権限を有する法人を設立する。 <p>【石油公団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油公団は廃止する。 ・国家備蓄は国の直轄事業として行う。現行の国家石油備蓄会社（8社）を廃止し、基地操業に係る具体的業務は純民間企業に委託する。 ・現在、石油公団が保有する開発関連資産は、厳正に資産評価を行い、整理すべきものは整理し、売却すべきものは売却するなど、適正な処理を行う。なお、資産処分等清算のための組織を期限付きで設置（3年程度）して処理に当たらせ、その終結を待って特殊会社を設立し民営化を行う。 			
平成 13 年 12 月 19 日 ➤閣議決定	特殊法人等整理合理化計画	<p>・特殊法人等の民営化、独立行政法人化等を行う場合、いずれの形態についても、特殊法人等について指摘されている弊害（経営責任の不明確性、事業運営の非効率性 組織・業務の自己増殖、経営の自律性の欠如等）を可能な限り克服しうよう、制度設計上及び運用上留意する。</p> <p>【整理合理化計画及びその実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・163 の特殊法人及び認可法人を対象に事業及び組織形態の見直し内容を個別に定めるとともに、各特殊法人等に共通的に取り組むべき改革事項を定めている。 ・本計画の実現により、163 の特殊法人等は、共済組合 45 法人を除く 118 法人は、17 法人が廃止、45 法人が民営化等、38 法人が 36 の独立行政法人化すること等となる。 ・組織形態について、原則として平成 14 年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成 15 年度には具体化を図ることとする。 <p>【役員給与の水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員給与について、適切な水準となるよう、平成 13 年度中に削減を決定する。 <p>【国家公務員の役員への出向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等（特殊会社を除く。）及び独立行政法人への国家公務員出身者の役員出向の道を開く、等 <p>【退職公務員の状況の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等（特殊会社を含む。）、民間法人化された特殊法人・認可法人については、当該法人が、その法人の役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及びその法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。 			

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄									
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理			役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)				
		<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">118法人の組織見直しの概要</div>									
			民営化等								
		廃止（他法人との統合、廃止の検討を含む）	特殊会社化等	民営化に向けて検討	民間法人化	その他	独立行政法人	現状の組織形態維持	今後検討し結論を得る	合計	
		特殊法人	9 法人	14 法人	6 法人	2 法人	3 法人	29 法人	1 法人	13 法人	77 法人
		認可法人	8 法人	—	—	17 法人	3 法人	9 法人	4 法人	—	41 法人
		合計	17 法人	14 法人	6 法人	19 法人	6 法人	38 法人	5 法人	13 法人	118 法人
		(注) 行政改革推進事務局資料を基に行政管理研究センター作成									
平成13年12月25日 ➤閣議決定	公務員制度改革大綱						【役員給与、退職金の削減】 ・役員退職金について、平成13年度中に大幅削減を決定する。 ・役員給与について、公務員及び特殊法人等の職員並びに民間企業の役員給与の水準を勘案しつつ、適切な水準となるよう、平成13年度中に削減を決定する。		【役員給与、退職金支給基準の公表】 ・役員給与・退職金の支給基準を公表する。		
平成14年3月15日 ➤閣議決定	特殊法人等の役員の給与・退職金等について					【役員の給与及び退職金】 ・特殊法人等（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、士業団体、事業者団体中央会及び共済組合類型の法人を除く。以下同じ。）の役員の給与については、平成14年度から平均1割程度削減することとし、法人ごとの具体的な削減額は内閣官房長官が別に定めるものとする。 ・特殊法人等の役員の退職金の支給率については、平成14年度から現行の 在職期間1月につき俸給月額 $\frac{36}{100}$ を $\frac{28}{100}$ に引き下げることとし、平成14年4月1日以降の在職期間について適用する。 なお、上記以外の特殊					

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
				<p>法人等であって、支給率を在職期間1月につき28 / 100以上としているものにあっても、同様とする。</p> <p>・特殊法人等が独立行政法人に移行した後は、外部有識者からなる評価委員会の評価結果を報酬に反映させることとし、評価結果によっては役員給与・退職金の大幅カットを行うなど厳格に運用する。</p>	
平成14年10月18日 ▶特殊法人等改革推進本部決定	特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について	<p>【整理合理化計画に則った厳しい事業見直し等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっては、今回の改革が、単に法人の組織形態＝「器」の見直しにとどまらず、「中身」である特殊法人等の事業の徹底した見直しが極めて重要であるとの認識に立っていることを踏まえ、整理合理化計画に則り、厳しい事業見直しを行う。 ・平成15年度における特殊法人等向け財政支出については、整理合理化計画に則った事業の徹底した見直しの成果を厳格に反映させることにより、新独立行政法人（整理合理化計画に従い設立又は統合する独立行政法人をいう。以下同じ。）等に対する財政支出を含めた縮減・合理化を進める。 <p>【廃止・民営化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止、民営化等を行う特殊法人、認可法人を別表1に列挙。 廃止：42法人　民営化：7法人 			
平成15年12月19日 ▶閣議決定	独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について		<p>【特殊法人及び認可法人役員退職金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額12.5/100を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。 ・各法人は、上記による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。 ・役員退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、独立行政法人の例によるものとする。 	<p>【退職金支給額の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各役員退職金の支給額については、独立行政法人の場合に準じて、公表する。 	

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 17 年 12 月 24 日 ➤閣議決定	行政改革の重要方針	<p>【組織形態の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公営競技関係法人（日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会及び（財）日本船舶振興会）については、助成金交付事業の徹底した透明化、一層の効率化等による財政寄与の確保等の観点から、事業及び組織形態について別表 2 として、講ずべき措置を具体的に明示。 総合研究開発機構については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）の方向に沿い、事業及び組織形態について別表 3（省略）の措置を講ずる旨を決定。なお、組織は財団法人化 <p>【特殊会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等整理合理化計画における措置に取組中の特殊会社（関西国際空港株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社）については、それぞれその講ずべき措置が、特殊法人等整理合理化計画で決定されており、各法人とも、取組を継続し、措置の早期完了を図る。 		<p>【人件費削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣は、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請する。 各法人の人件費削減の取組は、主務大臣の要請を踏まえ、今後 5 年間で 5 % 以上の人員の純減又は人件費の削減を行うことを基本とする。 <p>【役職員の給与】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。各法人の長は、これらの内容について人件費削減計画の策定に取り組むものとする。等 	<p>【給与水準の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較（ラスパイレス指数）の公表を行うとともに、内閣官房において取りまとめ公表する。
平成 18 年 12 月 24 日 ➤行政改革推進本部決定	補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について		<p>【特殊法人の行う融資業務の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人（現行政策金融機関、住宅金融公庫、及び株式会社であるもの以外のもの）の行う融資業務については、行革推進法第 14 条第 2 号の規定に基づき見直しを行ってきたところであり、特殊法人ごとの措置内容等は次の通り。 ➤日本自転車振興会：融資業務については、これを廃止する。 ➤（財）日本船舶振興会：融資業務については、実績の乏しい事業の廃止を行う等、これを真に必要なものに限定する。 <p>また、当該業務に係る定期的な見直し制度を導入するとともに、情報公開をさらに徹底。</p>		

改革対象等	特殊法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 21 年 8 月 25 日 ➤ 閣議決定	公務員の給与改定に関する取扱いについて			【役職員の給与】 ・ 特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう対処するとともに、主務大臣の要請を踏まえた人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組につき、必要な指導を行うなど適切に対応する。	【役職員給与等の公表】 ・ 特殊法人等の役職員の給与等についても、法令等に基づき公表する。
平成 25 年 11 月 15 日 ➤ 閣議決定	公務員の給与改定に関する取扱いについて			【役職員の給与】 ・ 特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られるよう厳しく対処するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。	【給与水準の公表】 ・ 特殊法人等の役職員の給与等についても、その水準を毎年度公表する。
平成 29 年 11 月 17 日 ➤ 閣議決定	公務員の給与改定に関する取扱いについて			【役職員の給与】 ・ 特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう厳しく対処するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。 【役職員の退職手当】 ・ 独立行政法人及び特殊法人等の役職員の退職手当についても、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。	

認 可 法 人

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
昭和 58 年 3 月 14 日 ➤第 2 次臨調答申	行政改革に関する第 5 次答申—最終答申—	<p>【特殊法人及び認可法人の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人及び認可法人についても、行政の減量化と官民の事業分野の調整という観点から徹底した見直しを行い、経営形態の変更、事業の廃止・縮小・限定等を推進する。また、政府資金等への依存から脱却し、経営の自立化に努めるとともに、經常の活性化を図るための共通的・制度的方策を確立する。 <p>【民間法人化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立できることとなった法人は、民間法人化することを原則とする。「民間法人化する」とは、その事業が制度的に独占とされておらず、かつ、次のいずれかに該当する法人にすることをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 商法又は民法上の法人で、国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ないもの ② ①以外の法律に基づき設立された法人で、法律上数が限定されておらず、国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ないもの ③ ①及び②以外の法人で次のすべての要件に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ないもの イ 役員の選任が自主的に行われていること ウ 事業の經常的運営に要する経費が、その事業による収入で賄われており、国又はこれに準ずるものからの補助金等に依存していないこと 民間法人化に当たっては、行政機関等との人事交流が可能となるよう措置する。 			
		<p>【個別法人の統廃合、事務・事業整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本万国博覧会記念協会の公園事業については、公園管理の基本的事項及び施設整備の企画立案に係る業務を除き、民間への業務委託を行う。協会自体は組織の整理縮小を行い、その在り方について引き続き検討を行う。 野菜供給安定基金の指定野菜等価格安定対策事業については、出荷団体の負担の在り方を見直す。 農業信用保険協会、林業信用基金及び中央漁業信用基金については、組織の基盤及び出資の形態を踏まえ、その統合を図る。 製品安全協会、軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構、郵便貯金振興会、通信放送衛星機構、 	<p>【役員定数及び任免】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人の役員の定数及び任免に関する既往の閣議決定等を厳守するとともに、認可法人についてもこれに準じた措置を講ずる。 <p>【役員の退職金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員の退職金は、閣議決定による在職期間の限度を超える期間に対応する部分については、停止又は通減する。 	<p>【事業計画の策定と見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等は、中期的（期間 3～5 年）な事業計画を策定し、計画の終了時点ごとに事業内容の全般的な見直しを行う。 <p>【役員の責任体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務執行に関する役員の責任を明確にするとともに、業務執行の結果について役員の責任を問う体制を確立する。 <p>【業績評価結果等の公開】</p>	

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			<p>陸上貨物運送事業労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、林業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、中央職業能力開発協会、危険物保安技術協会については、自立化の原則に従い民間法人化する。</p> <p>・貿易研修センターについては、教学体制の確立等組織の再編を行う。</p>	<p>【職員の賞与】</p> <p>・職員の賞与の総額を特殊法人等に対する業績評価の結果に応じて増減する制度を採用する。</p>	<p>・業績評価、監査及び経営診断並びに中期的な事業計画の見直しの結果等は、原則として公開する。</p>
<p>昭和 58 年 5 月 24 日 ➤閣議決定</p>	<p>臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）</p>	<p>【個別法人の民間法人化】</p> <p>・農林中央金庫、中小企業投資育成株式会社（東京、名古屋、大阪）等民間法人化を答申で指摘された法人については、答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として3年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。</p>	<p>【個別法人の統廃合】</p> <p>・医療金融公庫、国立競技場等統廃合を答申で指摘された法人については、原則として、昭和 59 年度末までに措置することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく所要の準備を進める。</p> <p>【事業の縮小等】</p> <p>・事業の縮小・重点化等を答申で指摘された法人について、政策金融関係法人、産業関係法人、公共事業関係法人、施設関係法人等ごとに昭和 59 年度予算編成過程において具体的措置を検討し、一括して成案を得るものとする旨を決定。</p>		<p>【活性化方策】</p> <p>・既往の閣議決定等の一層の順守、徹底を図るとともに、責任体制の明確化と士気の高揚を図る観点から、答申の趣旨を踏まえ、所要の具体的措置について検討するものとする。</p>
<p>昭和 59 年 1 月 25 日 ➤閣議決定</p>	<p>行政改革に関する当面の実施方針について</p>	<p>【個別法人の民間法人化】</p> <p>・製品安全協会、軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構、郵便貯金振興会、危険物保安技術協会については、早期に民間法人化（答申の「自立化の原則」に従い民間法人化することをいう。以下同じ。）するための条件整備を図り昭和60年度末までに所要の法律改正を行う。</p> <p>・通信・放送衛星機構については、宇宙通信政策や公衆電気通信事業等の今後の推移及び利用者保護にも配慮しつつ、民間資金の円滑な導入等経営基盤の安定化等を図り、民間法人化するための条件整備を進める。</p> <p>・陸上貨物運送事業労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会については、事業運営の在り方を見直すとともに、業界の自主的団体としての性格を明確化する。</p>			

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> 中央職業能力開発協会については、技能検定制度の実態を踏まえ、民間法人化するための条件整備を進める。 			
昭和 59 年 12 月 29 日 ➤閣議決定	行政改革の推進に関する 当面の実施方針について	【特殊法人等の民間法人化】 <ul style="list-style-type: none"> 製品安全協会、軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構、郵便貯金振興会、危険物保安技術協会については、引き続き早期に民間法人化するための条件整備を図り、昭和60年度末までに所要の法律改正を行う。 	【特殊法人等の事業の縮小等】 <ul style="list-style-type: none"> 日本万国博覧会記念協会：公園事業について、引き続き、利用の増進、経営の効率化に努め、協会組織の整理縮小を図るとともに、収支の改善に努める。 野菜供給安定基金：指定野菜等価格安定対策事業については、価格補てん制度が有効に機能するよう指定産地の見直し及び出荷者の加入率の向上に努める。また、昭和60年度において、保証基準額、補助率の見直し等制度の改善合理化を図り、国庫助成を縮減する。 		
昭和 60 年 12 月 28 日 ➤閣議決定	昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【個別法人の民間法人化】 <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構、郵便貯金振興会、危険物保安技術協会について、民間法人化することとし、所要の法律案を今国会に提出する。 	【統廃合等】 <ul style="list-style-type: none"> 昭和 61 年度に認可法人生物系特定産業技術研究推進機構（仮称）を設立する。この設立は、特殊法人農業機械化研究所を廃止し、認可法人に改組することにより行う。所要の法律案を今国会に提出する。 野菜供給安定基金の指定野菜等価格安定事対策事業については、価格ほてん制度が有効に機能するよう、指定産地の見直し、対象出荷機関の改定及び出荷者の加入率の向上に努める、また、昭和 61 年度においても、引き続き補助率の見直し等制度の改善合理化を図り、国庫助成を縮減する。 【事業の縮小等】 <ul style="list-style-type: none"> 日本万国博覧会記念協会：公園事業について、引き続き利用の増進及び経営の効率化に努めるとともに、協会組織の整理縮小を図る。 野菜供給安定基金：指定野菜等価格安定対策事業 		

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			については、 価格補てん制度が有効に機能するよう指定産地の見直し、対象出荷期間の改定及び出荷者の加入率の向上に努める。また、昭和 61 年度においても、引き続き、補助率の見直し等制度の改善合理化を図り、国庫助成を縮減する		
昭和 61 年 12 月 30 日 ➤閣議決定	昭和 62 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		【統廃合等】 ・農業信用保険協会、林業信用基金、中央漁業信用基金の 3 法人については、昭和 62 年度において統合する。所要の法律案を今国会に提出する。 ・第 105 回国会において審議未了となった船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案については、今国会に再提出する。 【個別法人の合理化、活性化方策等】 ・公益事業関係（2 法人）、融資事業関係（6 法人）、公共事業関係（4 法人）、国際協力事業関係（4 法人）について、個別に合理化、活性化方策を決定。		【活性化等】 ・特殊法人等の経営の活性化のため、経営の自主性の向上、経営責任の明確化、職員の士気の向上等の課題に適切に対処し、公共性と効率性の相乗効果が発揮されるよう、人事管理、予算・会計等各方面にわたり活性化方策を講ずる。
平成元年 1 月 24 日 ➤閣議決定	平成元年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		【日本万国博覧会記念協会】 ・公園事業について、収支の改善に努めるとともに、引き続き協会の在り方について検討を行う。		
平成元年 12 月 29 日 ➤閣議決定	平成 2 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		【特殊法人等の合理化、活性化等】 ・既定の方針に基づき、引き続き民間法人化、合理化、活性化を推進する。 ・経営体としての企業性・自主性の発揮、経営責任の明確化等経営の活性化を図るため具体的方策の推進を図る。		

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成2年12月29日 ➤閣議決定	平成3年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		【特殊法人等の合理化、活性化等】 <ul style="list-style-type: none"> ・既定の方針に基づき、引き続き民間法人化、合理化、活性化を推進する。 ・経営体としての企業性・自主性の発揮、経営責任の明確化等経営の活性化を図るため具体的方策の推進を図る。 		
平成3年12月28日 ➤閣議決定	平成4年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		【通信・放送衛星機構】 <ul style="list-style-type: none"> ・通信・放送衛星機構について、通信・放送の基盤整備、高度化等に向けた政策支援業務の役割の増大に対応し、通信・放送衛星機構の名称及び目的を整序し、通信・放送機構（仮称）に改組するとともに、同機構の管制業務について、既往方針を踏まえ、平成7年度を目途として経営の自立化（民間法人化）の実現のための具体的方策について結論を得ることとし、これに基づき早期に実施する。 		
平成6年12月25日 ➤閣議決定	当面の行政改革の推進方策について		【特殊法人等の改革・合理化】 <ul style="list-style-type: none"> ・「今後における行政改革の推進方策について」（平成6年2月15日閣議決定）等を踏まえ、各省庁において所管特殊法人等の役割・意義について徹底した見直しを行い、整理合理化を推進する。特殊法人については、平成6年度中に見直しを行い、認可法人についてもできる限り速やかに見直しを実施する。 		
平成7年12月25日 ➤閣議決定	当面の行政改革の推進方策について		【事業の合理化、効率化】 <ul style="list-style-type: none"> ・「当面の行政改革の推進方策について」（平成6年12月25日閣議決定）に基づく各省庁における徹底した見直しに沿って、事業の合理化、効率化を進める。 		

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			<p>【個別法人の合理化、効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信放送機構：管制業務について、平成 11 年度を目途に、経営の自立化を図るため、その具体的方策について、国からの出資金の返還方法を含め、平成 7 年度末を目途に結論を得る。 ・中央職業能力開発協会：会員及び自己収入の拡大、一部補助事業の段階的廃止等により、経常収益に占める補助金の割合の低減化を図り、運営を自立化する。 ・日本下水道事業団；中小市町村からの小規模工事の増大に対処するため、徹底したコストの節減を図るとともに、技術援助体制、工事監督体制の効率化を図る，等 ・共済組合：既に民営化・株式会社化している旧公共企業体の共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合）の長期給付事業を公的年金の制度の一環の一環として、厚生年金と統合する方向で検討を行う。また、福祉事業のうち、宿泊所・保養所等の運営について、利用率・必要性・立地条件等を勘案して引き続き滋養の合理化・効率化等を推進する，等 ・その他の認可法人についても、行政の代行的機能を果たしているものについては、見直しを踏まえ、事業の合理化、効率化を推進する。 		

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)	
平成9年6月6日 ➤閣議決定	特殊法人等の整理合理化について	【個別法人の廃止、民間法人化】 <ul style="list-style-type: none"> ・農業共済基金：平成11年に予定される農政全体の見直しに伴う農業共済事業の再編のための法律改正の中で廃止する。 ・繊維産業構造改善事業協会：繊維産業構造改善臨時措置法が平成11年6月末に期限切れになるのに合わせて、廃止する。 ・造船業基盤整備事業協会：造船業構造転換業務の完了に伴い、平成12年の通常国会において法律改正を行い、廃止する。 ・中央労働災害防止協会は、平成12年に所要の措置を講じ、民間法人化する。中央職業能力開発協会は、平成10年に所要の措置を講じ、民間法人化する。 				
平成9年12月26日 ➤閣議決定	特殊法人等の整理合理化について	【共通事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・各特殊法人等は、同一の政策による事業について原則としてサンセット方式による見直しを行うとともに、新規の施策による事業を始めるときは、スクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、従前の事業意を廃止すること等を行い、全体として事業の減量化に努めるものとする。 【個別法人等の整理合理化事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車事故対策センター：事業の効率化の見地から、組織・人員の縮減に努めるとともに、受益者負担の拡充を図る。 ・日本下水道事業団：工事コストについて、技術開発を促進すること等により、平成11年度末までに10%以上を目途に削減する。 地方公共団体の下水道建設業務を受託する事業団の業務の性格に照らし、優良な中小・中堅建設業者の受注機会の確保を図る。 	【役員の任命等】 <ul style="list-style-type: none"> ・政府が任命（任命に係る承認・認可を含む。）権を有する常勤役員が10名以上の特殊法人等においては、その役員数を10%削減する。 ・省庁ごとに主管特殊法人全体を通じ、その主管省庁からの直接の就任者及びこれに準ずるものをその半数以内にとどめる。民間人の起用を促進する。認可法人についても、特殊法人に準じて、国家公務員からの直接の就任者の削減に努める。 ・役員のたらいまわしの異動（いわゆる「渡り」）については、真にやむを得ないものに限ることとし、この場合においても1回限りとする。 ・役員給与は、任命権者の俸給額より低くなるよう、再調整する。 	【財務公開】 <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り民間企業に適用されている会計基準に基づく会計処理を行うものとする。公開の対象には、一般会計、特別会計からの繰入額、財政投融资による出融資額等を含める。 		
平成12年7月27日 ➤行政改革推進本部特殊法人情報公開検討委員会	特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見				【特殊法人等情報公開法】 <ul style="list-style-type: none"> ・本意見は、行政機関情報公開法第42条及び附則において、政府は、特殊法人及び独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じた情報公開に関する法制上の措置を、行政機関情報公開法の公布後、2年を目途として講ずるものとされていることを受けて出されたものである 	

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
					<p>・本意見は、特殊会社等の一部の例外を除き、特殊法人、独立行政法人、認可法人は、原則として「特殊法人等情報公開法」の対象法人としている。</p>
<p>平成 12 年 12 月 1 日 ➤閣議決定 平成 18 年 6 月 16 日 一部改正</p>	<p>行政改革大綱</p>	<p>【基本的考え方】 ・特殊法人及び認可法人（特殊法人等）の事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていること等にかんがみ、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえた抜本の見直しを行う。</p> <p>【集中改革期間における特殊法人等の抜本の見直し】 ・平成 13 年度中に特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置を定める「特殊法人等整理合理化計画」を策定する。 ・同計画を実施するため、平成 17 年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>【組織形態の見直し】 ・事業の見直し結果を踏まえ、以下の検討指針を基に、特殊法人等ごとに当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する。 ① 主たる事業が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された法人について、原則、廃止を検討する。 ② 事業の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が事業をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種事業の実施が可能な法人については、原則民営化を検討する。 ③ 上記①及び②の検討においては廃止又は民営化される以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法に基づく独立行政法人への移行を検討する。</p> <p>【個別の事業の見直し】 ・以下の基準に該当する各特殊法人等の個々の事業について見直しを行うことにより、その廃止、整理縮小・合理化、民間・国その他の運営主体への移管等、整理合理化を図る。 ① 事業の対象が著しく減少又は辺私通する等により、事業の意義が低下しているもの ② 事業の本来の目標を概ね達成し又は近い将来、その目標を達成することが見込まれるもの</p>	<p>【給与・退職金の適正化】 ・役職員の給与・退職金については、事業及び組織形態の見直し等を通じ、民間及び公務員との均衡、業績等に留意しつつその在り方等を見直し、平成 13 年度中に所要の調整を行うとともに、各特殊法人等が定めた役員給与・退職金の支給基準を公表する。</p> <p>【役員人事の適正化】 ・特殊法人等が再就職の安易な受け皿とならないよう、特殊法人役員人事に課する累次の閣議決定を厳正に順守する。</p>	<p>【情報公開法案の国会提出】 ・独立行政法人及び政府の一部を構成すると見られる特殊法人・認可法人の情報公開制度（開示請求制度及び情報提供制度）について、「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」（平成 12 年 7 月 27 日行政改革推進本部特殊法人情報公開検討委員会）に沿って立案作業を進め、所要の法律案を次期通常国会に提出する。</p>	

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		③ 当初の事業計画に比して著しく非採算となり、その程度が継続的に拡大しているもの ④ 実際の需要が当初の需要見通しを著しく下回っていること等により、事業効果が乏しく、又は不明確になっているもの ・上記のほか、財政負担、財政投融资の縮減・合理化についても決定			
平成 13 年 6 月 20 日 ➤法律	特殊法人等改革基本法案 (議員立法) 平成 13 年 6 月 22 日施行	【特殊法人等改革基本法案】 平成 12 年 11 月 15 日:国会提出(議員立法) 平成 13 年 6 月 20 日:成立 平成 13 年 6 月 22 日施行、平成 18 年 3 月 31 日限り、その効力を失う(失効法) 【法案の対象法人】 ・本法案の対象となる「特殊法人等」を別表において、特殊法人、認可法人の名称及び設置根拠法を具体的に明示している。 【法案骨子】 ①今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにする。 ②特殊法人等整理合理化計画の策定について定める。 ③特殊法人等改革推進本部を設置することにより、この法律の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までの集中改革期間における特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進する。 ④平成 18 年 3 月 31 日限り、その効力を失う(失効法)。			
平成 13 年 6 月 22 日 ➤特殊法人等改革推進本部	特殊法人等改革推進本部 設置	【特殊法人等改革推進本部を内閣に設置】 ・内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣を本部員とする。 ・特殊法人等改革推進本部は、この法律の施行後 1 年を目途として、各特殊法人等について、その事業及び組織形態の在り方を抜本的に見直し、その結果に基づき特殊法人等整理合理化計画を定めなければならない。			
平成 13 年 12 月 19 日 ➤閣議決定	特殊法人等整理合理化計画	【制度設計及び運用上の留意事項】 ・特殊法人等(認可法人を含む)の民営化、独立行政法人化等を行う場合、いずれの形態についても、特殊法人等について指摘されている弊害(経営責任の不明確性、事業運営の非効率性、組織・業務の自己増殖、経営の自律性の欠如等)を可能な限り克服しうよう、制度設計上及び運用上留意する。 【整理合理化計画及びその実施】	【給与水準】 ・役員給与について、適切な水準となるよう、平成 13 年度中に削減を決定する。 【国家公務員出身者の役員】 ・特殊法人等(特殊会社を除	【役員給与等の公表】 ・特殊法人等の役員給与、退職金の支給基準を公表する。 【国家公務員出身者の公表】 ・各独立行政法人等の役員について、退職公務員及び独立行政法人等の退	

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
		<ul style="list-style-type: none"> 163 の特殊法人及び認可法人を対象に、事業及び組織形態の見直し内容を個別に定めるとともに、各特殊法人等に共通的に取り組むべき改革事項について掲げている。 本改革の実現により、163 の特殊法人等は、共済組合 45 法人を除く 118 法人は、17 法人が廃止、45 法人が民営化等、38 法人が 36 の独立行政法人化すること、等となる。 組織形態について、原則として平成 14 年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成 15 年度には具体化を図ることとする。 		く。）及び独立行政法人への国家公務員出身者の役員出向の道を開く、等	職者の状況を公表する、等
平成 12 年 12 月 26 日 ➤閣議決定	特殊法人等の整理合理化について		【日本下水道事業団】 ・日本下水道事業団の事業コストについて、技術開発を促進すること等により、平成 11 年度末までに 10% 以上を目途に削減する、等		
平成 13 年 12 月 25 日 ➤閣議決定	公務員制度改革大綱				【ディスクロージャー等・指導監督基準の作成】 ・民間法人化された特殊法人・認可法人について、公益法人に対する指導監督基準の在り方を踏まえ、役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定する。
平成 14 年 3 月 15 日 ➤閣議決定	特殊法人等の役員の給与・退職金等について			【役員給与】 ・特殊法人等（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、士業団体、事業者団体中央会及び共済組合類型の法人を除く。以下同じ。）の役員の給与については、平成 14 年度から平均 1 割程度削減することとし、法人ごとの具体的な削減額は内閣官房長官が別に定めるものとする。 【役員退職金】 ・特殊法人等の役員の退職金の支給率については、平成 14 年度から現行の 在職期間 1 月につき俸給月額額の 36/100 を 28/100 に引き下げることとし、平成 14 年 4 月 1 日以降の在職期間について適用する。なお、上記以外の特殊法人等であって、支給率を在職期間 1 月につき 28/100 以上としているものにあっても、同様とする。	

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
				<ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等が独立行政法人に移行した後は、外部有識者からなる評価委員会の評価結果を報酬に反映させることとし、評価結果によっては役員給与・退職金の大幅カットを行うなど厳格に運用する。 	
平成 14 年 10 月 18 日 ➤特殊法人等改革推進本部決定	特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について	<ul style="list-style-type: none"> 廃止、民営化等を行う特殊法人、認可法人を別表 1 に列挙。 廃止:42 法人 民営化:7 法人 			
平成 15 年 12 月 19 日 ➤閣議決定	独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について			<p>【特殊法人及び認可法人の退職金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき 俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。 各法人は、上記による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、独立行政法人の例によるものとする。 	<p>【退職金支給額の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各役員の退職金の支給額については、独立行政法人の場合に準じて、公表する。
平成 16 年 12 月 24 日 ➤閣議決定	今後の行政改革の方針			<p>【退職管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人、特殊法人及び認可法人への公務員の再就職については、これらの法人役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、独立行政法人及び特殊法人については、引き続き選任手続を適切に行い、認可法人については、各府省は、離職後 2 年以内の所管法人への常勤 役員の就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告することとする。 	

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 17 年 12 月 24 日 ➤閣議決定	行政改革の重要方針			【人件費の削減】 <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣は、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請する。 各法人の人件費削減の取組は、主務大臣の要請を踏まえ、今後 5 年間で 5 % 以上の人員の純減又は人件費の削減を行うことを基本とする。 【役職員の給与】 <ul style="list-style-type: none"> 役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。各法人の長は、これらの内容について人件費削減計画の策定に取り組むものとする。等 	【給与水準等の公表】 <ul style="list-style-type: none"> 各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較（ラスパイレス指数）の公表を行うとともに、内閣官房において取りまとめ公表する。
平成 21 年 8 月 25 日 ➤閣議決定	公務員の給与改定に関する取扱いについて			【役職員の給与】 <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう対処するとともに、主務大臣の要請を踏まえた人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組につき、必要な指導を行うなど適切に対応する。 	【役職員給与等の公表】 <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等の役職員の給与等についても、法令等に基づき公表する。
平成 25 年 11 月 15 日 ➤閣議決定	公務員の給与改定に関する取扱いについて			【役職員の給与】 <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られるよう厳しく対処するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。 	【給与水準の公表】 <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等の役職員の給与等についても、その水準を毎年度公表する。
平成 29 年 11 月 17 日 ➤閣議決定	公務員の給与改定に関する取扱いについて			【役職員の給与】 <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 	

改革対象等	認可法人	改革対象の事柄			
年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス（情報公開等）
				<p>24日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう厳しく対処するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。</p> <p>【役職員の退職手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人及び特殊法人等の役職員の退職手当についても、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。 	

特 別 民 間 法 人

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等		特別民間法人			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
昭和 58 年 3 月 14 日 ➤臨時行政調査会答申	行政改革に関する第 5 次答申—最終答申—	<p>【民間法人化の原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等は、政府資金等に依存する体質から脱却し、自立的に経営を行うよう努めなければならない。自立できることとなった法人は、民間法人化することを原則とする。 ・「民間法人化する」とは、事業が制度的に独占とされておらず、かつ次のいずれかに該当する法人にすることを言う。 <ul style="list-style-type: none"> ①商法又は民法の法人で、国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実体上ないもの ②①以外の法律に基づき設立された法人で、法律上数が限定されておらず、国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実体上ないもの ③①及び②以外の法人で次のすべての要件に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実体上ないもの イ役員を選任が自主的に行われていること ウ事業の経常的運営に要する経費が、その事業による収入で賄われており、国又はこれに準ずるものからの補助金等に依存していないこと 			
昭和 58 年 5 月 24 日 ➤閣議決定	臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）	<ul style="list-style-type: none"> ・農林中央金庫、中小企業投資育成株式会社（東京、名古屋、大阪）等民間法人化を答申で指摘された法人については、答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として 3 年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。 			
昭和 59 年 1 月 25 日 ➤閣議決定	行政改革に関する当面の実施方針について	<p>【個別法人の民間法人化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林中央金庫については、昭和60年度末までの間において速やかに民間法人化（答申の「自立化の原則」に従い民間法人化することをいう。以下同じ。）する。 ・東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社及び大阪中小企業投資育成株式会社、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、製品安全協会、軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構、郵便貯金振興会、日本消防検定協会、危険物保安技術協会については、早期に民間法人化するための条件整備を図り昭和60年度末までに所要の法律改正を行う。 ・通信・放送衛星機構については、宇宙通信政策や公衆電気通信事業等の今後の推移及び利用者保護にも配慮しつつ、民間資金の円滑な導入等経営基盤の安定化等を図り、民間法人化するための条件整備を進める。 			

改革対象等	特別民間法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会，建設業労働災害防止協会，林業・木材製造業労働災害防止協会，港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会については，事業運営の在り方を見直すとともに，業界の自主的団体としての性格を明確化する。 ・中央職業能力開発協会については，技能検定制度の実態を踏まえ，民間法人化するための条件整備を進める。 			
平成 13 年 12 月 19 日 ▶閣議決定	特殊法人等整理合理化計画	【民間法人化】 <ul style="list-style-type: none"> ・民間法人化された特殊法人・認可法人は，臨時行政改革調査会最終答申（昭和58年3月14日）における「自立化の原則」に則ったものとする。なお，民間法人化する場合には，①民商法に基づく法人，②特別の法律に基づく法人で法律上数を限定しないもの，③特別の法律に基づく法人で法律上数を限定するもの，の順に民間法人化の可否を検討する。 【個別法人の民間法人化】 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人のうち，社会保険診療報酬支払基金、日本勤労者住宅協会の2法人の民間法人化を指摘 ・認可法人のうち，漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金、総合研究開発機構の民間法人化を指摘 ・事業者団体のうち，日本商工会議所、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会 ・士業団体のうち，日本弁理士会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、全国社会保険労務士会連合会の民間法人化を指摘 			【役員人事に関するルールの策定と公表】 <ul style="list-style-type: none"> ・内閣は，特殊法人等（特殊会社を含む。）、民間法人化された特殊法人・認可法人及び独立行政法人の役員の人件及び処遇の在り方について，透明で客観的なルールを定め，公表するとともに，その実施につき，各省庁を適切に監督する体制を強化する。 ・民間法人化された特殊法人・認可法人について，公益法人に対する指導監督基準の在り方を踏まえ，役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定する。特に，監査役員については，関係省庁以外の者及び外部の者の登用に努める。
平成 14 年 4 月 26 日 ▶閣議決定 ▶平成 18 年 8 月 15 日 一部改正	特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準	【指導監督基準の対象】 <ul style="list-style-type: none"> ・民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され，国が役員を任命せず，かつ，国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。以下単に「法人」という。）を対象とする。 【事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・経常的運営に要する経費は，自己収入で賄われ，国又はこれに準ずるものからの補助金等に依存していないこと。 ・制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には，当該事務・事業が当該法人の従たる事務・事業にとどまっていること。 			

改革対象等	特別民間法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には、法令又は定款等に基づき行為規制を課す等独占の弊害を克服する措置が講じられていること。 ・手数料等を徴収する場合には、その額が適正なものとなっており、かつ、その額及び算定根拠がインターネットで公表されていること。また、当該事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。 ・法令の規定に基づいて検査等の事務・事業を行う場合には、所管官庁において、その検査等の基準が客観的に明確なものとなっていること、等 <p>【機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の任期については、原則として2年を基準として設定されていること。また、役員の在任年齢について、独立行政法人、公益法人等における取扱いを踏まえ、適切な規程が整備されていること。 ・役員の報酬及び退職金は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与・退職手当や民間の役員の報酬等の水準と比べて不当に高額に過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなっていること。また、法人及び所管官庁において、その支給基準が一般の閲覧に供されるとともに、インターネットにより公表されていること。 ・評議員会、経営委員会等において、法人の業務実績の評価が行われていること、等 <p>【財務及び会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。 ・引当金・特別法上の引当金等は、事務・事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となっており、その明細及び増減状況が毎年公表されていること。 ・収支決算額がおおむね50億円以上の法人については、公認会計士による監査を受けるよう努めていること、等 <p>【株式の保有等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定の資金供給業務として行う場合、財産の管理運用である場合を除き、公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資を、原則として行っていないこと。 <p>【情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供していること。また、インターネットによりこれらを公表していること。 ・役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること、等 <p>【基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、本基準に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理すること。 			

改革対象等	特別民間法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 16 年 12 月 24 日 ➤閣議決定	今後の行政改革の方針	<p>【行政代行法人等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成 18 年度末までに、所要の見直しを行う。 <p>【特別民間法人等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）において、初回の見直しを平成 17 年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。 ・その他の特別の法律により設立される法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、民間企業の類似業務と競合し民業を圧迫していないかどうか等の観点からその業務について見直す。 			
平成 17 年 12 月 24 日 ➤閣議決定	行政改革の重要方針		<p>【個別法人の見直し等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民負担の軽減、財政 支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から、手数料の引き下げ、事業の効率化等の措置を講ずることを、①検査・検定関係法人（6 法人）、②災害防止関係団体（6 団体）、③士業団体（7 団体）、④年金・保険・共済関係法人（5 法人）、⑤事業者団体（5 団体）、⑥投資育成株式会社（3 法人）、⑦その他法人（5 法人）合計 37 団体・法人について、個別に決定 ・その他、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）等に適合するよう引続き指導監督を行う。 	<p>【職員の給与水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣は、「特別の法律により設立される民間法人」（臨時行政調査会最終答申（昭和 58 年 3 月 14 日）における「自立化の原則」にのっとり民間法人化した法人及び特殊法人等整理合理化計画に沿って民間法人化した法人をいう（士業団体、事業者団体中央会、株式会社及び農林中央金庫を除く。）。）に対して、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）における役員の報酬等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請する。 	

特 別 法 人

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等	特別法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 13 年 12 月 19 日 ➤閣議決定	特殊法人等整理合理化計画	<p>【民間法人化された特殊法人・認可法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間法人化された特殊法人・認可法人は、臨時行政改革調査会最終答申（昭和 58 年 3 月 14 日）における「自立化の原則」に則ったものとする。なお、民間法人化する場合には、①民商法に基づく法人、②特別の法律に基づく法人で法律上数を限定しないもの、③特別の法律に基づく法人で法律上数を限定するもの、の順に民間法人化の可否を検討する。 <p>【行政代行的業務その他競争が不適当な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政代行的業務その他競争が不適当な業務については、次のいずれかのような場合には、制度的独占による弊害を克服するための措置が十分に講じられることを条件に、制度的独占を認める。① 当該業務が当該法人の従たる業務にとどまるものである場合 ② 社団的性格の法人が当該法人の構成員の費用負担によって、構成員を対象に行う共益的な業務であって、当該業務の運営について構成員による統制が確保されている場合 なお、上記①において、従たる業務についての制度的独占によって法人の業務全体が実態上独占となる場合には、従たる業務についての制度的独占は、上記①にかかわらず、認められない。 制度的独占を排してもなお実態上独占となる場合には、必要に応じ行為 規制を課す等により、法人の業務が独占の弊害を生むことのないよう留意する。 			
平成 16 年 12 月 24 日 ➤閣議決定	今後の行政改革の方針	<p>【特別の法律により設立される法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される 民間法人に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）において、初回の見直しを平成 17 年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律 の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧 迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。 その他の特別の法律により設立される法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、民間企業の類似業務と競合し民業を圧迫していな いかどうか等の観点からその業務について見直す。 			
平成 18 年 8 月 15 日 ➤閣議決定	特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準	<p>【指導監督基準の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商法及び民法以外の法律に基づき設立され、全国を地区とする法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合及び特別の法律により設立される民間法人を除く。）のうち、次のいずれかに該当する法人（以下単に「法人」という。）を対象とする。ただし、その上部団体等が特別の法律により設立される民間法人又は本基準の対象法人であるものを除く。① 法律により国の事務を行うことが規定されているもの ② 法人が行った事務について行政不服審査法又は設立根拠法に基づく国に対する審査請求、異議申出の制度があるもの ③ 国からの補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同 じ。）と密接な関係を有する業務を行うもの（注） ④ 国が当該法人の借入れ等に係る債務の保証をすることができることとされているもの（注）国又はこれに準ずる者からの補助金等の 2 分の 1 以上を第三者に交付するもの、国又はこれに準ずる者からの補助金等による収入額が年間収入額の 3 分の 2 以上を占めるもの及び経常的運営に要する経費に係る補助金等の交付を受けているものをいう。 			

改革対象等	特別法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>【業務の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の規定に基づき法人が登録、認定、検査等の事務・事業を行っている場合には、事務・事業の実施方法等に関する基準が当該事務・事業を所管する府省によって客観的に明確にされていること。 ・法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること。法人においては、当該事務・事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その状況及び手数料等の積算根拠が、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう公表されていること。 ・役職員について、公務員に準じた規律に服することその他の当該事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。 ・法人が法律の規定に基づき行っている登録等の事務・事業と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できること、等 <p>【機関等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員（監査役員を除く。）のうち、所管する官庁の出身者が占める割合は、役員現在数の3分の1以下となっていること。 ・企業会計基準その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。また、収支決算額がおおむね10億円以上の法人については、公認会計士による監査を受けるよう努めていること、等 <p>【情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段によりこれらを公表していること。 <p>【定期的見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各府省は、社会経済情勢の変化を踏まえ、法律の規定に基づき法人が行っている国の事務の必要性、補助金等の政策的必要性等について、法人の特性に応じ、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表する、等 			
平成18年12月24日 ➤行政改革推進本部決定	補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について		<p>【指導監督基準に基づく措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる11法人について、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」に基づく措置内容を別表に記載し、所管府省は、一般的な措置内容等が着実に実行されるよう、法人の指導監督を行う旨を決定。 日本証券業協会、損害保険料率算出機構、生命保険契約者保護機構、健康保険組合連合会、国民年金基金連合会、船員災害防止協会、全国土地改 		<p>【情報公開の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11法人に共通する措置内容として「法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載すること等により、情報公開を促進すること」が決定されている。

改革対象等	特別法人	改革対象の事柄			
年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			良事業団体連合会、全国食肉業務用卸協同組合連合会、日本商品先物取引協会、原子力発電環境整備機構、全国石油商業組合連合会		

行政代行法人

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等		行政代行法人				
年月日	改革事項	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
			法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス（情報公開等）
<p>平成 16 年 12 月 24 日閣議決定「今後の行政改革の方針」では、「行政代行法人等の見直し」の対象として、次の法人を挙げている。</p> <p>①特別の法律により設立される民間法人</p> <p>②その他の特別の法律により設立される法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合等を除く。）</p> <p>③法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、公益法人等を除く。）</p> <p>上記のうち、①は特別民間法人、②は特別法人であり、別途、法人類型の一形態として累次の行政改革の経緯を整理することとしている。したがって、本項で取り上げる「行政代行法人」は、上記③の法人であり、一般に「指定等法人」と言われているものである。</p>						
昭和 58 年 3 月 14 日 ➤第 2 次臨調答申	行政改革に関する第 5 次 答申—最終答申—				・特殊法人等のうち、行政事務の補完・代行を行い国からの出資金、補助金等に収入の多くを依存している法人（行政代行型法人）については、各省庁は、必要に応じ中期的な事業計画の策定と定期的な見直し、法人の業務責任の明確化、業績評価、経営監査等に関し、所管法人の性格に適した方策を定めるものとする。	
平成 13 年 12 月 19 日 ➤閣議決定	特殊法人等整理合理化計画	<p>【民間法人化された特殊法人・認可法人】</p> <p>・民間法人化された特殊法人・認可法人は、臨時行政改革調査会最終答申（昭和 58 年 3 月 14 日）における「自立化の原則」に則ったものとする。</p> <p>なお、民間法人化する場合には、①民商法に基づく法人、②特別の法律に基づく法人で法律上数を限定しないもの、③特別の法律に基づく法人で法律上数を限定するもの、の順に民間法人化の可否を検討する。</p> <p>・行政代行的業務その他競争が不適当な業務については、次のいずれかのような場合には、制度的独占による弊害を克服するための措置が十分に講じられることを条件に、制度的独占を認める。</p> <p>① 当該業務が当該法人の従たる業務にとどまるものである場合</p> <p>② 社団的性格の法人が当該法人の構成員の費用負担によって、構成員を対象に行う共益的な業務であって、当該業務の運営について構成員による統制が確保されている場</p>				

改革対象等	行政代行法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>合</p> <p>なお、上記①において、従たる業務についての制度的独占によって法人の業務全体が実態上独占となる場合には、従たる業務についての制度的独占は、上記①にかかわらず、認められない。</p> <p>・制度的独占を排してもなお実態上独占となる場合には、必要に応じ行為 規制を課す等により、法人の業務が独占の弊害を生むことのないよう留意する。</p>			
<p>平成 16 年 12 月 24 日 ➤閣議決定</p>	<p>今後の行政改革の方針</p>	<p>【行政代行法人等の見直し】</p> <p>・ 官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成 18 年度末までに、以下の法人について、所要の見直しを行う。</p> <p><特別の法律により設立される法人></p> <p>① 特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）において、初回の見直しを平成 17 年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。</p> <p>② その他の特別の法律により設立される法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、民間企業の類似業務と競合し民業を圧迫していないかどうか等の観点からその業務について見直す。</p> <p><国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人></p> <p>① 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、上記①の法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定。以下「改革実施計画」という。）において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。）については、法令等で定められた特定の事務・事業の内容や指定、認定、登録等の形態を精査、分類し、改革実施計画にならって、国の関与等の透明化・合理化のための基準を策定し、厳格な見直しを行う。</p> <p>② 今後、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させざるを得ない場合には、改革実施計画を踏まえ、原則として、法律にその根拠を明示すること、指定制ではなく登録制とすること等とし、規制の新設審査の一環として厳しく審査する際の基準を策定する。</p> <p>③ 基金等を保有する法人 補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、以下の基準を策定するとともに、個別法人ごとに精査し、事業の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金事業の見直しの時期の設定に係る基準 ・ 資金事業の目的達成度の客観的な判定、公表に係る基準 ・ 基金の保有割合についての数値基準 ・ 使用見込みのない資金の国への返納に係る基準 <p><基金等を保有する法人></p> <p>・ 補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、基金事業の見直しの時期の設定に係る基準、資金事業の目的達成度の客観的な判定、公表に係る基準、基金の保有割合についての数値基準、使用見込みのない資金の国への返納に係る基準を策定すると</p>			

改革対象等	行政代行人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		ともに、個別法人ごとに精査し、事業の見直しを行う。			
平成 18 年 8 月 15 日 ➤閣議決定	国からの指定等に基づき 特定の事務・事業を実施 する法人に係る規制の新 設審査及び国の関与等の 透明化・合理化のための 基準	<p>【指定等法人】 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）の対象法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。以下「指定等法人」という。）に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>【規制の新設審査の際の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制の新設については、これを必要最小限にするとの基本的な方針（「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）が策定されている。これを踏まえ、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するものとし、やむを得ず、新設せざるを得ない場合については、当該事務・事業の基本的内容を、原則として、法律で定め、事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするとともに、登録制とする。登録機関による実施により難しい事務・事業については、登録機関による実施に準じた措置を検討することとする。 ・ 上記により難しい次のような場合は、上記原則の例外として取り扱うこともやむを得ないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 条約により、一定の要件を備えた法人を指定することが義務付けられている事務・事業 ② 確実かつ効果的な事務・事業の実施を確保する観点から、長期にわたり安定的な資金管理を必要とする事務・事業 ③ 全国均一の水準による資格の付与を確保する等の観点から、一元的な試験や能力開発の実施を必要とする事務・事業 ④ 取り扱う情報の重複の排除や漏えい・拡散の防止等の観点から、統一的な情報の管理や提供等を必要とする事務・事業 ⑤ 確実に行わなければ国民生活の安全が損なわれるおそれが高く、その確実な実施を確保する観点から、専用の施設で実施される必要性があるなど、特に専門的な知見を要求される事務・事業 ⑥ 国等の出資等を受け、特定の施設の設置及び管理を目的として設立された株式会社等が 	・		<p>【国の関与の透明化・合理化のための基準】 ＜府省が講ずべき措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事務・事業の法的位置付けの明確化 ② 指定、登録等に係る事務・事業を行う法人による適正な事務・事業の実施の担保措置 ③ 指定、登録等の基準の公開 ④ 料金の決定及び積算根拠の公開 ⑤ 事務・事業の定期的検証 <p>＜指定当法人が講ずべき措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定、登録等に係る事務・事業を所管する府省は、指定、登録等を行った法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 中立公正な運営の確保 ② 会計処理の明確化及び透明化 ③ 事務・事業の実施の透明化 <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本基準に基づく初回の見直しは、平成 18 年度及び 19 年度において実施することとする。

改革対象等	行政代行法人	改革対象の事柄				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)	
		行う事務・事業				
平成 20 年 3 月 31 日 ➤行政改革推進本部決 定	国からの指定等に基づき 特定の事務・事業を実施 する法人に対する国の関 与等に係る見直しについ て	<p>・国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき見直しを行ってきたところであり、今般講ずることとした措置内容は、別表のとおりである、として、その措置内容を別表（省庁別、法人別、登録・指定・認定等の形態別、事務・事業別）形式で一覧的に記述。</p> <p>今回の見直し対象法人</p> <p>① 法令に基づき国の指定・登録を受けて検査・検定、試験、講習研修等を行っている法人</p> <p>② 今回の見直し対象となる検査・検定、試験、講習研修等の制度は 240 制度</p> <p>➤一つの制度に複数の事務・事業が含まれるため、事務・事業の数は 418 事務・事業</p> <p>③ 対象法人数は 37,570 法人</p> <p>➤自動車整備（28,733）、歯科医師臨床研修（1,531）など、1つの制度で多数の法人が指定されているものがある。</p> <p>➤うち、公益法人は 1,086 法人</p> <p>出典：「指定等法人に対する国の関与の透明化・合理化について」（平成 20 年 3 月 31 日行政改革推進本部事務局）</p>				

国立大学法人

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等		国立大学法人			
年月日	改革事項 改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
昭和 58 年 3 月 14 日 ➤第 2 次臨調答申	行政改革に関する第 5 次答申—最終答申—	<p>【高等教育の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育については、量的拡大よりも質的充実を進め、その費用負担は個人の役割も重視する方向で適正化を図る。 <p>【付属施設の在り方検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、学部等の付属施設として設けられている各種施設についても、その必要性を見直し、整理再編を含めその在り方を検討する。 	<p>【学部、学科等の整理再編等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的人材養成を要する分野についての再編合理化を含め、時代の変化に対応した学部、学科、研究所等の整理再編（共同利用機関化を含む。）を行うとともに、事務機構の一元化を一層推進する。 		
昭和 58 年 5 月 24 日 ➤閣議決定	臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）	<p>（大学・短大の規模）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学・短大の規模については昭和 70 年代以降 18 歳人口が安定する時期を念頭に置き、全体として抑制基調とする。 <p>【付属施設の在り方検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、学部等の付属施設として設けられている各種施設についても、その必要性を見直し、整理再編を含めその在り方を検討する。 	<p>【学部、学科の転換、再編成等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学については、その新設、学部・学科の新増設、定員増は全体として抑制し、時代の変化等に対応した学部、学科の転換、再編成を進める。 ・研究所等の整理再編（共同利用機関化を含む。）を行うとともに、事務機構の一元化を一層推進する。 		
昭和 59 年 1 月 25 日 ➤閣議決定	行政改革に関する当面の実施方針について（59 行革大綱）		<p>【学部、学科の転換、再編成等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 59 年度に 5 大学、1 短期大学(併設)において 10 学科等の転換・再編成を行うとともに、1 附置研究所を廃止するほか、2 大学において事務機構の一元化を行う。 		

改革対象等		国立大学法人			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
昭和 59 年 12 月 29 日 ➤閣議決定	行政改革の推進に関する当面の実施方針について（60 行革大綱）		【学部、学科の転換、再編成等】 ・昭和 60 年度に 8 大学において 42 学科等の転換・再編成を行うとともに、1 附置研究所を廃止するほか、2 大学において事務機構の一元化を行う。		
昭和 60 年 12 月 28 日 ➤閣議決定	昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（61 行革大綱）		【学部、学科の転換、再編成等】 ・昭和 61 年度に 10 大学において 1 学部及び 30 学科の転換・再編成を行うとともに、1 大学において事務機構の一元化を行う。		
昭和 62 年 12 月 28 日 ➤閣議決定	昭和 63 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		【学部、学科の転換、再編成等】 ・昭和 63 年度に 13 大学において 80 学科の転換・再編成を行うとともに、4 附置研究所を整理再編（うち廃止 2）するほか、2 大学において事務機構の一元化を行う。		
平成元年 1 月 24 日 ➤閣議決定	平成元年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【大学の組織・運営の在り方検討】 ・高等教育の多様化、活性化等のため、設置基準の大綱化・簡素化、学位制度を含めた大学院制度、教育課程、教員組織、民間活力の活用など大学の組織・運営のあり方の検討及び具体化を引き続き進める。	【学部、学科の転換、再編成等】 ・平成元年度に 13 大学において 92 学科の転換・再編成を行うとともに、4 附置研究所を整理再編（うち廃止 2）するほか、2 大学において事務機構の一元化を行う。		
平成元年 12 月 29 日 ➤閣議決定	平成 2 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【大学の組織・運営の在り方検討】 ・高等教育の多様化、活性化等のため、設置基準の大綱化・簡素化、学位制度を含めた大学院制度、教育課程、教員組織、民間活力の活用など大学の組織・運営のあり方	【学部、学科の転換、再編成等】 ・平成 2 年度に 20 大学において 104 学科等の転換・再編成を行うとともに、2 附置研究所を整理再編（うち廃止 1）するほか、2 大学において事務機構の一元化を行う。		

改革対象等		国立大学法人			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		の検討及び具体化を引き続き進める。			
平成2年12月29日 ➤閣議決定	平成3年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【大学の組織・運営の在り方検討】 ・高等教育の多様化、活性化等のため、設置基準の大綱化・簡素化を実施し、学位制度の改善を図るとともに、今後更に、教育課程、教員組織、民間活力の活用など大学の組織・運営の在り方の検討及び具体化を進める。	【学部、学科の転換、再編成等】 ・平成3年度に24大学において101学科の転換・再編成を行うとともに、2附置研究所を整理再編するほか、2大学において事務機構の一元化を行う。		
平成3年12月28日 ➤閣議決定	平成4年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【大学の組織・運営の在り方検討】 ・今後の大学院等の整備等に当たっては、国立試験研究機関等も含めた既設大学院等の教職員組織等の有効活用、教育と研究の連携の推進などについても検討する。さらに、国立大学全体の将来ビジョンについても検討する。	【学部、学科の転換、再編成等】 ・平成4年度に21大学において4学部及び961学科の転換・再編成を行うとともに、3附置研究所を整理再編するほか、1大学において事務機構の一元化を行う。		
平成4年12月26日 ➤閣議決定	平成5年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【大学の組織・運営の在り方検討】 ・国立大学について、時代の要請や地域の特性等に対応した学部、学科等の転換・再編成、事務機構の再編成等を引き続き進めるほか、今後の大学等の整備に当たっては、国立試験研究機関等も含めた既設大学院等の教職員組織等の有効活用、教育と研究の連携の推進などについても検討する。 ・国立学校財務経営センターの機能発	【学部、学科の転換、再編成等】 ・平成5年度に20大学において1学部、5教養部及び113学科の転換・再編成を行うとともに、3附置研究所を整理再編する。		

改革対象等	国立大学法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
		揮に努める。国立学校全体の将来ビジョンについても検討する。			
平成9年12月3日 ➤行政改革会議報告	最終報告	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学については、高等教育行政の見直しも含めた、組織・運営の在り方の改革を早急に推進する必要がある。さらに、独立行政法人化は、大学改革方策の一つの選択肢となり得る可能性を有しているが、これについては、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである。また、大学の機能に応じた改組・転換についても、併せて積極的に検討する必要がある。 			
平成11年1月26日 ➤中央省庁等改革推進本部決定	中央省庁等改革に係る大綱・推進本部決定	【独立行政法人化の検討】 <ul style="list-style-type: none"> 国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年度までに結論を得る。 大学共同利用機関等の独立行政法人化については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る。 	【事務組織の簡素化、合理化等】 <ul style="list-style-type: none"> 事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る観点から、その組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進する。 		
平成11年4月27日 ➤閣議決定	国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画	【独立行政法人化の検討】 <ul style="list-style-type: none"> 国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。 上記以外の大学共同利用機関等については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る。 	【事務組織の簡素化、合理化等】 <ul style="list-style-type: none"> 事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、事務の一元化を引き続き推進するとともに、人事、会計・財務、組織編制等に係る弾力化、時代の変化に合わせた事務手続の簡素化、合理化、事務処理の効率化等を進める。なお、大学審議会答申（平成10年10月26日）の指摘を踏まえ、大学改革のための法案を今次通常国会に提出したところである。 		
平成12年12月1日 ➤閣議決定 ➤平成18年6月16日一部改正	行政改革大綱	【独立行政法人化の検討】 <ul style="list-style-type: none"> 国立大学及び大学共同利用機関等の独立行政法人化については、大学等の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平 			

改革対象等		国立大学法人			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		成 13 年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する。			
平成 13 年 6 月 26 日 ➤閣議決定	今後の財政運営及び 経済社会の構造改革 に関する基本方針	【国立大学の法人化】 ・国立大学については、法人化して、自主性を高めるとともに、大学運営に外部専門家の参加を得、民営化を含め民間的発想の経営手法を導入し国際競争力のある大学を目指す。			
平成 14 年 6 月 21 日 ➤閣議決定	経済財政運営と構造 改革に関する基本方針 2002	【法人化と非公務員化】 ・国立大学の法人化と教員・事務職員の非公務員化を平成 16 年度を目途に開始する。			
平成 14 年 11 月 29 日 ➤閣議決定	平成 15 年度予算編成 の基本方針	【国立大学法人化】 ・競争的環境の中で世界最高水準の大学を育成するため、「国立大学法人」化などの施策を通して大学の構造改革を進める。			
平成 15 年 7 月 9 日 ➤法律	国立大学法人法等関係 6 法成立	<p>【「国立大学法人法」関係 6 法案】</p> <p>平成 15 年 2 月 28 日：国会提出 平成 15 年 7 月 9 日：成立 衛星 15 年 7 月 15 日：公布 平成 15 年 10 月 1 日：施行</p> <p>①国立大学法人法（国立大学：89 法人、大学共同利用機関：4 法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学改革の一環として、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（国立大学法人等）を設立するため、国立大学法人等の組織及び運営に関し必要な事項を定めたもの。 ・国立大学法人等は、法人とする ・文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。評価委員会は、国立大学法人等の業務の実 			

改革対象等	国立大学法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
		<p>績に関する評価等の事務をつかさどる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学大臣は、6年間に於いて国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すと同時に、公表しなければならない。 ・国立大学法人等は、中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない ・国立大学法人等は、平成16年4月1日に成立するものとする、等を規定。 <p>②独立行政法人国立高等専門学校機構法（1法人）</p> <p>③独立行政法人大学評価・学位授与機構法</p> <p>④独立行政法人国立大学財務・経営センター法</p> <p>⑤独立行政法人メディア教育開発センター法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育改革の一環として、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センターを設立するため、それぞれ、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。 <p>⑥国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人法等の施行に伴い、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止その他の関係法律の規定の整備等について定めるもの 			
平成16年4月1日	国立大学法人に移行	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学を各大学ごとに法人化し、国立大学法人を設立 ・大学共同利用機関を再編の上法人化し、大学共同利用機関法人を設立 <div style="text-align: center;"> </div> <p>※出典：国立大学法人法の概要（文部科学省） http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/03052704.htm</p>			
平成17年12月24日 ➤閣議決定	行政改革の重要方針		<p>【定員、給与の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公 		<p>【評価特とその結果の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の

改革対象等	国立大学法人	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
			<p>務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標において示すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費（注）の削減を行うことを基本とする（日本司法支援センター及び沖縄科学 技術研究基盤整備機構を除く。）。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。各法人の長は、これらの取組を含む中期計画をできる限り早期に策定し、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価 等を通じた削減の進捗状況等を的確に把握するものとする。（注）今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。 上記の取組を踏まえ運営費交付金等を抑制する。 		<p>人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。</p>

公益法人制度改革

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等		公益法人制度改革			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成7年3月29日 ➤公益法人等指導監督連絡会議決定	公益法人の設立許可について	【公益法人設立の留意点】 ・公益法人設立に当たって、基本財産の造成又は事業費等の確保のため、許認可の対象となる業界団体、企業に対し強制的なものであると解されるような寄付の斡旋及び協力要請を行うことは自粛するものとする。 ・国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とすることを予定している新規の公益法人に対する許可は、真にやむを得ない場合を除き厳に抑制するものとする。 ・新設される公益法人の許可に際して、公務員経験者を常勤役員として受け入れるよう要請することは厳に抑制するものとする。			・公益法人の透明性を確保し、そのより一層適正な運営を確保するため、公益法人等指導監督連絡会議の庶務を担当する総理府は、毎年、公益法人に関し、新設・解散件数、指定法人としての指定件数、役職員及び事業の全体状況等を取りまとめ、閣議に報告するものとする。

改革対象等	公益法人制度改革	改革対象の事柄				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)	
平成8年9月20日 ▶閣議決定 ▶平成9年12月16日 一部改正 ▶平成18年8月15日 一部改正	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について	<p>【設立許可及び指導監督基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの等は不可。 ・公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合してなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。 <ol style="list-style-type: none"> ①当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。 ②事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。 ③営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。 ・上記の他、公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」についても定めている。 <p>【公益法人に対する検査等の委託等に関する基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ①事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。 ②新たに公益性の高い事業を付加すること。 ③上記②の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。 ・対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。 			<p>【報酬、退職金の水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。 	<p>【定款等の閲覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄附行為、事業報告書、収支計算書等の事務所への備え置き、一般の閲覧に供する。 <p>【機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から理事会、評議員会、総会、監事の在り方についても言及。
平成8年12月25日 ▶あ釘決定	行政改革プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人については、「「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について」（平成8年（1996年）9月20日閣議決定）に沿って、公益法人に対する指導監督等を強力に推進し、公益法人が行う行政代行的行為等の透明化を図る。また、「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議の開催について」（平成8年（1996年）7月16日閣議口頭了解）に基づき同会議を開催するとともに、平成9年度（1997年度）から毎年度、「公益法人に関する年次報告（仮称）」を作成し、公益法人の実態把握及び基準の実施状況等のフォローアップを行う。 				

改革対象等	公益法人制度改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成12年12月1日 ▶閣議決定 ▶平成18年6月16日 一部改正	行政改革大綱		【国の委託、推薦等に係る事務・事業の見直し】 ・国の委託、推薦等に係る事務・事業については、官民の役割分担等の観点から見直し、国の関与が必要なものについては、国自らが行い又は独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。 【補助金等の支出の適正化】 ・補助金等のうち、当該法人がさらに他の公益法人やその他の法人等に分配するもの・交付するものについては、整理・統合した上で国自ら又は独立行政法人が分配・交付することとする。 ・総収入に対する国の補助金等が大部分を占める場合は、その必要性を厳しく精査し、当該事務・事業を整理統合した上で国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとする。	【役員報酬に係る補助金】 ・官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。	【経営情報の公開】 ・国からの委託等推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進める。 ・指定法人の情報公開の在り方の検討及び公益法人会計基準の改善策の検討を行う。
平成13年12月25日 ▶閣議決定 ▶平成18年6月16日 一部改正	公務員制度改革大綱			【役員報酬・退職金等】 ・役員報酬に対する国の助成を廃止する。 ・国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員報酬・退職金につき、不当に高額に過ぎないよう指導する ・公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。	役員報酬、退職金等の公表】 ・補助金等を受ける等の公益法人については、役員報酬規程・退職金規程を定め、公開する。 ・本府省の課長・企画官相当職以上の離職者の離職後2年以内の再就職先について、再就職者氏名、離職時官職、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、承認の有無等について公表することとする。
平成14年3月29日 ▶閣議決定	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画	【検査・検定等】 ・公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、廃止するものを除き、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）に示された基準認証の見直しの考え方を踏まえ、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明			

改革対象等	公益法人制度改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（以下「登録機関」という。）による検査・検定等の実施（以下「登録機関による実施」という。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の生命、財産の保護、国際的責務の履行等の観点から、①により難しい事務・事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とする。 <p>【資格付与等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。 <p>【登録その他の事務・事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益法人が、国の委託を受けて行う登録、交付等の事務・事業については、事務・事業の性格を勘案の上、上記に準じた措置を講ずる <p>【公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政委託型公益法人等に対する国の関与について、当該事務・事業を所管する府省は、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢事務・事業の法的位置付けの明確化、指定・登録基準等の明確化、公開等、料金の決定及び積算根拠の公開、事務・事業の定期的検証、指導監督の適正な実施 委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢中立公正な運営の確保、会計処理の明確化及び透明化、事務・事業実施の透明化 <ul style="list-style-type: none"> 以上のほか、推薦等に係る事務・事業の改革、補助金の見直し等についても言及している。 			
平成 14 年 3 月 29 日 ➤閣議決定	公益法人制度の抜本的改革に向けた取り組みについて	<p>【公益法人制度の抜本的見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。 平成 14 年度中を目途に「公益法人制度改革大綱（仮称）」を策定し、平成 17 年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置等必要な措置を講ずる。 			

改革対象等	公益法人制度改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 15 年 6 月 27 日 ➤閣議決定	公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針	<p>【一般的な非営利法人制度の創設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の益法人制度は法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、様々な問題が生じている。このため、法人格を一定の優遇措置と分離し、公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設する。この非営利法人制度は、民間の非営利活動を促進するため、準則主義（登記）により簡便に設立できるものとし、そのガバナンスについては、準則主義を採る現行の中間法人や営利法人を参考にしつつ、法制上の在り方を検討する。 ・ なお、非営利法人制度の設計に当たっては、現行の公益法人制度の問題点を踏まえた検討を行い、現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係を整理することとする。 <p>【非営利法人における公益性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら引き続き検討する。その際、①公益性の客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方、②ガバナンス、残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等を含め検討する。 <p>【新たな非営利法人に対する税制上の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人は、普遍的な国民の納税義務の下で、一般的に納税義務が課せられており、公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられている。新たな非営利法人に対する税制上の取扱いについては、こうした考え方を踏まえつつ、非営利法人制度の更なる具体化にあわせて引き続き検討する。 <p>【移行等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の公益法人から制度改革後の非営利法人への移行については、公益法人が現に公益活動を営んでいることに配慮しつつ公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行措置の在り方について検討する。 <p>【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣官房において新たな非営利法人制度の検討を進め、平成 16 年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成 17 年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す ・ 財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、その在り方を検討する。 			

改革対象等	公益法人制度改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 16 年 12 月 24 日 ▶閣議決定 ▶平成 18 年 6 月 16 日 一部改正 ▶平成 18 年 12 月 26 日 一部改正	今後の行政改革の方針	<p>【公益法人制度の抜本的改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の主務官庁 による設立許可制度を廃止し、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）に基づき、改革を着実に実施していく。このため、一般的な非営利法人制度、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み、現行公益法人の新たな制度への移行等について、その基本的枠組みを具体化し、これに基づき、更に具体的な検討を進めることとし、所要の法律案を平成 18 年の通常国会に提出することを旨とする。 <p>【公益法人制度改革の基本的枠組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立に係る許可主義を改め、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する。 ・ 各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設。 ・ 法人類型は、法人格付与の対象に応じ、社団法人形態と財団法人形態の 2 種類とする。 ・ 準則主義に伴う法人制度の濫用防止の観点から、株式会社制度と同様の解散命令制度・休眠法人整理の制度を設ける、等 		<p>【退職管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後 2 年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。 	
平成 17 年 12 月 24 日 ▶閣議決定	行政改革の重要方針	<p>【法案の国会提出当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16 年行革方針において具体化された「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計し、法案を平成 18 年通常国会に提出する。また、その具体的内容を踏まえ、新制度施行までの間に、対応する税制上の措置を講ずる。 		<p>【給与水準の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主務大臣は、「国と特に密接な関係を持つ公益法人」（「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成 14 年 3 月 29 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））に対して、同申合せにおける常勤の役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請する。 	

改革対象等	公益法人制度改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 18 年 5 月 26 日 ➤法律	公益法人制度改革関連 3 法案成立	<p>【公益法人制度改革関連 3 法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 3 月 10 日：国会提出 ・平成 18 年 5 月 26 日：成立 ・平成 18 年 6 月 2 日：公布 ・平成 20 年 12 月 1 日：施行 <p>【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法に定める公益法人に関する制度を改め、剰余金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の行う公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を取得することができる制度を創設し、その設立、機関等について定める。 ・一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（設立時社員）が共同して定款を作成しなければならないが、当該定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じない。一般社団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。 ・一般社団法人の社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人に関する一切の事項（理事会を設置する一般社団法人にあっては、定款で定めた事項）について決議をすることができる。一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を必置とする。 ・一般社団法人は、法定の解散事由で解散するほか、休眠法人については所定の手続を経て解散したものとみなす。 ・一般財団法人を設立するには、設立者が定款を作成し、かつ、三百万円以上の財産を拠出しなければならないが、当該定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じない。一般財団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。 ・一般財団法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を必置とし、大規模一般財団法人（負債額二百億円以上の法人）には会計監査人の設置を義務付ける。 ・一般財団法人は、二期連続して純資産額が 300 万円未満となった場合などの法定の解散事由で解散するほか、休眠法人については所定の手続を経て解散したものとみなす。 <p>【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関するこの法律の別表に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。 ・2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人、2 以上の都道府県の区域内で公益目的事業を行う法人、又は国の事務・事業と密接な関連を有する公益目的事業であって政令で定めるものを行う法人の公益認定は内閣総理大臣が、それ以外の法人の公益認定はその事務所が所在する都道府県知事がそれぞれ行う。 ・内閣総理大臣又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）は、公益認定の申請を行った一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、公益認定をするものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①法人の目的及び事業について、公益目的事業を主たる目的とすること、必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行わないこと等 ②法人の財務について、公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれること等 ③法人の機関について、同一親族等及び他の同一の団体（公益法人等を除く。）の関係者が理事又は監事の三分の一を超えないこと、役員等への報酬が不当に高額なものとならないこと等 			

改革対象等	公益法人制度改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>④法人の保有する財産について、他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないこと、認定取消しや合併により法人が消滅する場合に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人には、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと、公益目的事業比率が百分の五十以上となること、遊休財産の額が一定額を超えないこと等が義務付けられる。また、公益法人は、収益事業等の区分経理、役員等への報酬等の支給基準の公表、財産目録等の備置き・閲覧、行政庁への提出等の義務を負う。 ・内閣府に有識者七人からなる合議制の公益認定等委員会を置く。内閣総理大臣は、両議院の同意を得て委員を任命し、公益認定の申請に対する処分等に際しては、原則として公益認定等委員会に諮問しなければならない。また、都道府県に公益認定に係る合議制の機関を置く。 ・公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に関し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。 <p>【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、中間法人法を廃止し、民法その他の関係法律の規定の整備等をするとともに、従来の公益法人の「特例民法法人」への移行など、所要の経過措置を定める。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>明治 29 年（1896 年）の民法制定以来、110 有余年にわたり存続してきた同法第 34 条に基づく公益法人制度の終焉。</p> </div>			
平成 19 年 4 月 1 日	公益認定等委員会発足				
平成 21 年 12 月 25 日 ➤閣議決定	政府関連公益法人の徹底的な見直しについて	<p>【見直しの視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人（政府関連公益法人）について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、徹底的な見直しを行う。 ・行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映させる。 	<p>【事務・事業の必要性等についての見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直しの結果、政府関連公益法人に実施させている事務・事業に関し、廃止、縮小、実施主体の変更等を行うべきものについては、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止、補助金等により造成された基金の返納等必要な措置を速やかに講じる。 ・「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、徹底的な見直しを行う。 ・支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等 		

改革対象等	公益法人制度改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。		
平成 25 年 11 月 30 日	新制度への移行期間終了	<p>・新制度施行時の平成 20 年 12 月にあった 24,317 の旧公益法人のうち、平成 25 年 11 月末の移行期間終了時点で 9,050 法人が新たな公益法人に移行申請。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[24,317 法人] -- "(移行)" --> B[公益法人] A -.-> C[解散・合併等 : 3,588 法人] B --> B1[国所管 : 2,168 法人] B --> B2[都道府県所管 : 6,882 法人] C --> C1[国所管 : 2,321 法人] C --> C2[都道府県所管 : 9,358 法人] </pre> </div> <p style="text-align: right;">※「公益法人制度改革に孫勅と成果について～旧制度からの移行期間を終えて」 (平成 26 年 8 月内閣府) から行政管理研究センター作成</p>			

政策金融改革

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
昭和 58 年 3 月 14 日 ➤第 2 次臨調答申	行政改革に関する第 5 次答申—最終答申—	<ul style="list-style-type: none"> 金融構造の変化を踏まえ、民間にゆだねても差し支えない分野については、縮小あるいは撤退する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準金利による貸し出しのウェイトが高い機関については収支相償を基本とした経営を行うほか、貸出利率が極めて低利で一般会計や特別会計から多額の利子補給、出資等の出ているものについては、他の政策手段との均衡に配慮しつつ、財政負担を軽減する方向で見直しを行う。 		
昭和 58 年 5 月 24 日 ➤閣議決定	臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）	<ul style="list-style-type: none"> 貸出利率の引上げ、協調融資比率の引下げ等、財政負担を軽減する方向で見直し 	<p>【個別法人の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療金融公庫については、昭和 59 年度末までに措置することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備 農林中央金庫については、答申の趣旨を踏まえ、原則として 3 年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずる。 		
昭和 59 年 12 月 29 日 ➤閣議決定	行政改革の推進に関する当面の実施方針について		<p>【事業の縮小等：個別法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民金融公庫：近年における貸付実績等を勘案しつつ、事業計画規模の適正化を図る。また、引き続き収支相償を基本とした貸出利率の設定等に努める。 日本開発銀行昭和60年度において、地方開発融資等を中心として融資規模を圧縮するとともに、融資比率の引下げを行う一方、融資分野の選別重点化を図り、また、先端的な技術開発及び情報化の促進等緊要な政策課題に対応するため出融資制度につき所要の整備を行うことにより、量的補完から質的補完への転換を図る。このうち、法律改正が必要なものについては、所要の法律案を今国会に提出する。 日本輸出入銀行；昭和60年度において、近年における貸付実績等を勘案しつつ、貸付規模の見直しを行う。また、民間資金の活用による対外経済交流の促進等対外経済政策上の緊要な課題に応えるため、所要の制度の整備を行うこととし、所要の法律案を今国会に提出する。 		

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生金融公庫：昭和60年度においては、貸付計画額の減額及び一般会計からの補給金の抑制を図るとともに、環境衛生関係営業の近代化等に配慮しつつ、業務の効率化を図る。 ・農林漁業金融公庫：昭和60年度において、融資の重点化による貸付計画枠の圧縮、滞貨償却引当金の繰入率の引下げ、業務委託手数料の引下げにより、利子補給金を抑制するとともに、農林漁業を取り巻く環境、「補助から融資へ」の方向等を踏まえ、貸付資金の統合整理、貸出利率を含む貸付条件の見直し等を行うこととし所要の法律案を今国会に提出する。 ・中小企業金融公庫：近年における貸付実績等を勘案しつつ、事業計画規模の適正化を図る。また、引き続き収支相慣を基本とした貸出利率の設定等に努める。 ・公営企業金融公庫：臨時地方道整備、臨時河川等整備及び臨時高等学校整備の3事業への貸付けについて、昭和60年度においても、資金状況等を勘案して引き続き貸付計画規模を抑制するとともに、貸付対象団体について資金調達力を勘案し重点化を行う。 		
昭和61年12月30日 ➤閣議決定	昭和62年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		<p>【個別法人の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本開発銀行については、協調融資比率の引及び融資規模の適正化を図るとともに、融資分野を民間金融機関のみでは対応困難なものに限定する等の見直しを行う。 ・日本輸出入銀行については、輸入、投資等のための金融の重点化、協調融資比率の見直しを行うとともに、国際協調のための融資の活用を図る。 ・北海道東北開発公庫については、日本開発銀行との人事交流、融資事業についての融資対象分野の選別重点化を図る、等 ・環境衛生金融公庫については、貸付計画額の適正化、一般会計からの補給金の抑制を図るとともに、業務の効率化を図る。 ・中小企業金融公庫については、今後とも民間金融の補完に徹するとともに、組織の改編等を行うとともに、経費率の縮減等により経営の効率化、経営基盤の強化に努める。 		

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成5年10月27日 ➤臨時行政改革推進 審議会答申	最終答申	【政策金融の範囲と金利設定】 <ul style="list-style-type: none"> 政策金融は、民間金融の質的補完に徹するとともに、その範囲については、金融自由化の進展、金融市場の動向等を踏まえ、常に厳しく見直しを行い、真に必要なものに限定していく。 金利設定等について、財政支出との関係にも留意しつつ、金融市場との調和を図るとともに、協調融資比率の見直し、信用補完としての保証機能の積極的な活用に努める。 			
平成7年2月24日 ➤閣議決定	特殊法人の整理合理化について	【政策金融機関の在り方】 <ul style="list-style-type: none"> 政策金融関係については民間の補完に徹することとし、政府系金融機関の在り方について引き続き検討を進め、早急に結論を得るものとする。 			【透明性の確保】 <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人の経理について、会計監査機能の強化を図るとともに、全法人の財務諸表等について一覧が可能な閲覧窓口を整備するなど、積極的な情報公開を進め、透明性の確保を図る。 子会社・関連会社が存在する法人については、子会社等の財務内容等の情報公開を進めることにより、全体像を明らかにする。 【職員の雇用問題】 <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人の統廃合に伴って生じる雇用問題については、他の特殊法人（特に同一の所管官庁の法人）及び政府・政府関係機関などにおける受入措置を講ずるとともに、労働条件の悪化及び年金の支給の低下を来さないよう留意する。 必要に応じ地方公共団体や民間企業への就職斡旋も含め、横断的な

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
					雇用保障に努める。
平成7年3月31日 ➤閣議決定	日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について	・日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合	【日本輸出入銀行と海外経済協力基金】 ・日本輸出入銀行と海外経済協力基金とを統合する。統合は、4年後とし、この間、経済協力開発機構、世界銀行、国際通貨基金等の国際機関及び関係諸国の理解を得るよう努める。		
平成7年4月28日 ➤閣議決定	特殊法人の職員の雇用問題に関する対策本部の設置について				【職員の雇用問題】 ・特殊法人の整理合理化に伴って生じる職員の雇用問題に責任をもって対処するため、内閣に、特殊法人の職員の雇用問題に関する対策本部を設置する。
平成7年12月25日 ➤閣議決定	当面の行政改革の推進方策について		【日本輸出入銀行と海外経済協力基金】 ・日本輸出入銀行及び海外経済協力基金については、平成11年に予定されている統合が国際的な理解を得つつ円滑に実現できるよう、準備を進める。		
平成8年12月25日 ➤閣議決定	行政改革プログラム		【日本輸出入銀行と海外経済協力基金】 ・日本輸出入銀行及び海外経済協力基金については、平成11年に予定されている統合が国際的な理解を得つつ円滑に実現できるよう、政府開発援助、非政府開発援助の勘定区分の明確化、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立等を図るべく検討を行うなど、引き続き準備を進める。		

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成9年9月24日 ➤閣議決定	特殊法人等の整理合理化について	<p>【政策金融機関の在り方と業務の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策金融機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完に徹し、業務の減量化、重点化、財政依存の抑制に努めるものとする。 <p>【個別法人の統廃合等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本開発銀行：平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより廃止し、新たな銀行を設立する。新銀行の業務分野は、日本開発銀行の地域開発融資、北海道東北開発公庫の融資が対象としてきた地域産業開発分野、環境対策、防災対策等の社会的要請に応える生活基盤関連分野等 北海道東北開発公庫：平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより廃止し、上記の新たな銀行に統合する。 日本輸出入銀行・海外経済協力基金：「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」（平成7年3月31日閣議決定）の既定方針通り実施する。 国民金融公庫・環境衛生金融公庫：平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより統合する。 中小企業信用保険公庫・中小企業事業団：平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより、両機関は統合する。 上記のほか、商工組合中央金庫の自立化、住宅金融公庫、公営企業金融公庫の業務の合理化方を決定。 			
平成11年4月16日 ➤法律	国際協力銀行法案成立	<ul style="list-style-type: none"> 国際協力銀行法案 平成11年2月9日：閣議決定、国会提出 平成11年4月16日：成立 平成11年10月1日：公布、施行 国際協力銀行設置 			
平成11年10月1日	国際協力銀行設置				
平成13年11月27日 ➤閣議決定	先行7法人改革の方向性について	<p>【住宅金融公庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年以内に廃止する。 融資業務については、段階的に縮小する。 住宅金融公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを行う法人を設立する。 融資業務については、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案して、法人設立の際、最終決定する。 			
平成13年12月19日 ➤閣議決定	特殊法人等整理合理化計画	<p>【個別法人の見直し等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅金融公庫は、5年以内に廃止する。また、住宅金融公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを 			

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			<p>行う新たな独立行政法人を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の8機関については、事業見直しを実施に移す。 <p>【公的金融の対象分野との見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする 		
平成14年10月7日 ➤経済財政諮問会議決定	政策金融の抜本的改革に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・政策金融改革の基本方針に沿って個別の政策金融機関のあり方について検討を行い、年内に結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。こうした観点からの政策金融改革の基本方針に沿って個別の政策金融機関のあり方について検討を行い、年内に結論を得ることとする。 ・組織の見直しを行うに当たっては、まず、各政策金融機関別に残すべき機能を峻別した上で、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止・民営化を含め思い切った整理・合理化・統合を進める。 		<p>【経営責任者の任用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の見直しを行うに当たっては、経営責任の明確化、事業運営の効率性の向上等の観点から、経営責任者任用において、民間人登用も含め適材適所の考え方に立つ。 <p>【厳格なガバナンスの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、情報開示の徹底、第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備等の必要な措置を講じ、厳格なガバナンスを構築する。
平成14年12月13日 ➤経済財政諮問会議決定	政策金融改革について	<p>【政策金融改革の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の3段階で、政策金融改革を進める必要がある。 	<p>【政策金融8機関の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策金融機関8機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討 		<p>【厳格なガバナンスの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな組織形態については、以下の点を満たす制度設計を行い、厳

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
		<p>① 不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）金融円滑化のため、政策金融を活用する。特に、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）の着実な実行等可能な措置を実施する。</p> <p>② 平成17年度から平成19年度まで 民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間。</p> <p>③ 平成20年度以降 速やかに新体制に移行する。</p>	し、平成19年度末までに現行の特殊法人形態は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織 については大胆に統合集約化を進める。		<p>格なガバナンスを構築する。</p> <p>①経営責任の明確化（経営責任を曖昧にする恐れがある収支差補給金の廃止を含む。なお、必要に応じ利子補給金等により対応する。）</p> <p>②事業運営の効率性の向上</p> <p>③民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者の任用</p> <p>④組織及び事業の存続の必要性に係る情報、コストやリスクに係る情報等、情報開示の徹底 ⑤第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備（具体的な効果計測指標の設定、民業補完の遵守状況の評価基準への採用、評価機関への利用者及び民間金融機関の代表者の参加を含む。）</p> <p>⑥会計は、原則として企業会計原則によることとする。</p>
平成14年12月17日 ➤閣議決定	道路四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について	・経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。			
平成17年11月29日 ➤経済財政諮問会議決定	政策金融改革の基本方針	<p>【政策金融分野】</p> <p>・政策金融は、①中小零細企業・個人の資金調達支援、②国策上重要な加害資源確保、国際競争力確</p>	<p>【個別法人の民営化等】</p> <p>・現行日本政策投資銀行は、一体として完全民営化する。</p> <p>・現行商工組合中央金庫は、所属団体中小企業向けのフルバンキン</p>		・政策金融として残す機能を担う機関の組織の設計に当たっては、経営責任の明確化、業務内容の情報

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>保に不可欠な金融、③円借款の機能に限定し、それ以外は撤退</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減 <p>【政策金融改革推進本部（仮称）の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の政策金融改革を内閣主導で行うため、内閣に政策金融改革推進本部（仮称）を設置する。 	<p>グ機能を行う機関として完全民営化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行公営企業金融公庫は、廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。 <p>【一つの政策金融機関への統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの政策金融機関に統合することを基本とし、以下の機関を統合する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢国民生活金融公庫（教育貸付は縮減） ➢中小企業金融公庫（一般貸付を除く） ➢農林漁業金融公庫 ➢農林漁業金融公庫（大企業向け等の食品産業貸付を除く） ➢沖縄振興開発金融公庫（本土公庫見合いで廃止する貸付を除く） ➢国際協力銀行（貿易投資金融を除く） ・ただし、国際協力銀行については、内閣官房長官の下に、有識者からなる「海外経済協力に関する検討会（仮称）」を設置し、今年度中に、統合の具体的内容を決定する。 <p>【政策金融として残す機能を担う機関の組織形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策金融として残す機能を担う機関の組織形態は、特殊会社又は独立行政法人に準じた法人とする、等 		<p>開示など説明責任の徹底などにより強固なガバナンスを確立する、等</p>
平成 17 年 12 月 9 日 ➢閣議決定	政策金融改革推進本部の設置について	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣に政策金融改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。 ・本部長：内閣総理大臣 ・副本部長：内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 			
平成 17 年 12 月 24 日 ➢閣議決定	行政改革の重要方針	<p>【「行政改革推進法案（仮称）」の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を策定し、平成 18 年通常国会に提出する。 ・政策金融改革については、経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議）及び政府・与党政策金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について」（平成 17 年 11 月 29 日）に基づき、政策金融の抜本的改革を行い、平成 20 年度から新体制に移行する。 			

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>【基本原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退 <ul style="list-style-type: none"> ① 中小零細企業・個人の資金調達支援 ② 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融 ③ 円借款（政策金融機能と援助機能を併せ持つ） ・「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減 ・民間金融機関も活用した危機（金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等）対応体制を整備 ・効率的な政策金融機関経営を追求 <p>【新組織の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策金融から撤退する機能に係る組織 <ul style="list-style-type: none"> ① 現行日本政策投資銀行：一体として完全民営化する。 ② 現行商工組合中央金庫：所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を行う機関として完全民営化する。 ・政策金融として残す機能に係る組織 <ul style="list-style-type: none"> ① 一つの政策金融機関に統合することを基本とし、次の機関を統合する。 <ul style="list-style-type: none"> (f) 国民生活金融公庫（教育貸付は縮減） (i) 中小企業金融公庫（一般貸付を除く） (j) 農林漁業金融公庫（大企業向け等の食品産業貸付を除く） (k) 沖縄振興開発金融公庫（本土公庫見合いで廃止する貸付けを除く） (l) 国際協力銀行（貿易投資金融を除く） ② ただし、国際協力銀行については、国策たる戦略的援助政策の効果的 実施のためには、経済・金融機能面の検討のみならず、以下の観点からの検討が必要であるため、内閣官房長官の下に開催することとした（平成17年12月16日）有識者からなる「海外経済協力に関する検討会」の検討結果と本重要方針を総合して、「行政改革推進法案（仮称）」に盛り込むよう、その統合の具体的内容を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> (f) ODA の戦略的活用、外国との競争をにらんだ対外経済戦略の効果的 実施のための政策金融機能の在り方 (i) 「顔の見える ODA」のための他の援助機関との関係整理 (j) 戦略的な援助政策を企画立案、実行するための政府内体制の在り方 ③ 沖縄振興開発金融公庫については、現行「沖縄振興計画」（平成14年7月9日内閣総理大臣決定）の最終年次である平成23年度までは、公庫として残す。それ以降は、沖縄振興策と一体となって、自己完結的機能を残しつつ、統合する。 ・政策金融として残す機能を担う機関の組織形態、組織設計の方針等 <ul style="list-style-type: none"> ① 特殊会社又は独立行政法人に準じた法人とする。 ② 現機関のノウハウなどもいかしつつ、借り手側の視点に立った効率的な組織形態となるよう努める。 ③ 組織の具体的な設計に当たっては、経営責任の明確化、業務内容の情報の開示など説明責任の徹底により強固なガバナンスを確立するとともに、専門性の活用・強化のための仕組みについて検討を行う。その際、「中小零細、個人等の国内金融」と「国際金融」はおのずとその性格が違うことから、それぞれ政策金融としての明確な旗印を立てるとともに、専門の窓口設置、人材育成など専門性の活用・強化に取り組むこととする。 			

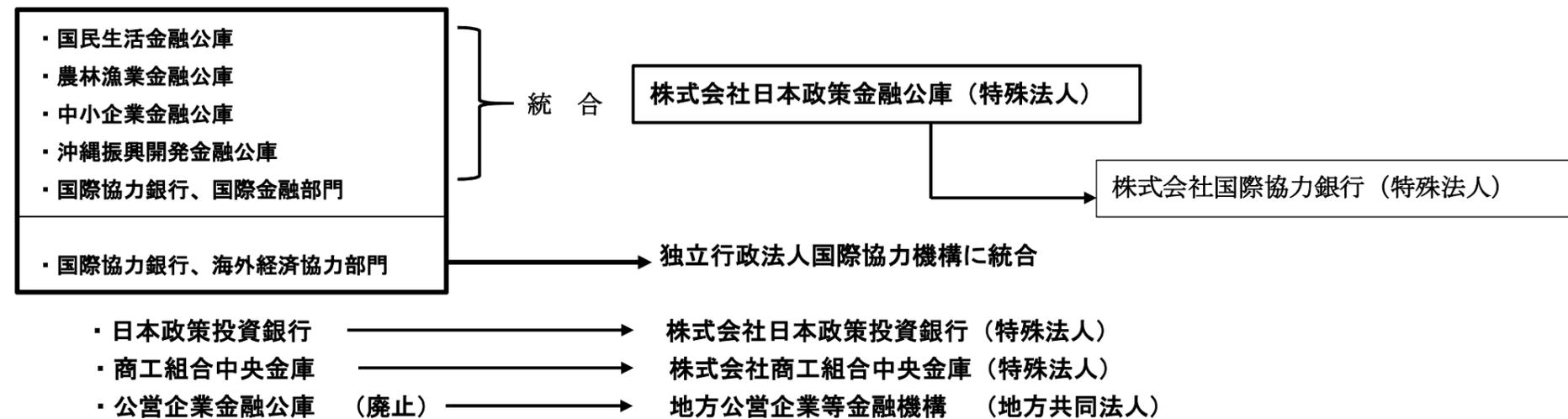
改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>④ 民間金融機関も活用した危機対応体制の整備のため、具体的な制度の検討を行う。その際、危機発生時に政策金融機能を迅速に拡充し、民営化された会社を含め関係金融機関に対してセーフティネットの一時的拡充を行わせることができるよう、所要の手續・基準を設定するとともに、内閣総理大臣主導の政治的決断を迅速に実行する仕組みを整備すべく、所要の検討を行う。</p> <p>⑤ 政策金融の実施に当たっては、部分保証、証券化、間接融資等の手法をできるだけ活用する。</p> <p>【新組織移行への工程等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政改革推進本部（以下「本部」という。）において、政策金融改革を進める。 本重要方針に沿って、詳細な制度設計に取り組み、「行政改革推進法案（仮称）」の成立後速やかに成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案（仮称）」及び詳細な制度設計に基づき、同関連法案の作成作業を開始する。 上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。 			
平成 18 年 5 月 26 日 ➤法律	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）案成立	<p>【簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 3 月 10 日：国会提出 平成 18 年 5 月 26 日：成立 平成 18 年 6 月 2 日：公布、施行 <p>・平成 20 年度において現行の機関の組織・機能を再編成し、新たに一の機関を設立。機能は、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達の支援、重要な資源の海外における開発及び取得を促進する機能等に限定</p>	<p>【個別法人の廃止、民営化、統合等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工組合中央金庫、日本政策投資銀行は完全民営化。 公営企業金融公庫は平成 20 年度に廃止 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行は平成 20 年度に、沖縄振興開発金融公庫は沖縄振興計画の期間経過後に、新政策金融機関に統合 国際協力銀行の海外経済協力業務は、独立行政法人国際協力機構に承継 		
平成 18 年 6 月 27 日 ➤政策金融改革推進本部・行政改革推進本部決定	政策金融改革に係る制度設計	<p>【制度設計の基本的視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度設計の基本的視点は、①国が担う機能としての政策金融の的確な実施、②明確な経営責任に基づく効率的な運営、③透明性の確保と評価・監視 ④利用者の利便性の維持・向上、⑤国際金融部門の国際的信用及び主体性の確保 法人形態については、特殊会社とすることとし、効率的な事業運営と政策上必要な業務の的確な実施を図る 株式は国が全額保有 	<p>【個別法人の廃止、民営化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工組合中央金庫、日本政策投資銀行は完全民営化（発足時期は、平成 20 年 10 月）。 公営企業金融公庫は平成 20 年度において廃止する。廃止後の新たな仕組みについては、地方分権も踏まえ、国が担ってきた仕組みから、地方が主体的に担う仕組みに移行させることを基本とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 新政策金融機関は、事業計画、財務諸表を公表する。 新政策金融機関の予算は国会の議決、決算は、会計検査院の検査を経て国会に提出する。 企業会計原則に基づく会計処理を行うこととともに、会社法上義務付けられている会計監査人による監査を受け、その結果について適切な情報開示を行うことと

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> 新政策金融機関の発足時期は、平成 20 年 10 月とする。 			<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス（法令等遵守）検査やリスク管理検査については、新政策金融機関に対しても引き続き行うこととする、等
<p>平成 19 年 2 月 ➤ 法律</p>	<p>政策金融改革関連法案国会提出</p>	<p>【株式会社日本政策金融公庫法案、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 2 月 27 日：国会提出 平成 19 年 5 月 18 日：成立 平成 19 年 5 月 25 日：公布、施行 <p>・株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係法律に規定された国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫又は国際協力銀行の名称を株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の名称に改める。 ② 公庫の設立に併せて沖縄振興開発金融公庫においても業務の範囲を縮減する等の措置を講ずる。 ③ 公庫を競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の適用対象とする。 ④ 公庫を独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象とする。 ⑤ 公庫について法人税、所得税、事業所税等の非課税措置等を規定する。 <p>【地方公営企業等金融機構法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 2 月 23 日：国会提出 平成 19 年 5 月 18 日：成立 平成 19 年 5 月 23 日：公布、施行 <p>・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成 20 年 10 月に公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。</p> <p>・公営企業金融公庫は平成 20 年 10 月 1 日に解散するものとし、その権利及び義務については、政府からの出資を除き、機構が承継する。</p> <p>【株式会社商工組合中央金庫法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 2 月 13 日：国会提出 平成 19 年 5 月 25 日：成立 平成 19 年 6 月 1 日：公布、一部の規定を除き平成 20 年 10 月 1 日施行。 <p>・商工組合中央金庫の完全民営化の実現に向けて、国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講じるとともに、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るため、必要な業務を行う株式会社商工組合中央金庫の目的、業務の範囲等に関する事項を定める。</p>			

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>【株式会社日本政策投資銀行法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年2月13日：国会提出 平成19年6月6日：成立 平成19年6月13日：公布、一部の規定を除き平成19年6月13日施行 <p>・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき日本政策投資銀行を完全民営化するとともに、その長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持するため、現行日本政策投資銀行を解散して新たに株式会社日本政策投資銀行を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める。</p>			
平成19年6月19日 ➤閣議決定	経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～	<p>【政策金融改革の確実な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年10月から政策金融機関を確実に新体制に移行させるとともに、平成20年度末における政策金融の貸付残高のGDP比を平成16年度末に比べて半減させる。 			
平成20年8月1日	地方公営企業等金融機構設置（平成20年10月1日業務開始）				
平成20年10月1日	・公営企業金融公庫廃止				
平成21年6月26日 ➤法律	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案成立（議員立法）	<p>【株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月27日：国会提出 平成21年6月26日：成立 平成21年7月3日：公布、施行 <p>・株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、平成24年3月31日までの間の政府による出資及び同日までの間の危機対応業務に係る政府からの国債の交付等について定め、あわせて政府保有株式の全部を処分する時期の変更等を定める。</p> <p>・政府は、保有する会社の株式について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成24年4月1日（現行は平成20年10月1日）から起算しておおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分する、こと等を規定。</p>			
平成23年4月28日 ➤法律	株式会社国際協力銀行法案成立	<p>【株式会社国際協力銀行法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年2月25日：国会提出 平成23年4月28日：成立 平成23年5月2日：公布、施行（一部を除く） <p>・我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図るために重要な海外の案件に対する民間企業の取組をより有効に支援するため、株式会社日本政策金融公庫の部門である国際協力銀行について、その機能を強化し同公庫から独立した政策金</p>			

改革対象等	政策金融改革	改革対象の事柄		
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	ガバナンス (情報公開等)
		融機関として株式会社国際協力銀行を設立（平成24年4月1日設立）すること等を規定。		
平成27年5月13日 ➤法律	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案成立	【株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案】 ・平成27年2月20日：国会提出 ・平成27年5月13日：成立 ・平成27年5月20日：公布、施行 ・完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応、成長資金の供給に対し会社の投融资機能を活用するための所要の措置について規定		
平成28年5月11日 ➤法律	株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案成立	【株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案】 ・平成28年2月9日：国会提出 ・平成28年5月11日：成立 ・平成28年5月18日：公布、施行 ・我が国の企業の海外展開をより有効に支援するため、株式会社国際協力銀行（JBIC）について、海外における社会資本の整備に関する事業に係る業務の方法に関する規制の合理化を行うとともに、銀行等からの外国通貨による長期借入れを可能とする等の措置を講ずることについて規定		

【参考】政策金融機関の民営化・統廃合



道 路 関 係 四 公 団 民 営 化

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

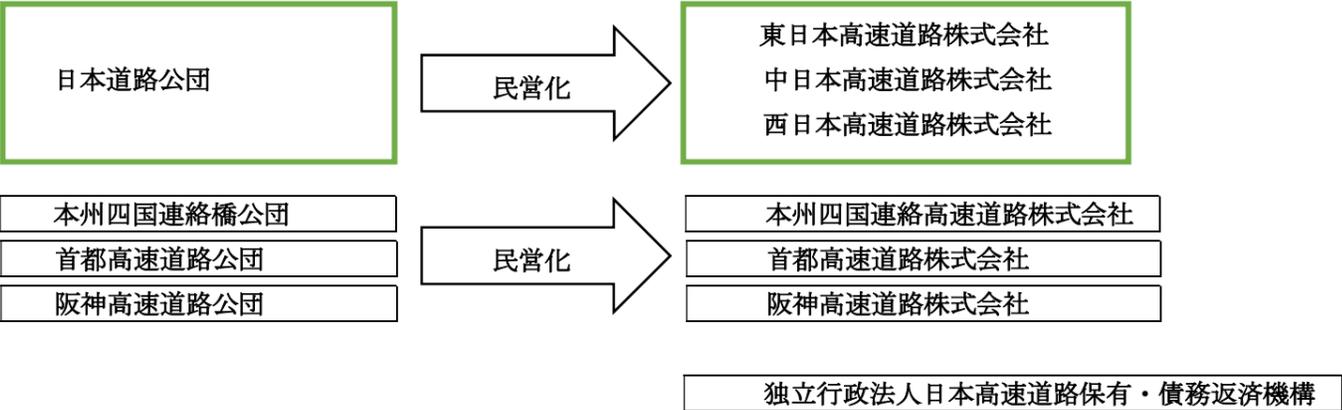
改革対象等		道路関係四公団民営化			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
昭和 58 年 3 月 14 日 ➤➤第 2 次臨調答申	行政改革に関する第 5 次答申—最終答申—		<ul style="list-style-type: none"> ・料金プール制による過度の内部補助を抑制するため、3 年以内に内部補助の適切な限界の在り方を明らかにする。 ・当面、採算性の低い路線における暫定施工工事の建設費の節減及び採算性の低い路線で交通需要への対応が十分でない区間における拡幅等を行う。 		
昭和 61 年 12 月 30 日 ➤閣議決定	昭和 62 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		<ul style="list-style-type: none"> ・日本道路公団については、長期的健全経営の観点から、事業の実施に当たっては、収入見通しの的確化、内部補助の適正化等を図る。 ・日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団については、料金徴収の共同化、道路情報の一体的収集・表示の整備等 3 公団による高速道路の管理運営の強化と一体を図る、等。 		
平成 13 年 11 月 27 日 ➤特殊法人等改革推進本部報告	先行 7 法人の改革の方向性について	<p>【道路 4 公団】 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団は廃止することとし、4 公団に代わる新たな組織、及びその採算性の確保については、内閣に置く「第三者機関」において一体として検討し、その具体的内容を平成 14 年中にまとめる。</p> <p>【日本道路公団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな組織は、民営化を前提とし、平成 17 年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に発足する。 ・国費は、平成 14 年度以降、投入しない。 ・事業コストは、規格の見直し、競争の導入などにより引下げを図る。 ・現行料金を前提とする償還期間は、50 年を上限としてコスト引下げ効果などを反映させ、その短縮を目指す。 ・新たな組織により建設する路線は、直近の道路需要、今後の経済情勢を織り込んだ費用対効果分析を徹底して行い、優先順位を決定する。 ・その他の路線の建設、例えば、直轄方式による建設は毎年度の予算編成で検討する。 <p>【首都高速道路公団・阪神高速道路公団】</p>			

改革対象等	道路関係四公団民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> 日本道路公団と同時に、同様の民営化を行う。なお、国・地方の役割分担の下、適切な費用負担を行う。 <p>【本州四国連絡橋公団】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路公団と同時に民営化する。なお、債務は、国の道路予算、関係地方公共団体の負担において処理することとし、道路料金の活用も検討する。 			
平成13年12月19日 ➤閣議決定	特殊法人等整理合理化計画	<p>【道路関係四公団の廃止、民営化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団は廃止する。 四公団に代わる新たな組織等については内閣に置く「第三者機関」において一体として検討し、その具体的内容を平成14年中にまとめる。 日本道路公団：新たな組織は、民営化を前提とし、平成17年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に発足。 首都高速道路公団・阪神高速道路公団・本州四国連絡橋公団は、日本道路公団と同時に民営化する。 			
平成14年2月15日 ➤法律	道路関係四公団民営化推進委員会設置法案国会提出	<p>【道路関係四公団民営化推進委員会設置法】</p> <p>平成14年2月15日：国会提出 平成14年6月7日：成立 平成14年6月14日：公布、平成14年6月17日施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府に、道路関係四公団民営化推進委員会(以下「委員会」という。)を置くことを規定 委員会は、特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)第5条第1項の規定により定められた特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、平成14年12月31日までに、内閣総理大臣に意見を述べることを規定。 この法律は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その日より前に、上記の意見を受けて講ぜられる施策に係る法律が施行されるに至ったときは、当該法律の施行に併せて廃止すること、等を規定 			
平成14年5月17日	道路関係四公団民営化推進委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に、道路関係四公団民営化推進委員会設置 			
平成14年12月6日 ➤道路関係四公団民営化推進委員会意見	意見書	<p>【新たな組織の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新会社各社の収益調整を図り、長期債務の返済をできるだけ早期に実現するため、保有・債務返済機構（仮称。以下「機構」という。）を設置する。機構は、四公団に係る道路資産（新会社に承継されるもの等を除く。）及びそれに対応する長期債務を一括して承継し、新会社は機構から道路資産を借受けて、貸付料を支払う。 			

改革対象等	道路関係四公団民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>【新会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新会社は、自動車道事業を中心に、関連事業についても積極的に展開するものとし、パーキングエリア等に係る資産・債務を承継して発足する。 ・新会社は、発足後10年を目途に、機構の所有する道路資産の買い取りを行うとともに、この時点で機構は解散する。 ・新会社は、当初国が全株式を保有する特殊会社として発足するが、機構から道路資産を買い取った後は、早期に上場を目指す。 <p>【保有・債務返済機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、債務の返済、借換えのみをその業務とする ・機構は、新規建設に係るもの及び国等に譲渡するものを除き、既供用路線及び建設中の路線又は区間に係る道路施設を承継する。 ・機構が新会社から徴収する貸付料は長期定額として設定し、その総計年額は約40年間の元利均等返済をベースとして算定する。長期定額の貸付料は、全額債務の元利返済のみに充当する。 <p>【本州四国連絡橋公団の債務処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本州四国連絡橋公団については、料金収入、国の出資、地方自治体の出資（現行よりも15年延長）及び他の道路関係公団の道路料金の活用、並びに債務切り離し（国の道路特定財源）により、本四架橋の料金の大幅引下げ（2分の1程度）と債務の切り離し処理を同時に進める <p>【地域分割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の適正規模の確保、競争を通じコスト意識や増収意識の醸成等を考慮し、日本全国を5つの地域に分割して新会社を設立する。首都高速道路公団及び阪神高速道路公団については、現在の路線を核として設立する。 <p>【改革のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路関係四公団の民営化は、平成17年4月1日に実施する。 			
平成14年12月17日 ➤閣議決定	道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について	<ul style="list-style-type: none"> ・道路関係四公団民営化推進委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、建設コストの削減等直ちに取り組むべき事項、平成15年度予算に関連する事項、今後検討すべき課題等を整理した上で、改革の具体化に向けて、所要の検討、立案等を進める。 			
平成15年10月28日 ➤道路関係四公団民営化推進委員会	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・当委員会は、当委員会意見（平成14年12月6日）に基づく具体的な改革案及びこれに伴う関係法律案の内容について、政府は、政府・与党協議会に付議する前に、相当な時間的余裕をもって、当該付議案を当委員会に示し、当委員会のこれに対する見解を求めることを要求する。以上について国土交通大臣に対して指示するよう、道路関係四公団民営化推進委員会設置法第2条第2項に基づき、内閣総理大臣に勧告する。 			
平成15年12月22日 ➤政府与党申し合わせ	道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて	<p>【民営化の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済し、有料道路として整備すべき区間について、民間の経営上の判断を取り入れつつ、必要な道 			

改革対象等	道路関係四公団民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>路を早期に、かつできるだけ少ない国民負担の下で建設するとともに、民間のノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定、サービスエリアを始めとする道路資産や関連情報を活用した多様なサービス提供等を図ることを目的とする。</p> <p>【新たな組織とその役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路関係四公団の業務を引き継ぐ複数の会社（以下「会社」）を、特殊会社として設立する。会社は有料道路事業として道路の建設・管理・料金徴収（以下「建設等」）を行う。 民間企業としてのノウハウを最大限発揮して、サービスエリア、パーキングエリアの運営や道路資産を活用した情報通信事業等の関連事業について、できる限り自由な事業展開が可能にようにする。 民営化の目的を達成するため、会社に対する、有料道路事業に係る経営効率化に向けた有効なインセンティブの付与の方策について検討する。 会社は将来、株式の上場を目指すものとし、その時期、方法等については民営化後の経営状況等を見極めた上で、判断する。 高速道路等に係る債務（出資金を含む。以下同じ）の早期かつ確実な返済を行うため、機構を独立行政法人として設立する。機構は、道路資産を保有し、これを会社に貸し付け、会社から貸付料を徴収し、債務（道路関係四公団から承継する債務及び会社から引き受ける債務）を返済する。 機構は、民営化から45年後に解散する。 <p>【債務返済の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構は、民営化から45年後には債務を確実に完済し、その時点で高速道路等を道路管理者に移管し、無料開放する。なお、これを実現するため、本四道路に係る出資金の返済方法については、機構の解散時まで検討する。 機構の有利子債務については、高速国道及び本四道路に係るものは、それぞれ民営化時の総額を上回らないものとし、その他のものも、極力上回らないよう、最大限努力するものとする。 首都高速、阪神高速については、民営化から45年後には債務を確実に完済できるよう、事業区分の見直し等を図るとともに、国及び地方からの出資について検討する。 本四道路については、平成34年度までの出資により、債務の適切な返済を図るとともに、基本料金の引き下げについては、地方の出資（平成24年度から平成34年度まで）による経営改善効果等の範囲内で行うものとする。 <p>【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路関係四公団民営化に関する関連法案を次期通常国会に提出し、平成17年度中に民営化を実施する。 民営化後、概ね10年後に、民営化の状況等を勘案して、必要な見直しを行うこととし、民営化関連法において、所要の規定を置く。 以上のほか、民営化に向けた有料道路の対象事業等の見直し、料金水準等についても言及している。 			
平成16年6月2日 ➤法律	道路関係四公団民営化関係4法案成立	<p>【道路関係四公団民営化関係4法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年3月9日：閣議決定、国会提出 平成16年6月2日：成立 平成16年6月9日：公布 			

改革対象等	道路関係四公団民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>平成 17 年 10 月 1 日：施行</p> <p>【高速道路株式会社法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）を設立する。その主な内容は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。 ② 政府（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。 ③ 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 道路整備特別措置法に基づき行う高速道路の新設又は改築 イ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理 ウ 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理、等 エ 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、上記のほか、機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理、等 <p>【独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）による高速道路事業の円滑な実施を支援することを目的とする。 機構は、上記の目的を達成するため、次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。 ② 道路関係四公団から承継した債務（以下「承継債務」という。）の返済を行うこと。 ③ 会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済を行うこと。 ④ 政府又は地方公共団体から受けた出資金を財源として、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、それぞれ、高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。 ⑤ 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること、等 <p>【日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路公団等の民営化に伴い、道路関係法律について所要の規定の整備等を行うもの。 <p>【日本道路公団等民営化関係法施行法案】</p>			

改革対象等	道路関係四公団民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路株式会社法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法及び日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律の施行に関し、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律の廃止及び改正を行うもの。 ・ 日本道路公団法、道路関係四公団民営化推進委員会設置法等の5法律を廃止するとともに、関係法律について所要の整備等を行う。 ・ 政府は、この法律の施行後10年以内に、日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 			
平成17年9月30日	道路関係四公団民営化推進委員会廃止				
平成17年10月1日	道路関係四公団民営化	<p>高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立</p>  <pre> graph LR A[日本道路公団] -- 民営化 --> B[東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社] C[本州四国連絡橋公団] -- 民営化 --> D[本州四国連絡高速道路株式会社] E[首都高速道路公団] -- 民営化 --> F[首都高速道路株式会社] G[阪神高速道路公団] -- 民営化 --> H[阪神高速道路株式会社] I[独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構] </pre>			

郵政民營化

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス（情報公開等）
昭和 58 年 3 月 14 日 >第 2 次臨調答申	行政改革に関する第 5 次答申—最終答申—	<p>【経営形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、現行の国営形態を維持するものとし、三事業一体としての運営の利点をいかしつつ、それぞれの事業を改革する。 ・ 現行の国営形態を維持する前提として、①官業は民業を補完しつつ適切な役割を果たしていくことを基本とする、②官業に伴いがちな非能率を避け事業運営を合理化し効率化していく、③そのため、業務の実施に当たっては、可能な限り民間委託することが必要である。 	<p>【事業運営の合理化、効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民業を補完しつつ適切な役割を果たすことを基本とし、官業に伴いがちな非能率を避け、民間活力を活用すること等により徹底して事業運営を合理化・効率化する。 <p>【郵便事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業全般にわたって、従来の枠を超えて業務委託を積極的に行う。このため、運送部門中心の業務委託を局内作業、集配作業等についても一層拡大するとともに、郵便取集目作業等において部分的委託となっているものについては、速やかに一括委託を行う。 ・ 投資効率を勘案しつつ、機械化により局内作業の省力化・自動化を推進するとともに郵便送達システムの見直しを行う。 ・ その他サービス水準の適正化を図るための措置等について提言 <p>【為替貯金事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額郵便貯金の商品性については、個人預貯金の分野における官民のバランス維持及び事業の健全性確保の観点からその見直しを行う。 ・ 郵便貯金の一人当たり貯金総額の制限（現在 300 万円）については、簡易で確実な少額貯蓄を提供するという郵便貯金の役割を考慮すれば、差し当たり引き上げることについては問題がある。変更にあたっては、郵便貯金の役割のほか、家計貯蓄の動向、少額非課税限度額（マル優）との関係、租税政策等をも勘案し、慎重に行う。 ・ 郵便貯金に係る資金の運用については財政金融政策との整合性確保等の観点から統合運用を維持すべきであり、郵便貯金事業にさらに与信業務を付与することは問題。しかしながら、現在の預託金利の決定方式は、独立採算制を採っている郵便貯金特別会計の 		<p>【三事業を通ずる改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変化に対応し活力のある事業経営を行うためには、事業成果を的確に把握する必要があるため、そのための経営管理手法の確立に努めるとともに、事業ごとに中長期に事業改善計画を立て、毎年度その進捗状況等を点検し、それぞれの事業内容、事業成果等を公表する。

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			<p>在り方見て必ずしも適切とは考えられないので、コストの適正化を図るとともに、その改善につき検討を行う。</p> <p>【簡易生命保険事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金額の最高制限額（現在 1,000 万円）については、小口で簡易という役割及び貯蓄性が強いという面を考慮すれば、差し当たり引き上げることについては問題がある。変更にあたっては、加入者の平均保険金額、保険料の負担能力、家計所得の動向、さらに民間生命保険との関係等についても勘案し、慎重に行う。 ・その他、より一層の要員の合理化等について提言。 		
<p>昭和 58 年 5 月 24 日 ➤閣議決定</p>	<p>臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）</p>		<p>(郵便事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の積極的拡大、機械化による局内作業の省力化、自動化の推進、配達の基本一日一度化、窓口取扱時間の短縮等、サービス水準の適正化を推進 <p>【為替預金事業及び簡易生命保険事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き業務の一層の合理化、効率化を推進 <p>【要員、機構の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要員の縮減のほか、地方支分部局等の整理合理化、通信病院、診療所の整理合理化等を決定 		
<p>昭和 59 年 1 月 25 日 ➤閣議決定</p>	<p>行政改革に関する当面の実施方針について</p>		<p>【事業運営及び要員の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業については、郵便輸送システム等の改革に伴い昭和 59 年 2 月に鉄道郵便局分局等 31 局を廃止するとともに、引き続き機械化による省力化・自動化、局内作業、集配作業等についての業務委託の拡大及び配達の基本一日一度化を推進する。 <p>【為替貯金事業及び簡易生命保険事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き業務の総合機械化の推進等一層の合理化、効率化を図る。 <p>【要員の縮減】</p>		

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			<ul style="list-style-type: none"> 事業運営の合理化，効率化に合わせて，計画的かつ積極的に要員の縮減を図ることとし昭和 59 年度においては 1,042 人縮減する。 <p>【機構の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部部局のうち，郵政事業関係の郵務局，貯金局及び簡易保険局について，事業の合理的，効率的経営を推進するため，昭和 59 年度においてその再編成を行う。 地方貯金局及び地方簡易保険局について，地方郵政局に統合する。 地方郵政監察局支局については，上記 1(2) サ ωにより措置する。（坊通信病院について，昭和 63 年度末までを目途に利用率の低い病院等 2 箇所の 整理統合を進めるとともに，診療科の削減，定員の縮減等の合理化を進めるほか，診療所についても配置の見直しを行い，逐次，整理統合を進める。 		
昭和 59 年 12 月 29 日 ➤閣議決定	行政改革の推進に関する当 面の実施方針		<p>【郵便事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 和 60 年 3 月に鉄道郵便局分局 4 箇所を廃止するとともに，引き続き機械化による省力化・自動化，局内作業，集配作業等についての 業務委託の拡大，配達の原則一日一度化及び電報等の受託業務の合理化を推進する。 <p>【替貯金事業及び簡易生命保険事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き業務の総合機械化の推進等一層の合理化，効率化を図る。 通信病院について，既定の方針に沿って，昭和 63 年度末までを目途に利用率の低い病院等 2 箇所の整理統合を進めるとともに，診療科の削減，定員の縮減等の合理化を進めるほか，診療所についても配置の見直しを行い，昭和 60 年度以降相当数の整理統合を進める。 事業運営の合理化，効率化に合わせて，計画的かつ積極的に要員の縮減を図ることとし昭和 60 年度においては，812 人縮減する。 		
昭和 60 年 12 月 28 日 ➤閣議決定	昭和 61 年度に講ずべき措 置を中心とする行政改革の 実施方針について		<ul style="list-style-type: none"> 昭和 61 年 3 月までに鉄道郵便局本局 5 か所、同分局 3 か所を廃止するとともに、昭和 61 年度においては、輸送システムを郵便鉄道輸送中心から自動車輸送中心に全面的に切り替えることを検討する。 機械化による局内作業の省力化・自動化、局内作業、集配作業等についての業務委託に拡大、電報等の受託業務の合理化等を推進する。 <p>【為替貯金事業簡易生命保険事業】</p>		

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
			<ul style="list-style-type: none"> 引き続き業務の総合機械化の推進等一層の合理化、効率化を図る。 <p>【通信病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 61 年度に 1 か所を整理するとともに、診療科の削減、定員の縮減等の合理化を進めるほか、診療所についても昭和 61 年度に相当数を整理統合する。 <p>【要員の縮減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業運営の合理化、効率化に併せて、計画的かつ積極的に要員の縮減を図ることとし、昭和 61 年度においては、1266 人を減ずる。 		
昭和 61 年 12 月 30 日 ➤閣議決定	昭和 62 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		<p>【郵便事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 和 62 年 3 月までに郵便輸送システムを鉄道輸送中心から自奏者輸送に全面的切り替えることにより定員の大幅な削減を行うとともに、引き続き機械化による局内作業の省力化・自動化、局内作業、集配作業等についての業務委託の拡大、電報等の受託業務の合理化等を推進する。 <p>【替貯金事業及び簡易生命保険事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き業務の総合機械化の推進等一層の合理化、効率化を図る。 <p>【通信病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 62 年度において診療科の削減、定員の縮減等の合理化を進めるほか、診療所について昭和 6 2 年度に相当数を整理統合する。 <p>【要員の縮減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業運営の合理化、効率化に併せて、計画的かつ積極的に要員の縮減を図ることとし、昭和 6 2 年度においては、1, 213 人を減ずる。 		
昭和 62 年 12 月 28 日 ➤閣議決定	昭和 6 3 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		<p>【郵便事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き機械化による局内作業の省力化・自動化、局内作業、集配作業等についての業務委託の拡大、電報等の受託業務の合理化等を推進する。 <p>【替貯金事業及び簡易生命保険事業】</p>		

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			<ul style="list-style-type: none"> 引き続き業務の総合機械化の推進等一層の合理化，効率化を図る。 <p>【通信病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和63年度において診療科の削減、定員の縮減等の合理化を進めるほか、診療所について昭和63年度において相当数を整理統合する。 <p>【要員の縮減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業運営の合理化、効率化に併せて、計画的かつ積極的に要員の縮減を図ることとし、昭和63年度においては、1,137人を減ずる。 		
平成元年1月24日 ➤閣議決定	昭和元年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について		<p>【郵便事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き機械化による局内作業の省力化・自動化、局内作業，集配作業等についての業務委託の拡大，電報等の受託業務の合理化等を推進する。 <p>【替貯金事業及び簡易生命保険事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き業務の総合機械化の推進等一層の合理化，効率化を図る。 <p>【通信病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成元年度に1か所を整理するとともに、診療科の削減、定員の縮減等の合理化を進めるほか、診療所について平成元年度において相当数を整理統合する <p>【要員の縮減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業運営の合理化、効率化に併せて、計画的かつ積極的に要員の縮減を図ることとし、平成元年度においては、1,091人を減ずる。 		
平成6年2月15日 ➤閣議決定	今後における行政改革の推進方策について		<ul style="list-style-type: none"> 郵政事業については、第三次臨時行政改革推進審議会最終答申に沿って、経営を取り巻く内外環境条件の変化、金融自由化等への対応を進め、経費の効率的使用、適切な収入の確保に努めるなど経営基盤の整備充実を図り、経営の一層の合理化、効率化を推進するとともに、事業目的に沿った適切な運営を行う。 		

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成8年12月25日 ➤閣議決定	行政改革プログラム		<ul style="list-style-type: none"> 郵政事業については、第三次臨時行政改革推進審議会最終答申（平成5年（1993年）10月27日）に沿って、経営を取り巻く内外環境条件の変化、金融自由化等への対応を進め、経費の効率的使用、適切な収入の確保に努めるなど経営基盤の整備充実を図り、経営の一層の合理化、効率化を推進するとともに、事業目的に沿った適切な運営を行う。 		
平成9年9月3日 ➤行政改革会議中間報告	中間報告	<ul style="list-style-type: none"> 郵政三事業については、すべて民営化すべきであるとの意見もあったが、論議の結果、実現可能性及び民営化へのプロセスのあり方にも配慮する必要がある、また郵便局のネットワークの活用を図ることも必要である等の観点から、当面、次のようにすることが合意された。 ① 簡易保険事業は民営化する。 ② 郵便貯金事業については、早期に民営化するための条件整備を行うとともに、国営事業である間は、金利の引き下げ、報奨金制度の廃止等を行う。 ③ 資金運用部への預託は廃止する。 ④ 郵便事業は、郵便局を国民の利便向上のためのワンストップ行政サービスの拠点とするなどの変更を前提として、国営事業とする。 ⑤ 国営事業であるものについては、国庫納付金を納付させる。 ⑥ 国営事業として残るものについては、総務省の外局（郵政事業庁）として位置付ける。 			
平成9年12月3日 ➤行政改革会議最終報告	最終報告	<p>【郵政公社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵政三事業一体として新たな公社（郵政公社）とし、法律により、直接設立する。（5年後に郵政公社に移行） 新たな公社とすることにより、以下の点を実現する。 ① 独立採算制の下、自律的、弾力的な経営を可能とすること（事前管理から事後評価への転換）。主務大臣による監督は、法令に定める範囲内に限定。予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理するとともに、国による予算統制は必要最小限（毎年度の国会議決を要しない）。（年度間繰越、移流用、剰余金の留保等を可能）。中期経営計画の策定、これに基づく業績評価の実施（経営に関する具体的な目標を設定）。これらにより、民営化等の見直しは行わない（国営）。 ② 経営情報の公開を徹底すること。財務、業務、組織の状況、経営目標と業績評価結果など経営内容に関する情報の徹底公開 ③ 職員の身分については、設立法により、国家公務員としての身分を特別に付与すること。団結権、団体交渉権を付与し、争議権は付与しない。一般職の国家公務員と同様の身分保障を行う。総定員法令による定員管理の対象から除外する。 ④ 剰余金の国庫納付については、その是非を含めて合理的な基準を検討する。 ⑤ 資金運用部への預託を廃止し、全額自主運用とする。 ⑥ 郵便事業への民間企業の参入について、その具体的な条件の検討に入る。 ⑦ 報奨金制度については、経営形態の見直しに併せて検討する。 			
平成10年6月9日 ➤法律	中央省庁等改革基本法成立	<p>【中央省庁等改革基本法案】</p> <p>平成10年2月17日：国会提出 平成10年6月9日：成立</p>			

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>平成10年6月12日：公布、施行</p> <p>【郵政事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三十三条 政府は、次に掲げる方針に従い、総務省に置かれる郵政事業庁の所掌に係る事務を一体的に遂行する国営の新たな公社（以下「郵政公社」という。）を設立するために必要な措置を講ずるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 郵政公社は、第十七条第七号ロに定めるところによる移行の時に、法律により直接に設立されるものとする。 二 郵政公社の経営については、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を可能とすること。 三 主務大臣による監督については、法令で定めるものに限定するものとする。 四 予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理するものとし、その予算について毎年度の国会の議決を要しないものとするほか、繰越し、移用、流用、剰余金の留保を可能とするなどその統制を必要最小限のものとする。 五 経営に関する具体的な目標の設定、中期経営計画の策定及びこれに基づく業績評価を実施するものとする。 六 前各号に掲げる措置により民営化等の見直しは行わないものとする。 七 財務、業務及び組織の状況、経営目標、業績評価の結果その他経営内容に関する情報の公開を徹底するものとする。 <p>(以下省略)</p>			
<p>平成12年12月1日 ➤閣議決定 平成18年6月16日 一部改正</p>	<p>行政改革大綱</p>	<p>【郵政公社への移行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵政事業については、平成15年中に中央省庁等改革基本法第33条に規定する国営の新たな公社を設立する。このため、所要の法律案を平成14年の通常国会に提出する。 <p>【郵便事業への民間参入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革基本法で定められた郵便事業への民間事業者の参入については、郵政公社化に併せて実現することとする。 			
<p>平成13年1月6日</p>	<p>中央省庁再編</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郵政事業庁発足 ・郵政事業は、総務省郵政企画管理局及び郵政事業庁に移管 			
<p>平成13年6月26日 ➤閣議決定</p>	<p>今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」ことを原則に、国民の利益の観点に立って、徹底した行政改革を行い、特殊法人等や国営施設の見直し、民営化を進めることが必要である。郵政三事業については、予定どおり平成15年の公社化を実現し、その後のあり方については、総理の懇談会におい民営化問題を含めた具体的な検討を進める。 			
<p>平成14年7月24日 ➤法律</p>	<p>郵政公社化関連4法案成立</p>	<p>【日本郵政公社法案】</p> <p>平成14年4月26日：国会提出 平成14年7月24日：成立 平成14年7月31日：公布 平成15年4月1日：施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革基本法第三十三条第一項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、日本郵政公社を設立するもの。公社の目 			

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>役員及び理事会、業務運営、財務及び会計、人事管理、監督等について規定。</p> <p>【日本郵政公社法施行法案】 平成14年5月7日：国会提出 平成14年7月24日：成立 平成14年7月31日：公布 平成15年4月1日：施行</p> <p>・日本郵政公社法を施行するため、日本郵政公社の設立の準備に関する事項その他の同法の施行のための措置を定めるとともに、同法の施行に伴い、簡易生命保険特別会計法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等に係る事項を規定。</p> <p>【民間事業者による信書の送達に関する法律案】 平成14年4月26日：国会提出 平成14年7月24日：成立 平成14年7月31日：公布 平成15年4月1日：施行</p> <p>・中央省庁等改革基本法第三十三条第三項の規定による検討の結果に基づき、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を設けること等により、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするものであり、信書便の定義、郵便法の適用除外等について規定。</p> <p>【民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案】 平成14年5月7日：国会提出 平成14年7月24日：成立 平成14年7月31日：公布 平成15年4月1日：施行</p> <p>・民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴い、関係する諸法律について所要の規定を整備等。</p>			
平成15年4月1日	日本郵政公社設立				
平成16年4月26日 ➤経済財政諮問会議	郵政民営化に関する論点整理	<p>【民営化の在り方】</p> <p>・2007年に民営化を実施する。ただし、民営化に伴う資金量の大幅な変動の可能性や、今後10年で相当数の職員が定年退職すると見込まれるとともに、マクロ経済や財政の状況の改善が見込まれること等を踏まえると、最終的な民営化の姿を実現するまでには移行期間（5－10年程度か）を設けるべきではないか。また、移行期間においては、最終的な民営化の姿の実現に向けて出来ることは一挙に実施するとともに、定期的に民営化の進捗状況をレビューすべきではないか</p>			

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2007年の民営化までの期間を準備期間と位置づけ、この期間の重要性に鑑み、郵政公社と政府の双方が、この期間から民営化を視野に入れた戦略的な取り組みを始めるべきではないか ・ 準備期間、移行期間、最終的な民営化の姿を実現する時といった段階に応じ、経営の自由度やイコールフットイングの度合い、国の関与のあり方等を考えていくべきではないか。また、そうした段階を通じて、民営化の進捗や関連する制度の改正等を全体として適切に管理することにより、現在郵政公社が抱える困難な課題に適切に対処するとともに、金融市場等の関連する民間市場や財政制度等に混乱を生じさせないようにするべきではないか ・ 提携、買収等も含め民間企業の経営資源やノウハウを積極的に取り込むこと等を通じ、収益力のあるビジネスモデルを構築すべきではないか ・ 郵政公社の職員の雇用に支障を来さないようにするためにも、安定した経営を可能にすることが必要ではないか。また、民営化に際しては、職員のモラルと労使関係の安定に配慮すべきではないか ・ ユニバーサルサービスについては、定義やイコールフットイングとの関係を含め引き続き検討し、必要とされるサービスについては、その提供が可能となる枠組みを確立すべきではないか 			
<p>平成16年9月10日</p> <p>➤経済財政諮問会議決定</p> <p>➤閣議決定</p>	<p>郵政民営化の基本方針</p>	<p>【郵政民営化の基本原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化を進める上での五つの基本原則（活性化原則、整合性原則、利便性原則、資源活用原則、配慮原則）を踏まえ、2007年（平成19年）に日本郵政公社を民営化し、移行期を経て、最終的な民営化を実現する。 ・ 基本的な法案及び主要な関連法案は次期通常国会へ提出し、その確実な成立を図る。 <p>【組織形態の枠組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終的な民営化時点における組織形態の枠組みを次のとおり決定 <ul style="list-style-type: none"> ①機能ごとに株式会社を設立 <ul style="list-style-type: none"> 4機能をそれぞれ株式会社として独立させ、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社とする。 ②地域会社への分割 <ul style="list-style-type: none"> 窓口ネットワーク会社、郵便貯金会社及び郵便保険会社を地域分割するか否かについては、新会社の経営陣の判断に委ねることとする。 ③持ち株会社の設立 <ul style="list-style-type: none"> 経営の一体性を確保するために、国は、4事業会社を子会社とする純粋持株会社を設立する。郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民営を実現する。その際には、新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューも行う。国は、持株会社の発行済み株式総数の3分の1を超える株式は保有する。 ④公社承継法人 <ul style="list-style-type: none"> 郵貯と簡保の旧契約とそれに見合う資産勘定（以下、「公社勘定」と言う。）を保有する法人を、郵政公社を承継する法人として設立する。公社勘定の資産・負債の管理・運用は、郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託する。 ・ その他、雇用の在りかた、推進体制の整備等についても決定 			

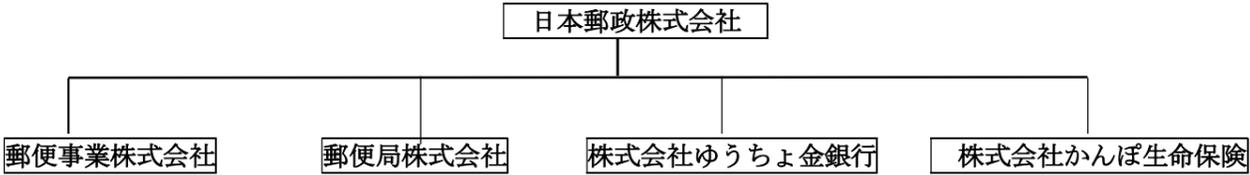
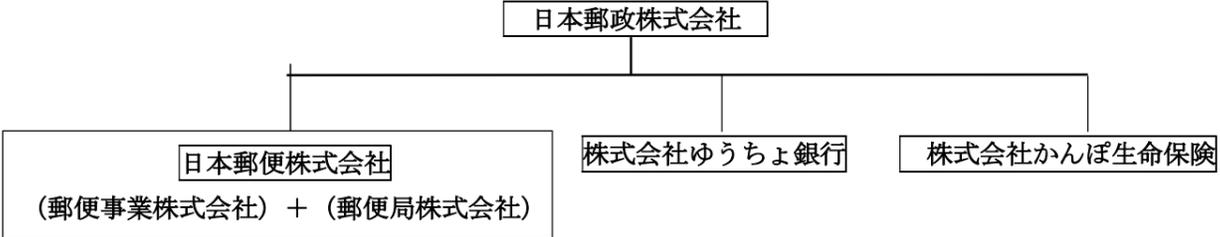
改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 16 年 9 月 10 日 ➤閣議決定	郵政民営化推進本部の設置について	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵政公社の民営化に向けた関連法案の提出及び成立までの準備、日本郵政公社からの円滑な移行及び最終的な民営化実現への取り組みを進めるため、内閣に郵政民営化推進本部を設置する。(本部長:内閣総理大臣) 			
平成 17 年 4 月 27 日 ➤閣議決定、法律 平成 17 年 8 月 8 日 ➤法律	郵政民営化関連 6 法案閣議決定、国会提出 ↓ 6 法案参議院において否決廃案				
平成 17 年 9 月 26 日 ➤閣議決定、法律 平成 17 年 10 月 14 日 ➤法律	郵政民営化関連 6 法案閣議決定、国会提出 郵政民営化関連 6 法案成立 10 月 21 日公布	<p>【郵政民営化関連 6 法案】</p> <p>平成 17 年 9 月 26 日：閣議決定、国会提出 平成 17 年 10 月 21 日：成立 平成 17 年 10 月 21 日：公布 平成 19 年 10 月 1 日：一部の規定を除き施行</p> <p>【郵政民営化法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵政民営化について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、日本郵政株式会社等の設立、日本郵政株式会社等に関して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めている。 <p>＜平成 19 年 9 月 30 日まで（準備期間）に執られる措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 郵政民営化を推進するとともに、その状況を監視するため、政府に、内閣総理大臣を本部長とする郵政民営化推進本部及び内閣総理大臣の任命に係る委員五人からなる郵政民営化委員会を設置する。 準備企画会社として持株会社である日本郵政株式会社をあらかじめ設立し、同社に経営委員会を置く。経営委員会は、実施計画を策定する。 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行、郵便保険会社となる子会社をあらかじめ設立する。 <p>＜平成 19 年 10 月 1 日（民営化時）に執られる措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 公社は、この法律の施行の時（平成 19 年 10 月 1 日）に解散し、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が認可を受けた実施計画に従って公社の業務等を承継する。公社の職員は国家公務員の身分を離れて各会社のいずれかの職員となる。日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の全部を保有する。 郵便貯金銀行・郵便保険会社に、安定的な代理店契約があること等を条件として銀行業・保険業の免許を付与する(みなし免許)。 <p>＜平成 19 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで（移行期間）に執られる措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間中にその全部を処分するものとする。 各会社の業務について、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。等 			

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p><平成 29 年 10 月 1 日（民営化移行完了）後></p> <p>郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会は廃止され、郵便貯金銀行等に関する特例規定は失効する。郵便貯金銀行、郵便保険会社については、他の民間金融機関と同様に、銀行法、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行い、特殊会社である日本郵政株式会社等の 3 社については、必要な監督が行われることとする。</p> <p>【日本郵政株式会社法案（持株会社）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵政民営化を実施するため、日本郵政株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を規定。 <ul style="list-style-type: none"> ① 会社の目的：日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、両社の経営管理を行うこと並びに両社の業務の支援を行うことを目的とする。 ② 株式の政府保有：政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。 ③ 業務等：会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。会社は、両社が発行する株式の引受け及び保有、両社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保並びに両社の株主としての権利の行使の業務を行うほか、その目的を達成するために必要な業務を行うことができる。等 ④ その他：会社は、郵便貯金周知宣伝施設及び簡易生命保険加入者福祉施設を平成 24 年 9 月 30 日までに譲渡又は廃止しなければならない。等 【郵便事業株式会社法案（郵便事業会社）】 <ul style="list-style-type: none"> ・郵政民営化を実施するため、郵便事業株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を規定。 <ul style="list-style-type: none"> ① 会社の目的：郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とする。 ② 業務等：会社は、その目的を達成するため、郵便法の規定により行う郵便の業務及び国の委託を受けて行う印紙の売りさばき並びにこれらの業務に付帯する業務を営む。また、会社は、お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行並びにこれらの業務に付帯する業務を営むことができる、等。 【郵便局株式会社法案（窓口ネットワーク会社）】 <ul style="list-style-type: none"> ・郵政民営化を実施するため、郵便局株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を規定。 <ul style="list-style-type: none"> ① 会社の目的：郵便局株式会社（以下「会社」という。）は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする。 ② 業務等：郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務及び印紙の売りさばき（これらの業務に付帯する業務を含む。）、その他会社の目的を達成するため、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等 ③ 郵便局の設置：会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。 【独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（公社承継法人）】 <ul style="list-style-type: none"> ・郵政民営化を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項（機構の目的・業務の範囲等、及び会計、政府保証等）について規定。 			

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
		【郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律】 ・郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の施行に伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等の廃止その他の関係法律の規定を整備。			
平成 17 年 11 月 10 日	郵政民営化推進本部設置	・郵政民営化法の一部施行に基づき、内閣に郵政民営化推進本部を設置。閣議決定に基づく郵政民営化推進本部は廃止。			
平成 18 年 1 月 23 日	日本郵政株式会社発足				
平成 18 年 9 月 1 日 ➤日本郵政株式会社	株式会社ゆうちょ、株式会社かんぽ発足	・日本郵政株式会社が準備会社として、株式会社ゆうちょ、株式会社かんぽを設立			
平成 19 年 6 月 19 日 ➤閣議決定	経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」への シナリオ～	【郵政民営化の着実な実施】 ・郵政民営化法の基本理念に従い、平成 19 年 10 月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。			
平成 19 年 10 月 1 日	日本郵政公社解散 日本郵政グループ発足、 営業開始、独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険 機構設置	・郵政民営化法の施行に伴い、持株会社である「日本郵政株式会社」の下に、日本郵便株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の 5 社体制で民営郵政がスタート。⇒ 明治以来続いた官業としての郵政事業の民営化			
平成 21 年 10 月 20 日 ➤閣議決定	郵政改革の基本方針	【抜本的見直し】 ・郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）については、国民生活の確保及び地域社会の活性化等のため、日本郵政グループ各社等のサービスと経営の実態を精査するほか、以下によるものとして検討を進め、その具体的な内容をまとめた「郵政改革法案」（仮称）を次期通常国会に提出し、その確実な成立を図るものとする。 ① 郵政事業に関する国民の権利として、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする。			

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>② このため、郵便局ネットワークを、地域や生活弱者の権利を保障し格差を是正するための拠点として位置付けるとともに、地域のワンストップ行政の拠点としても活用することとする。</p> <p>③ また、郵便貯金・簡易生命保険の基本的なサービスについてのユニバーサルサービスを法的に担保できる措置を講じるほか、銀行法、保険業法等に代わる新たな規制を検討する。加えて、国民利用者の視点、地域金融や中小企業金融にとっての役割に配慮する。</p> <p>④ これらの方策を着実に実現するため、現在の持株会社・4分社化体制を見直し、経営形態を再編成する。この場合、郵政事業の機動的経営を確保するため、株式会社形態とする。</p> <p>⑤ なお、再編成後の日本郵政グループに対しては、更なる情報開示と説明責任の徹底を義務付けることとする。</p> <p>⑥ 上記措置に伴い、郵政民営化法の廃止を含め、所要の法律上の措置を講じる。</p>			
平成 21 年 12 月 4 日 >法律	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案成立 ↓ 平成 24 年 5 月 廃止	<p>【日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案】</p> <p>平成 21 年 10 月 30 日：国会提出 平成 21 年 12 月 4 日：成立 平成 21 年 12 月 11 日：公布 平成 21 年 12 月 31 日：施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。 ・日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、上記の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。 ・日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、いわゆるかんぽの宿等の譲渡又は廃止をしてはならないものとする。 			
平成 22 年 4 月 30 日 >閣議決定 >法律	郵政改革関連 3 法案 ↓ 平成 24 年 3 月 30 日 撤回	<ul style="list-style-type: none"> ・郵政改革関連 3 法案を国会に提出 ・郵政改革法案：① 日本郵政株式会社（会社）、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、会社を存続 会社として平成 24 年 4 月 1 日を効力発生日とする合併を行う。② 政府は、会社の議決権の 1 / 3 超を保有する、こと等を規定。 ・日本郵政株式会社法案：① 会社は、郵便の業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、関連銀行及び関連保険会社の株主としての権利の行使等を行うほか、郵便局を活用した地域住民の利便の増進に資する業務及びこれらの業務に支障のない範囲でのその他の業務を届出により行うことができる。② 会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。③ 会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局（会社の営業所であって、郵便窓口業務・銀行窓口業務・保険窓口業務を行うもの）を設置しなければならない。④ その他、合併後の会社の業務、責務、会社の報告、監督等に係る事項を規定。 ・郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 ・施行日は、平成 24 年 4 月 1 日（原則） 			
平成 23 年 11 月 30 日 >法律	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保	<p>【東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案】</p> <p>平成 23 年 10 月 28 日：国会提出 平成 23 年 11 月 30 日：成立</p>			

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議 決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
	に関する特別措置法成立	<p>平成 23 年 12 月 2 日：公布、施行</p> <p>【株式処分】</p> <p>・附則第 14 条において、「政府は、・・・・・・租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第二条の規定により政府が保有していなければならない株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする、旨を規定。</p>			
平成 24 年 3 月 30 日 ➤閣議決定	郵政改革法案、日本郵政株式会社法案及び郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の撤回について	郵政改革関連 3 法案の撤回を決定			
平成 24 年 4 月 27 日 ➤法律	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案（議員立法）成立	<p>【郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案】</p> <p>平成 24 年 3 月 30 日：国会提出（民主党、自由民主党、公明党による議員立法）</p> <p>平成 24 年 4 月 27 日：成立</p> <p>平成 24 年 5 月 8 日：公布、施行</p> <p>・郵政民営化の目的を、株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための改革とすることと改める。</p> <p>【経営形態】</p> <p>・経営形態について、現行の 5 社体制を 4 社体制に改め、郵便局株式会社を存続会社として、郵便事業株式会社を吸収合併し、その商号を「日本郵便株式会社」に変更。</p> <p>・日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に、郵便業務及び貯金・保険の基本的サービスを郵便局において一体的に提供する責務を課すものとする。このため、①日本郵便株式会社による郵便局のあまねく全国への設置義務及び銀行・保険窓口業務契約の内容の総務大臣への届出、②郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっての公益性及び地域性の十分な発揮、③政府が郵政事業に係る基本的役務の確保のために必要な措置を講ずるものとするを規定する。</p> <p>【株式の処分】</p> <p>・日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融 2 社」という。）の株式については、その全部を処分することを目指し、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとする。</p> <p>【業務規制】</p> <p>・金融二社に対する新規業務規制については、引き続き、内閣総理大臣及び総務大臣による認可制を基本とするが、両社の株式の二分の一以上を処分した後は届出制とし、他の金融機関との間の適正な競争関係への配慮、郵政民営化委員会への通知を義務付けた上で、監督上の命令規定の対象とするものとする。</p> <p>・合併により新たに発足する日本郵便株式会社に対する任意業務規制については、総務大臣への届出制とし、金融 2 社と同様、同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知等を義務付けるものとする。</p>			

改革対象等	郵政民営化	改革対象の事柄			
年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス（情報公開等）
		<p>【関係法律の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「郵便事業株式会社法」及び「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」は、廃止する。また、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」の題名を「簡易郵便局法」に改正する等、29 の法律を改正するほか、所要の経過措置を設ける。 本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、郵政民営化法の目的の変更、日本郵政株式会社等の株式処分の凍結解除等は、公布の日から施行する。 <p>【改正前】</p>  <pre> graph TD A[日本郵政株式会社] --- B[郵便事業株式会社] A --- C[郵便局株式会社] A --- D[株式会社ゆうちょ金銀行] A --- E[株式会社かんぽ生命保険] </pre> <p>↓</p> <p>【改正後】</p>  <pre> graph TD A[日本郵政株式会社] --- B["日本郵便株式会社 (郵便事業株式会社) + (郵便局株式会社)"] A --- C[株式会社ゆうちょ銀行] A --- D[株式会社かんぽ生命保険] </pre>			
平成 27 年 11 月 4 日	株式上場	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵政株式会社が東京証券取引所市場第一部に株式を上場 株式会社ゆうちょ銀行が東京証券取引所市場第一部に株式を上場 株式会社かんぽ生命保険が東京証券取引所市場第一部に株式を上場 			

日本国有鉄道民営化

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等		日本国有鉄道民営化			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
昭和 54 年 12 月 29 日 ➤閣議了解	日本国有鉄道の再建について	<p>【経営の重点化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国鉄は、都市間旅客輸送、大都市圏旅客輸送及び大量・定型貨物輸送の分野を中心に経営の重点化を進める。その他の輸送需要が少なく、鉄道特性が発揮し難い分野については、輸送力、営業範囲の縮小等の減量化施策を講ずる。このうち、地方交通線については、地域住民の理解を得るよう努めつつその足の確保に十分配慮しながら、徹底した合理化、特別運賃の設定、バス輸送又は第三セクター、民間事業者等による鉄道輸送への転換等所要の措置を講ずることとする。当面、昭和60年度までの間は輸送密度2,000人未満の路線（約4,000km）についてバス輸送又は第三セクター、民間事業者等による鉄道輸送への転換を行うこととする。 <p>上記の経営の重点化を進めるなかにおいて、総力をあげて収入の増加と経費の節減に努める。</p> <p>【要員の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営の重点化を進めるとともに、業務運営全般の効率化、機構・組織の簡素化等を徹底することにより、昭和60年度において、東北・上越新幹線の開業による要員増を含め、職員「35万人体制」を実現する。 <p>さらに、昭和60年代に向けては、エネルギー問題等不確定な変動要因も予想されるので、今後の輸送需要の動向、労働力需給の推移等を勘案しつつ、効率的運営の徹底を図り、要員の見直しを行う。</p> <p>【運賃改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運賃については、輸送需要の動向、他の運輸機関との競合関係等を考慮しつつ、国鉄の主体的な経営判断のもとに、きめ細かな工夫を凝らし法定限度の範囲内において、国鉄の収支状況及び物価動向にも配慮しながら、適時適切に改定を行う。このため、線区別、地域別運賃の導入、定期割引率の修正、貨物等級制の見直し等、逐次、従来の運賃制度の手直しを行う。 <p>【工事規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事規模については、極力これを圧縮することとし当面、現状程度の規模に抑制する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、関連事業による収入の増加、資産処分の促進、経営改善計画の策定等を定めている。 			
昭和 57 年 7 月 30 日 ➤第 2 次臨時行政調査 会答申	行政改革に関する第 3 次答 申—基本答申—	<p>【分割民営化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国鉄を分割・民営化する。 	<p>【長期債務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期債務は分割会社の合理化施策と採算性を検討した上で一定の範囲内で承継させる。分割会社が承継 		

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		①国鉄を7ブロック程度に分割する（具体的には国鉄再建監理委員会が立案する）。 ②各分割地域内においては、自動車、船舶、工場、病院等について極力分離等を図り、地方交通線については私鉄への譲渡を図る。 ③分割は、答申後5年以内に速やかに実施する。各分割体は当初は国鉄現物出資の特殊会社とし、将来逐次持株を公開し民営化を図る。	するもの以外の長期債務は国鉄に残置し、元利払いは国が国鉄に補てんすること等により行う。 【共済年金】 ・国鉄共済年金は、このままでは60年度において単年度収支が赤字に転化し、62年度には積立金もなくなる。このため、類似共済制度との統合を早急に図る。 【大規模プロジェクト】 ・進行中の大規模プロジェクト(青函トンネル、本州四国連絡鉄道)については、完成時点において分割会社(国鉄)の経営を圧迫しないよう国は措置する。		
昭和57年8月10日 ➤閣議決定	臨時行政調査会の第3次答申に関する対処方針について	【最大限尊重】 ・政府は、臨時行政調査会の「行政改革に関する第3次答申」を最大限に尊重し、当面具体化を急ぐべき措置については、速やかに成案を得て所要の施策を実施に移すとともに制度改革を伴う基本問題等今後の検討及び処理にゆだねられた事項の取扱いについても、逐次所要の結論を得てその実現を図るよう措置するものとする。			
昭和57年9月24日 ➤閣議決定	日本国有鉄道事業の再建についての政府声明	【緊急事態宣言】 ・国鉄の経営は、未曾有の危機的状況にあり、一刻の猶予も許されない非常の事態に立ち至っている。今やその事業の再建は国家的課題であり、政府は、総力を結集してこれに取り組む所存である。国鉄全職員は、このような現下の状況を改めて強く認識して再建にまい進すべきである。政府は、ここに固い決意を表明し、広く国民各位の御理解と御協力をお願いする。			
昭和57年9月24日 ➤閣議決定	日本国有鉄道の事業の再建を図るために当面緊急に講ずべき対策について	【職場規律の確立等】 ・職場におけるヤミ協定及び悪慣行については、総点検等によりその実態を把握し、直ちに是正措置を講ずる。 ・現場協議制度については、業務の正常かつ円滑な運営に支障を生じないよう改めることとし、所要の措置を講ずる。等 【新規採用の原則停止等】 ・職員の新規採用を原則停止する等の措置をとることにより極力要員数を縮減するとともに、民間における能率向上の手法も採り入れ、作業体制の見直し、配置転換の促進等により業務運営全般にわたる合理化背策を徹底させる。 【設備投資の抑制】			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>・設備投資は、安全確保のための投資を除き原則として停止する。なお、整備新幹線計画は、当面見合わせる。</p> <p>【貨物営業の合理化】</p> <p>・貨物輸送については、固有経費における収支の均衡を図るよう、拠点間直行輸送を中心とする輸送体制に再編成するとともに、業務の在り方を抜本的に再検討し、所要の措置を実施に移す。</p> <p>【地方交通線の整理の促進】</p> <p>・日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に従い、未開催の特定地方交通線対策協議会を早期に開催するよう全力を傾注するとともに、60年度までの間にバス輸送等への転換を行うこととされている対象路線で未選定のものについても早急に選定を行う。</p> <p>また、上記以外の特定地方交通線を含む地方交通線についても、私鉄への譲渡、第三セクター化、民営化等を積極的に行う。</p> <p>【乗車証制度の見直し】</p> <p>・職員の乗車証は通勤用及び業務上必要な範囲に限定するとともに、その他の鉄道乗車証制度についても原則として廃止する。</p> <p>【その他】</p> <p>・以上のほか、運賃の適正化、兼職議員の承認の見直し、資産処分の促進等による積極的増収等についても決定。</p> <p>・</p>			
昭和57年9月24日 ▶閣議決定	今後における行政改革の 具体化方策について（行政 改革大綱）	<p>【事業再建の全体構想】</p> <p>・臨調第3次答申に沿って、5年以内に事業再建の全体構想を設定しその実現を図る。</p> <p>【国鉄再建監理委員会と閣僚会議の設置】</p> <p>・国鉄再建監理委員会設置のための法律案を次期国会に提出するものとし、関係法律案の立案等諸般の準備を進める。</p> <p>・国鉄再建関係閣僚会議を設置する。</p> <p>【当面、緊急に講ずべき対策】</p> <p>・当面、緊急に講ずべき対策については、早急に実施方針を確立し、逐次これを実施に移すものとし、その細目は、昭和57年9月24日「日本国有鉄道の事業の再建を図るために当面緊急に講ずべき対策について」によるものとする。</p>			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
昭和 57 年 9 月 24 日 ➤閣議決定	国鉄再建関係閣僚会議の設置について	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣に国鉄再建関係閣僚会議を設置する。 ・会議は内閣総理大臣が主宰する。会議には自由民主党の幹事長、総務会長、政務調査会長、参議院議員会長、行財政調査会長その他の役員の出席を求めることができる。 ・会議の庶務は、内閣官房において処理する。 			
昭和 57 年 12 月 7 日 ➤閣議決定	国鉄再建対策推進本部の設置について	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣に国鉄再建対策推進本部を設置する。 本部長：内閣総理大臣、 副本部長：総理府総務長官、運輸大臣 			
昭和 58 年 3 月 14 日 ➤第 2 次臨調答申	行政改革に関する第 5 次答申—最終答申—	<p>【分割民営化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国鉄の事業再建は、国家的急務であるが、今や単なる現行公社制度の手直しとか、個別の合理化計画のみでは実現できるものではないので、現在の国鉄を 5 年以内に速やかに全国ブロックに 7 程度に分割し、これを民営化すべきことを提言した。 ・新形態移行に際して解決すべき諸問題として、長期債務の処理、国鉄共済年金の類似共済年金との統合等を指摘し、新形態移行までの間に緊急にとるべき措置として、新規採用の原則停止、設備投資の抑制等 11 項目についても提言した。 <p>【推進体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上のような国鉄改革を推進するため、「国鉄再建監理委員会」の設置等強力な実行推進体制の整備を求めたところである。 			
昭和 58 年 5 月 13 日 ➤法律	日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案成立	<p>【日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案】</p> <p>昭和 57 年 11 月 30 日：国会提出 昭和 58 年 5 月 13 日：成立 昭和 58 年 5 月 20 日：公布 昭和 58 年 6 月 10 日：施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、昭和 57 年 7 月 30 日に行われた臨時行政調査会の答申を尊重して日本国有鉄道の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備するという基本方針の下に、効率的な経営形態の確立、これに関連する国鉄の長期債務の償還等に関する国の施策及びいわゆる緊急措置を講ずること。 ・国の施策の策定及びその計画的かつ円滑な実施に資するため、総理府に、日本国有鉄道再建監理委員会を置くこと。 ・国鉄の経営する事業の適切かつ健全な事業運営を実現するための体制整備を図るための施策は、62 年 7 月 31 日までに講ぜられるものとする、等を規定 			
昭和 58 年 5 月 24 日 ➤閣議決定	臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法」の成立を受けて、速かに国鉄再建監理委員会の発足を図る。 	<p>【当面の緊急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用の原則停止を継続する。 ・ヤード系輸送の全廃、拠点間直行輸送体制への全面転換について検討を進める。 ・その他、地方交通線の整理の促進、貨物営業の合理 		<p>【職場規律の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場規律の確立等については、年 2 回程度の総点検を行い、職場規律の刷新とその定着を図る。

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
			化、設備投資の抑制、乗車証制度の見直し、運賃の適正化、兼職議員の承認の見直し、自動車、工場及び病院の合理化等		
昭和 58 年 6 月 10 日 ➤委員会	日本国有鉄道再建監理委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> 日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法の施行と同時に設置 			
昭和 58 年 8 月 2 日 ➤日本国有鉄道再建監理委員会意見	日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置の基本的実施方針について	<p>【経営管理の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥大化、硬直化した管理機構の見直し 組織全般にわたって抜本的な見直しを行い、これを思い切って簡素化するとともに、本社については、類似機能を有する局の統合を行い、地方については、鉄道管理局に地方管理機能を集約すべきである。また、総局、地方駐在理事制度等の中間管理機構の必要性についても見直しを行うべきである。 企業性の欠如した体質からの脱却 全役職員が意識改革をする必要性があり、このため役員・幹部職員の硬直化した人事運用を抜本的に改善するとともに、地方の幹部職員を中心にできる限り在任期間の長期化を図る必要がある。また、一般職員に対し、職業人としての教育の充実と能力主義を原則とする昇給昇格管理を適正に行う必要がある。 職場規律の確立 職場規律の確立について、現在行われている是正措置を着実に推進するとともに、定期的な総点検を行うこと等により組織全体への浸透を図るべきである。 <p>【事業分野の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道特性を有する分野への特化 <ul style="list-style-type: none"> ①地方交通線については、第 1 次選定線について特定地方交通線対策協議会での協議の促進を図るとともに、第 2 次選定線についても承認を早急に行い引き続き同協議会の早期開催に踏み切るなど、全体として施策の速やかな実現を図るべきである。その他の地方交通線についても私鉄への譲渡、第三セクター化等民営化を積極的に推進すべきであり、その際引受けが円滑に行われるための条件整備を図る必要がある。また、地方交通線以外の路線であっても、国鉄の下では赤字であるがこれを独立させること等によって収支改善が可能となるような地域輸送主体の路線については、国鉄からの分離を検討する必要がある。 ②貨物輸送体制の転換 現行の輸送方式を抜本的に改め、拠点間直行輸送方式への全面転換を図り、これにより 60 年度に貨物固有経費について収支均衡を達成することとし、さらに、62 年度までに国鉄が旅客輸送のみを行うとした場合に不要となる経費を回収し、旅客部門に負担をかけない体制の確立を目指すべきである。 営業体制の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ①荷物輸送：段階的に規模を縮小し、特定区間の直行利用運送を除いて荷物営業そのものは 62 年度までに廃止すべきである。 ②自動車：平均乗車密度 5 人未満の閑散路線については整理することとし、その他の赤字路線については民営バスと競合しているものは整理し、競合していないものについても民営バス等へ極力譲渡するとともに、残る路線についても徹底的に合理化を進めることが必要である。 ③工場：車両センター等を含め再編、統廃合を行うべきである。 			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>④病院：各個別の病院ごとの原価管理を行い、一般開放化と徹底的な合理化により速やかに収支均衡を目指すべきである。</p> <p>【営業収支の改善及び債務増大の抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業収支の改善 <ul style="list-style-type: none"> ①経費の縮減 <ul style="list-style-type: none"> ア要員の縮減：職員の多能的運用、輸送波動に即応した勤務形態の設定等により私鉄並みの生産性を目指して各現場の要員数を縮減する必要がある、この実効をあげるため、新規採用の原則停止を継続するとともに、配置転換の促進を図るべきである。 イ期末手当、業績手当等の抑制：当面、極力抑制に努める必要がある。 ウ物件費の節減：合理化による業務量減等に即応して、確実に経費を縮減するなど総額を極力圧縮すべきである。 ・収入の確保 <ul style="list-style-type: none"> ア運賃：運賃改定については、競争関係等を考慮して、基本的には慎重に対処する必要がある。また、全国一律運賃制度については早急にこれを是正し、例えば大都市圏、新幹線、その他幹線、地方といった分野に分け、大都市圏は厳しく抑制し、地方は割増を行う等原価を十分配慮して格差をつけるべきである。 旅客運賃については増収のため昼間帯割引等きめの細かい制度の導入を推進すべきであり、貨物運賃割引については割引による収益と費用との関係等を十分考慮して所要の是正を行う必要がある。 通勤、通学定期割引については、地域ごとに私鉄等の割引率とおおむね同一水準になるように62年度までに段階的に是正することとし、その他のいわゆる運賃上の公共負担としての割引については私鉄を超える負担部分について政府において所要の措置を講ずべきである。 イ旅客増収施策の展開：輸送サービスの向上等により、旅客営業において極力増収を図るべきである。 ウ関連事業からの増収：経営の管理を強化する等により収益の還元にも努めるほか、民間活力の一層の活用にも努める必要がある。また、広告媒体等活用可能施設を総点検し増収を図るべきである。 ・設備投資の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ア債務の増大を抑制し、収支の悪化を防止していくためには、工事規模を可能な限り圧縮しなければならず、今後の設備投資については、老朽設備取替、安全対策及び環境保全のための投資のうち特に緊急度の高いものを除き、原則として停止すべきである。なお、東北新幹線上野乗り入れ及びこれに関連する通勤別線については、工事の継続も止むを得ない。また、整備新幹線計画は当面見合わせる。 イ工事経費中工事関係職員の人件費等にあてられる総係費について工事規模の圧縮に対応して縮減を図り、あわせて工事関係組織の簡素化を進めるほか、工事の実施にあたっては仕様の設定等において十分コスト意識をもって臨むなど、工事費の節減に努めるべきである。 ウさらに、国鉄以外の事業主体が行う国鉄関係の設備投資についても、国鉄における設備投資抑制の趣旨を踏まえて徹底した見直しを行い、工事規模の抑制及び工事費の節減に努めるべきである。 ・資産の売却 <ul style="list-style-type: none"> ア債務の増大を抑制するため、資産売却を積極的に行う必要がある、この際未利用地のみならず、利用度の低い用地及び貨物合理化等により生ずる不用地についても早急に総点検を行って売却可能用地を積極的に生み出し、処分の促進を図るべきである。また、今後の資産処分に当たっては民間活力の導入を含め、大規模用地の売却を円滑に行うための仕組みを早急に検討する必要がある。 イ現に事業の用に供されている土地についても、大都市圏における電車基地上空の高度利用など活用可能性のある土地を積極的に探し出し、その活用を図るべきである。 			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		出典：昭和 58 年度運輸白書			
昭和 59 年 1 月 25 日 ➤閣議決定	行政改革に関する当面の実施方針について	<p>【日本国有鉄道事業の再建】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国有鉄道の事業の再建のための基本的な改革方策については、日本国有鉄道再建監理委員会における効率的な経営形態の確立等に関する今後の審議の進展に即応して検討を行う。 <p>【当面の緊急対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国有鉄道の経営改善のための緊急対策については、昭和57年9月24日付け閣議決定「日本国有鉄道の事業の再建を図るために当面緊急に講ずべき対策について」、昭和58年8月5日付け閣議決定「日本国有鉄道再建監理委員会の「日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置の基本的実施方針」に関する意見について」等の方針に沿って、昭和59年度においては、新規採用を原則停止し予算人員を対前年度比2万8,900人減とするほか、職場規律の確立、設備投資の抑制、地方交通線の整理の促進、経営費の節減、積極的な増収施策の展開等引き続き一層所要の施策の推進を図る。 			
昭和 59 年 8 月 10 日 ➤日本国有鉄道再建監理委員会 意見	日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置の基本的実施方針（第2次）について	<p>【国鉄事業再建についての基本認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国鉄事業の再建を達成するためには、現在の公社制及び全国一元的運営から脱却し、新しい効率的な経営形態へ移行することが必要であると考えており、基本的には分割・民営化の方向を念頭において今後その具体的内容について検討する。 長期債務等のうち新しい企業体による最大限の効率的経営を前提としてなお事業の遂行上過重な負担となるものについては、可能な限りの手だてを尽くしたうえで最終的には何らかの形で国民に負担を求めざるを得ないが、この問題は、効率的な経営形態の確立と切り離して解決し得ない。 <p>【当面緊急に措置すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要員対策 私鉄並みの生産性を前提とした場合の余剰人員は、現在顕在化している 24,500 人に数倍する膨大な人数にのぼるものと思われる。このため、早急に有効な雇用調整のための対策を講ずる必要があり、現在実施しようとしている退職勧奨制度の見直し、休職制度及び派遣制度の拡充を図るとともに、今の段階からこれに引き続く対策についても検討する必要がある。また、余剰人員問題の解決に当たって最も重要なことは雇用の場の確保であるので、これについて各方面の協力方を要請する。 以上の施策を実施するに際しては、国鉄は部内に緊急対策本部を設け、所要の施策を強力に推進すべきである。また、政府においても国鉄の最大限の努力を前提として、政府部内一体となった強力な支援体制を整える必要がある。 用地の取扱い 長期債務等の処理に際し国民の負担をできるだけ軽減するための一つの方法として、国鉄用地を最大限債務償還の財源に充てることを考えるべきである。 国鉄は、将来の事業の姿を見通した上で、本年中のできるだけ早い時期までに最小限必要となる事業用用地とそれ以外の非事業用用地との仕分けを行う。非事業用用地のうち、駅に近接する用地で今後鉄道施設と一体的に開発し、それを関連事業に活用することが売却するよりも明らかに有利と認められるもの等については、国鉄事業の経営主体において引き続き保有するが、これを利用して行う新規事業の展開は、新経営形態への転換までは慎重な態度で臨む。 			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>上記以外の非事業用用地は、将来にわたっての売却対象とし当面、債務の増大を極力抑制する見地から必要な売却は進めていくべきであるが、同時に、売り急ぎによる弊害が生じないよう慎重な配慮も必要である。また、非事業用用地の売却に当たっては、公開競争入札を基本とする適正な時価によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交通線 特定地方交通線について転換のための協議の促進を図ることとし、特に、第1次線のうち2年の協議期間が到来したものについては、協議の調う見込みの可能性を早急に見極めたうえで、その転換を速やかに図る。第2次線についても、60年度末までに転換が可能となるよう協議の促進を図る。また、いわゆる第3次線について、可及的速やかに選定調査に入るとともに、上記以外の地方交通線についても、国鉄からの分離を積極的に推進する。 ・その他 貨物、自動車部門について徹底した効率化を早急に行うとともに、管理機構の見直し等を行う必要がある。 出典：昭和59年度運輸白書 			
昭和59年12月29日 ➤閣議決定	行政改革の推進に関する 当面の実施方針について	<p>【基本的改革方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国有鉄道の事業の再建のための基本的な改革方策については、日本国有鉄道再建監理委員会における今後の審議の進展に即応して検討を行う。 <p>【緊急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国有鉄道の経営改善のための緊急対策については、昭和57年9月24日付け閣議決定「日本国有鉄道の事業の再建を図るために当面緊急に講ずべき対策について」、昭和59年8月14日付け閣議決定「日本国有鉄道再建監理委員会の「日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置の基本的実施方針（第2次）」に関する意見について」等の方針に沿って、昭和60年度においては、新規採用を原則停止し予算人員を対前年度比3万人減とするほか、職場規律の確立、設備投資の抑制、地方交通線の整理の促進、経営費の節減、積極的な増収施策の展開等引き続き一層所要の施策の推進を図る。 			
昭和60年7月26日 ➤日本国有鉄道再建監理委員会意見	国鉄改革に関する意見	<p>【分割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国鉄の旅客部門について、北海道、四国、九州の3島を分離し、本州を3分割することとする。また新幹線については、本州3社間の収益調整を図るとともに、基幹的交通機関としての国土の均衡ある発展等に果たす役割にかんがみ、利用者間の負担の均衡を図る等のため4新幹線を一つの主体に一括して保有させることとしている。なお、これらの分割に当たっては旅客の流れとの適合や、分割に伴う技術上の問題の最小化といった観点を重視し、地域的にも自然な形の分割となるよう配慮している。 ・また、各旅客鉄道会社については、将来にわたって安定的な経営を維持し得る基盤を整備する必要があるとし、このため、発足時においていずれの会社も採算がとれるよう収益調整措置を講じることとし、この収益調整措置については、本州については前述の新幹線一括保有方式の採用により、3島については長期債務の引継ぎの免除及び基金の設定により、行うものとする。なお生じる収益差については、政府において微調整の具体的方法を検討すべきものとする。国鉄の貨物部門については、旅客部門から分離し、独立した事業体とする。 <p>【民営化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新会社ができるだけ経営の自主性を発揮し得る形態とする。具体的に旅客鉄道会社及び鉄道貨物会社については、当初は国鉄が100%現物出資の特殊会社とし逐次株式を処分し、純民営会社化を図る。労働関係については、労働組合法及び労働関係調整法によることとする。なお、現行の労働関係調整法による公益事業に関する取扱いのほか、労使紛争の迅速な解決のための特別の仕組み等が必要かどうかについては、政府において検討の上決定する。 			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅客鉄道会社が引き継ぐ路線は、特定地方交通線を除く全線区とし、現在法律に基づき実施され、また実施が予定されている特定地方交通線対策は強力に推進すべきものとする。整備新幹線は、21世紀に向けての高速交通手段として地域住民の要望が極めて強いが、現在の計画によれば膨大な投資を必要とし、また新会社の経営に大きな影響を及ぼすことが予想され、この問題については、予想旅客需要と投資の均衡在来線の収支に与える影響、財源問題、技術開発によるコスト低減の可能性等を考慮に入れて慎重に判断することが必要である。 <p>【国鉄改革に際して解決すべき諸問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 余剰人員対策:新経営形態移行に際しての国鉄余剰人員の規模は、62年度首実員(約27万6千人)から適正要員規模(約18万3千人)を引いた約9万3千人と見込まれる。この余剰人員対策としては、新経営形態への移行までの間に国鉄において2万人程度の希望退職の募集を実施し、移行に際し、旅客鉄道会社に経営の過重な負担とならない程度の約3万2千人(鉄道旅客部門適正要員規模の2割)の余剰人員を移籍させ、残る約4万1千人については「旧国鉄」が雇用を継続し、3年を限度として全員が再就職できるよう万全を期することとする。(以下、略) 長期債務等の処理:新経営形態移行に際し処理すべき国鉄長期債務等の総額は、約37兆3千億円となると見込まれる。この処理については、新事業体において、最大限の効率的経営を前提に、当面収支が均衡し、かつ、将来にわたって健全な経営ができる程度の長期債務等を負担するものとし、なお残るものについては、「旧国鉄」に残置することとする。この残置債務等については、用地の売却等による自主財源を可能な限り充当することとするが、最終的に残る約16兆7千億円の長期債務等の処理に当たっては国民に負担を求めざるを得ない。この場合財源所要額が極めて大きいことから、国鉄事業再建のためには、長期債務等の処理のための新たな財源・措置を講じるが必要であり、国は、長期的視点に立った総合的かつ全国的な処理方策を検討・確立すべきである。 <p>【改革の時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国鉄の分割・民営化は、62年4月1日に実施する。 出典：昭和60年度運輸白書 			
昭和60年7月30日 ➤閣議決定	日本国有鉄道再建監理委員会の「国鉄改革に関する意見」に関する対処方針について	<p>【最大限尊重】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府は、日本国有鉄道再建監理委員会の「国鉄改革に関する意見」を最大限に尊重し、国鉄改革のための措置について速やかに成案を得て、所要の施策を実施に移すものとする。 			
昭和60年7月30日 ➤閣議決定	政府声明	<p>【政府声明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今般、日本国有鉄道再建監理委員会から、今後の国鉄改革に関し意見の提出があった。今や国鉄の抜本的改革に向かって国の総力を挙げて取り組むべき時である。政府は、今回の日本国有鉄道再建監理委員会の意見を最大限に尊重しその具体化に全力を傾注する所存である。国鉄は、政府との緊密な連携の下、その改革の実現に全役職員一丸となって取り組むべきである。政府は、ここに、固い決意を表明し、広く国民各位の御理解と御協力をお願いする。 			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
昭和 60 年 10 月 11 日 ➤閣議決定	国鉄改革のための基本的方針について	<p>【第 1 効率的な経営形態の確立】</p> <p>【旅客鉄道会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅客鉄道部門を、日本国有鉄道再建監理委員会の「国鉄改革に関する意見」（以下「意見という。」）の趣旨に沿って、本州三社並びに北海道、四国及び九州の各社に分割し、それぞれ日本国有鉄道の出資による特殊会社とする。なお、これらの旅客鉄道会社は、経営基盤の確立等諸条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとする。 新幹線については、本州の旅客鉄道会社の収益調整を図るとともに、我が国の基幹的交通施設として国土の均衡ある発展に果たしている役割にかんがみ利用者間の負担の均衡を図る等のため、その資産を新幹線保有主体が一括保有し、本州の各旅客鉄道会社がこれを借り受けて運営することとする。 特定地方交通線については、「意見」の趣旨に沿って、バス輸送等への転換を図るため、地域交通の確保に留意しつつ、「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法」に基づく施策を引き続き推進する。 バス事業については、「意見」の趣旨に沿って、旅客鉄道会社が一旦引き継ぐこととするが、会社発足後、原則として一定の区域・規模を持った事業体として速やかに分離独立させることとし、会社発足前にその計画を明らかにすることとする。 鉄道連絡船事業については、「意見」の趣旨に沿って、旅客鉄道会社が引き継ぎ、青函トンネル及び本州四国連絡橋児島・坂出ルート在完成後、青函航路及び宇高航路は原則として廃止することとする。 病院、地域内の通信施設、工場、鉄道学園については、「意見」の趣旨に沿って旅客鉄道会社が引き継ぐこととする。 旅客鉄道会社は、「意見」の趣旨に沿って、資産を引き継ぎ、債務を負担することとする。この場合において、北海道、四国及び九州の旅客鉄道会社については、その厳しい経営環境にかんがみ、債務を負担しないものとするとともに、最大限の効率的経営を前提に営業上の欠損をその果実により補てんするための所要の基金を設けることとする。 新経営形態移行に際しては、旅客鉄道会社の運賃制度、列車ダイヤ、列車運行方式等について通算制の採用等適切な措置を講じ旅客鉄道会社間にまたがる利用者の負担の変動を回避し利便を確保することとする。 運賃上の公共負担としての割引については、旅客鉄道会社の自主的判断により決定されることを原則としつつ、「意見」の趣旨に沿って、所要の措置を講じることとする。旅客鉄道会社における新線建設、輸送の安全対策及び防災対策については、「意見」の趣旨に沿って、必要に応じ現在の民鉄における制度等に準じて適切な配慮を行うこととする。 <p>【貨物鉄道会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貨物鉄道会社については、11 月末までに成案を得て、日本国有鉄道の貨物部門（荷物部門を含む。）を分離独立させた全国一社の日本国有鉄道の出資による特殊会社とする。なお、この貨物鉄道会社は、経営基盤の確立等諸条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとする。また、貨物鉄道会社は、「意見」の趣旨に沿って、資産を引き継ぎ、債務を負担することとする。 <p>【研究所、基幹的通信及び鉄道公安制度の取扱い】</p>			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道技術研究所，鉄道労働科学研究所等の研究開発部門を統合して日本国有鉄道 の出摘による財団法人としその運営費は旅客鉄道会社等が一定の基準により分担することとする。 ・ 日本国有鉄道の基幹的な通信網及び、マルス（旅客販売総合システム）等の情報通信システムについては，旅客鉄道会社等とは別の会社に所有，運営させることとし，その在り方について検討することとする。 ・ 鉄道公安制度は廃止することとし廃止後における鉄道に係る公安維持のための事務は，都道府県警察が行うこととする。これに伴い必要となる都道府県警察の事務処理の体制等については，鉄道施設内における治安水準を維持することを前提として，別途関係行政機関において検討の上決定することとする。なお，鉄道公安職員については，「意見」の趣旨に沿って適切に対処することとする。 <p>【新幹線保有主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新幹線保有主体は特殊法人としその在り方については，「意見」の趣旨に沿って引き続き検討する。 ・ 新幹線保有主体は，「意見」の趣旨に沿って，新幹線の資産を引き継ぎ，その資産の再調達価額に相当する額の債務を負担することとする。 ・ 新幹線保有主体は，新幹線の資産を旅客鉄道会社に貸し付け，法令で定める基準に基づき設定した使用料を徴収し，債務の償還を行う等の業務を行う。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客鉄道会社，貨物鉄道会社等の労働関係については，労働組合法及び労働関係 調整法によることとする。現行の労働関係調整法による公益事業に関する取扱いのほか に，労使紛争の迅速な解決のための特別な仕組み等が必要かどうかについては，引き続き検討する。 ・ 旅客鉄道会社及び貨物鉄道会社については，できるだけ民間企業と同様の経営の自由・自主性を有することとなるよう，監督規制は必要最小限にとどめることとする。 <p>【第2 要員合理化及び余剰人員対策】</p> <p>【要員の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国有鉄道は，「意見」の趣旨に沿って，新経営形態への移行のため，最大限の 要員の合理化を進めるものとする。 <p>【余剰人員対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要員の合理化により生じる余剰人員問題については，日本国有鉄道及び第4の日本 国有鉄道の清算等のための組織においてその解決のため最大限の努力を行うことを前提として，「意見」の趣旨に沿って，強力な支援措置を講じる。 ・ 国（特殊法人を含む。）においては，その採用数の一定割合を雇用の場として提 供することとし昭和61年度の採用から実施に移す。また，地方公共団体等に対し，国が 講じる措置に準じ積極的に採用を進めるよう要請するとともに，一般産業界に対しても，全国的規模での雇用の場の確保に協力することを要望する。 ・ 新経営形態移行前に日本国有鉄道が実施する希望退職募集の実効を挙げるため，退職時の給付の臨時の特例について立法措置を講じるとともに，新経営形態移行後の余剰 人員の円滑な職業転換の促進を図るための基本計画の策定等について所要の立法措置を講じる。 ・ 以上の措置の具体的な内容及び仕組みについては，国鉄余剰人員雇用対策本部を中心に引き続き検討を進める。 <p>【第3 長期債務等の処理】</p>			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・国鉄事業に係る長期債務等は、「意見」の趣旨に沿って、第 1 により設立された 法人（以下「新事業体」という。）及び第 4 の日本国有鉄道の清算等のための組織にそれぞれ配分することとする。 ・第 4 の日本国有鉄道の清算等のための組織における長期債務等の処理に当たっては、「意見」の趣旨に沿って、できる限り多くの売却可能用地を生み出すなど自主財源を可能な限り確保してこれに充てるものとする。さらに、なお最終的に残る国民負担を求めざるを得ない長期債務等については、その額が極めて大きいことからその処理のための新たな財源・措置を講じることが必要であるので、「意見」の趣旨に沿って、長期的観点に立った総合的かつ全国的な処理方策を検討・確立する。 <p>【第 4 日本国有鉄道の清算等のための組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新経営形態移行に際して、「意見」の趣旨に沿って、新事業体が引き継がない資産債務等の処理及び余剰人員の再就職のための対策を講じるため、日本国有鉄道をその清算等のための組織に改組する。 <p>【第 5 退職手当の取扱い及び共済制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国有鉄道から新事業体に移籍する職員及び第 4 の日本国有鉄道の清算等のための組織に所属する職員の退職手当については、新経営形態移行時には支給せず、その職員がこれらの事業体又は組織を退職する際に日本国有鉄道に在職した期間を通算して支給するよう措置することとする。その場合、新事業体に移籍する職員の退職手当については、労働協約等の企業内の規定によることとし、第 4 の日本国有 鉄道の清算等のための組織に所属する職員については、国家公務員等退職手当法の支給水準が確保されるよう措置するものとする。 ・新経営形態移行後においても、新事業体及び第 4 の日本国有鉄道の清算等のための組織については、当面現行共済制度を適用することとし、これらに所属する職員をもって組織する単一の共済組合による運営を行うこととする。なお、国鉄共済の 年金財政が極めて厳しいものとなることにかんがみ、将来にわたって年金支給を維持し得るよう、所要の措置につき速やかに検討を行うこととする。 <p>【第 6 金融・税制上の配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国有鉄道の新事業体及び第 4 の日本国有鉄道の清算等のための組織への移行に係る金融・税制上の措置については、「意見」の趣旨に沿って引き続き検討を進める。 <p>【第 7 改革の実施時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国有鉄道の新経営形態への移行時期は昭和 62 年 4 月 1 日とすることとし、このための所要の法律案を次期通常国会に提出することとする。 ・政府及び日本国有鉄道は、改革の円滑かつ確実な実施を期するため、今後とも、必要に応じ実行推進体制の充実・強化を図るものとする。 			
昭和 60 年 12 月 13 日 ➤閣議決定	国鉄余剰人員雇用対策の基本方針について	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、一般産業界、関連企業等の分野ごとの国鉄等職員の雇用の場の確保の方針、受入れ分野別の採用等に関する計画の策定、新経営形態移行前の退職促進対策、新経営形態移行後の再就職促進対策など、国鉄等職員の雇用対策全般についてその推進のための基本方針が定められた。このうち、国鉄改革に伴って生ずると見込まれる約 6.1 万人の国鉄等職員の雇用の場の確保については、この基本方針に基づき、61 年 9 月 12 日に、各分野別に確保すべき再就職先の目標数を定めた「国鉄等職員再就職計画」を閣議決定し、これにより国 13,000 人、特殊法人等 5,500 人、地方公共団体 11,500 人、一般産業界 10,000 人、関連企業 21,000 人の採用目標数が定められ、できる限り早期に採用のための手続を進めるよう努めることとなった。 			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
		<p>・61年11月11日現在、公的部門、関連企業、一般産業界を合わせて約68万人について採用の申し出があるが、今後とも、国鉄等職員再就職計画に基づき、雇用の場の確保について積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>出典：昭和61年度運輸白書</p>			
昭和60年12月28日 ➤閣議決定	昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	<p>【法律案の今国会提出】</p> <p>・昭和62年4月1日に新経営形態に移行するため、昭和60年11月11日付け閣議決定「国鉄改革基本的方針について」、昭和60年12月13日付け閣議決定「国鉄余剰人員雇用対策の基本方針について」等に基づき、所要の法律案を今国会に提出する。</p>	<p>【経営の一層の合理化】</p> <p>・長期債務の処理について所要の措置を講ずるとともに、経営の一層の合理化を促進するため、当面の緊急対策として、引き続き要員の合理化、職場規律の確立、設備投資の抑制、特定地方交通線の整理の促進、経営費の節減、積極的な増収施策の展開等所要の施策の推進を図る。</p>	<p>【余剰人員対策】</p> <p>・余剰人員対策の一環としての希望退職促進について所要の措置を講ずる。</p>	<p>【職場規律の確立】</p> <p>・職場規律の確立</p>
昭和61年1月28日 ➤閣議決定	国鉄長期債務等の処理方針等について	<p>【長期債務の処理】</p> <p>・国鉄の膨大な長期債務等の処理については、新事業体の健全な経営に支障が生じない範囲で旅客会社等に承継させ、残るものについては、当面、清算事業団に帰属させて償還等を図るものとし、用地売却等の自主財源を充ててもなお残るものについては最終的には国において処理する。</p> <p>・そのために必要な「新たな財源・措置」については、雇用対策、用地売却等の見通しのおおよそつくと考えられる段階で歳入・歳出の全般的見通しとあわせて検討・決定する。</p> <p>出典：昭和61年度運輸白書</p>			
昭和61年5月21日 ➤法律	日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和61年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案成立	<p>【日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和61年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案】</p> <p>昭和61年2月12日：国会提出 昭和61年5月21日：成立 昭和61年5月30日：公布、施行</p> <p>・昭和61年度において、日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法（昭和58年法律第50号）第3条に規定する日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置として、日本国有鉄道の長期資金に係る債務の負担の軽減及び日本国有鉄道の職員の退職の促進を図るための特別措置を定めている。</p>			
昭和61年9月12日 ➤閣議決定	国鉄等職員再就職計画	<p>・国鉄改革を実施する上で最大の重要課題の一つである雇用問題に関しては、12月13日、「国鉄余剰人員雇用対策の基本方針について」が閣議決定された。</p> <p>この中で、国、地方公共団体、一般産業界、関連企業等の分野ごとの国鉄等職員の雇用の場の確保の方針、受入れ分野別の採用等に関する計画の策定、新経営形態移行前の退職促進対策、新経営形態移行後の再就職促進対策など、国鉄等職員の雇用対策全般についてその推進のための基本方針が定められた。</p> <p>このうち、国鉄改革に伴って生ずると見込まれる約6.1万人の国鉄等職員の雇用の場の確保については、この基本方針に基づき、61年9月12日に、各分野別に確保すべき再就</p>			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
		職先の目標数を定めた「国鉄等職員再就職計画」を閣議決定し、これにより国 13,000 人, 特殊法人等 5,500 人, 地方公共団体 11,500 人, 一般産業界 10,000 人, 関連企業 21,000 人の採用目標数が定められ, できる限り早期に採用のための手続を進めるよう努めることとなった。 出典：昭和 61 年度運輸白書			
昭和 61 年 11 月 28 日 > 法律	国鉄改革関連 8 法案成立	<p>【国鉄改革関連 8 法案】</p> <p>昭和 61 年 9 月 11 日：国会提出 昭和 61 年 11 月 28 日：成立 昭和 61 年 12 月 4 日：公布、 昭和 62 年 4 月 1 日：施行</p> <p>【日本国有鉄道改革法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国鉄改革の基本方針及び改革の実施に関する基本的な事項を定めている国鉄改革全体の根幹となる法律 ・改革の実施時期：日本国有鉄道の改革は、昭和 62 年 4 月 1 日に実施するものとする。 ・国は、旅客鉄道株式会社として、次の各号に掲げる株式会社（以下「旅客会社」という。）を設立し、それぞれ、主として当該各号に定める地方において日本国有鉄道が経営している旅客鉄道事業を当該旅客会社に引き継がせるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 北海道旅客鉄道株式会社 北海道 二 東日本旅客鉄道株式会社 東北及び関東 三 東海旅客鉄道株式会社 東海 四 西日本旅客鉄道株式会社 北陸、近畿及び中国 五 四国旅客鉄道株式会社 四国 六 九州旅客鉄道株式会社 九州 ・国は、新幹線鉄道が我が国の基幹的輸送機関として国土の均衡ある発展に果たしている役割にかんがみ、前条の規定により旅客会社がこれらの新幹線鉄道に係る旅客鉄道事業を経営する場合において、これらの旅客会社の当該事業に係る経営基盤の均衡化を図るとともに、これによりこれらの施設に係る利用者の負担の適正化を図るため、新幹線鉄道保有機構を設立し、当該新幹線鉄道の施設の一括保有及び貸付けに関する業務を行わせるものとする。 ・国は、日本国有鉄道が経営している貨物鉄道事業について、主として長距離の輸送及び大量の輸送の分野において果たすべき役割にかんがみ、一体的かつ適正な経営管理体制の下において貨物輸送需要の動向に的確に対応した効率的な輸送が提供されるようその経営を旅客鉄道事業の経営と分離するとともに、その事業が明確な経営責任の下において自主的に運営されるようその経営組織を株式会社とするものとする。 ・貨物鉄道事業を経営する株式会社として、日本貨物鉄道株式会社を設立し、日本国有鉄道が経営している貨物鉄道事業を貨物会社に引き継がせるものとする。 <p>【旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を営営することを目的とする株式会社とする。 ・日本貨物鉄道株式会社は、貨物鉄道事業及びこれに附帯する事業を営営することを目的とする株式会社とする。 			

改革対象等	日本国有鉄道民営化				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・旅客会社及び貨物会社は、国土交通大臣の認可を受けて、自動車運送事業その他の事業を営むことができる。 ・上記のほか、商号の使用制限、新株、社債及び借入金等について規定。 <p>【新幹線鉄道保有機構法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線鉄道保有機構は、新幹線鉄道が我が国の基幹的輸送機関として国土の均衡ある発展に果たしている役割にかんがみ、日本国有鉄道が経営していた新幹線鉄道に係る旅客鉄道事業を経営する旅客鉄道株式会社の当該事業に係る経営基盤の均衡化を図るとともに、これによりこれらの施設に係る利用者の負担の適正化を図るため、当該新幹線鉄道に係る鉄道施設を一括して保有し、旅客鉄道株式会社に貸し付けることを目的とする。 ・この法律において「新幹線鉄道」とは、次に掲げる新幹線鉄道であって、当該各号に定める区間において旅客鉄道株式会社により営業が行われるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> 東北新幹線 東京から盛岡まで 上越新幹線 大宮から新潟まで 東海道新幹線 東京から新大阪まで 山陽新幹線 新大阪から博多まで ・この法律において「旅客鉄道株式会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社をいう。 ・上記のほか、機構の業務、役職員等について規定。 <p>【日本国有鉄道清算事業団法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国有鉄道清算事業団は、日本国有鉄道改革法（昭和 61 年法律第 87 号。以下「改革法」という。）に定める日本国有鉄道の改革の実施に伴い、旅客鉄道株式会社等による日本国有鉄道からの事業等の引継ぎ並びにその権利及び義務の承継等の後において、日本国有鉄道の長期借入金及び鉄道債券に係る債務（以下「国鉄長期債務」という。）その他の債務の償還、日本国有鉄道の土地その他の資産の処分等を適切に行い、もって改革法に基づく施策の円滑な遂行に資することを目的とする。 ・日本国有鉄道清算事業団は、臨時に、その職員のうち再就職を必要とする者についての再就職の促進を図るための業務を行うことを目的とする。 ・上記のほか、事業団の役職員等について規定。 <p>【日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国有鉄道の改革を確実に円滑に遂行するための施策の実施に伴い、一時に多数の再就職を必要とする職員が発生することにかんがみ、これらの者の早期かつ円滑な再就職の促進を図るため、当該改革前においても日本国有鉄道の職員のうち再就職を希望する者について再就職の機会の確保等に関する特別の措置を緊急に講ずるとともに、当該改革後において日本国有鉄道清算事業団の職員になった者のうち再就職を必要とする者について再就職の機会の確保及び再就職の援助等に関する特別の措置を総合的かつ計画的に講じ、もってこれらの者の職業の安定に資することを目的。 <p>【鉄道事業法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国鉄の分割・民営化に伴い、国鉄関連諸法とともに地方鉄道法を廃止し、新たに鉄道に関する事業規制を一元化。鉄道事業、索道事業、専用鉄道等について、所要の規定を整備。 			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>【日本国有鉄道改革法等施行法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国有鉄道改革法、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律、日本国有鉄道清算事業団法及び日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法並びに鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、これらの法律の施行に伴う関係法律の整備等について規定。 <p>【地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国鉄の経営形態の改革等に伴い、日本国有鉄道所在市町村納付金制度を廃止し、地方税の適用に関し、各事業形態に応じ、所要の措置を講じようとするもの。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>明治以来 100 年を超える日本国有鉄道の歴史は、昭和 62 年 4 月 1 日の国鉄改革関連 8 法の施行により、その幕を閉じる。</p> </div>			
昭和 61 年 12 月 16 日 ➤閣議決定	日本国有鉄道の事業等の引継ぎ並びに権利及び義務の承継等に関する基本計画の決定について	<p>【基本的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 承継法人に引き継がせる事業等の種類及び範囲に関する基本的な事項 承継法人に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務に関する基本的な事項 国鉄の職員のうち承継法人の職員となるものの総数及び承継法人ごとの数 その他承継法人への事業等の適正かつ円滑な引継ぎに関する基本的な事項 <p>出典：昭和 62 年度運輸白書</p>			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
昭和 61 年 12 月 16 日 ➤閣議決定	国鉄退職希望職員再就職促進方針について	<p>・再就職を必要とする事業団職員に対して各分野における再就職の機会の確保、事業団等における教育訓練等の再就職の援助等の再就職対策を進めることにより、事業団移行後 3 年以内にすべての事業団職員の再就職が達成されるように努めることとされている。</p> <p>出典:昭和 63 年度運輸白書</p>			
昭和 61 年 12 月 30 日 ➤閣議決定	昭和 62 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	<p>・昭和 62 年 4 月 1 日に 6 旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)等が設立され、日本国有鉄道は、日本国有鉄道清算事業団に移行することとなる。以下により改革の円滑な推進・定着化を図る。</p> <p>①分割・民営化後の各旅客鉄道(株)等においては、自主的な立場から手一定した経営の合理化、事業運営の改善を行い、効率的な経営形態の確立に努める。</p> <p>②既定の方針に沿って、職員の雇用対策を着実に実施するとともに、長期債務等の処理を推進する。</p>			
昭和 62 年 4 月 1 日	<p>日本国有鉄道新経営形態に移行</p> <ul style="list-style-type: none"> →●旅客鉄道株式会社（・東日本旅客鉄道(株)、・西日本旅客鉄道(株)、・東海旅客鉄道(株)、・北海道旅客鉄道(株)、・四国旅客鉄道(株)、・九州旅客鉄道(株)） →●日本貨物鉄道株式会社 →●新幹線鉄道保有機構・・・平成 3 年 10 月新幹線は、旅客鉄道株式会社に売却、機構は解散 →●鉄道通信株式会社・・・平成元年 5 月「日本テレコム」に社名変更 →●鉄道情報システム株式会社 →●財団法人鉄道総合技術研究所 				

改革対象等	日本国有鉄道民営化				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
	●日本国有鉄道清算事業団				
昭和 62 年 6 月 5 日 ➤閣議決定	日本国有鉄道清算事業団 職員の再就職促進基本計画について	<ul style="list-style-type: none"> 再就職を必要とする事業団職員に対して各分野における再就職の機会の確保、事業団等における教育訓練等の再就職の援助等の再就職対策を進めることにより、事業団移行後 3 年以内にすべての事業団職員の再就職が達成されるように努める。 出典:昭和 63 年度運輸白書			
昭和 62 年 12 月 28 日 ➤閣議決定	昭和 63 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> 国鉄改革については、以下によりこの改革の円滑な推進・定着化を図ることとする。 ①各旅客鉄道(株)等においては、改革の趣旨を踏まえ、効率的で健全な経営の確立を図る。 ②既定の方針に沿って、職員の雇用及び長期債務等の処理を推進する。 			
昭和 63 年 1 月 26 日 ➤閣議決定	日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する基本方針について	<ul style="list-style-type: none"> 事業団が処理すべき長期債務等の予定額を明らかにした上で、①事業団において土地処分収入等の自主財源を充ててもなお残る長期債務等については最終的には国において処理するものとするが、当面は土地等の適切かつ効率的な処分を進め、自主財源の増大を図り、極力国民負担の軽減に努めること、②長期債務等の本格的処理のために必要な「新たな財源・措置」については、雇用対策、土地の処分等の見通しのおおよそつくと考えられる段階で歳入・歳出の全般的見直しとあわせて検討、決定するものとし、それまでの間は財政事情の許容する範囲内で必要な助成、資金繰りの円滑化等所要の措置を講ずることとされている。 出典:昭和 63 年度運輸白書			
平成元年 1 月 24 日 ➤閣議決定	平成元年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【政府等保有株式の売却の促進】 <ul style="list-style-type: none"> 分割・民営化後の各会社の株式については、国鉄改革の趣旨に沿って、できるだけ早期に適切な売却が可能となるよう引き続き必要な条件整備等を進める。 	【改革の推進定着化】 <ul style="list-style-type: none"> 既定の方針に沿って、職員の雇用対策、長期債務等の処理を着実に進めることとし、日本国有鉄道清算事業団の保有する土地の早期かつ適切な処分に努める。 		

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成元年12月19日 ➤閣議決定	日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する具体的処理方針について	<ul style="list-style-type: none"> 不動産変換ローン（不動産の共有持分権に変換する予約権が付いたローン契約により債務の早期償還を行う方式）をはじめとする様々な土地処分手法を導入、推進するとともに、清算事業団の土地については、「平成9年度までにその実質的な処分を終了する」こととされた。 出典：平成8年度運輸白書			
平成元年12月29日 ➤閣議決定	平成2年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【三公社改革の推進・定着】 <ul style="list-style-type: none"> 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理については、平成元年12月19日付け閣議決定「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する具体的処理方針について」に基づき次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 土地処分については、一般競争入札による処分の拡大につとめるとともに、随意契約とうに等による処分の拡大を行い、さらに、出資会社を活用した方式を平成2年度から実施することにより、平成9年度までに実質的な処分を終了する。 旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の株式については、遅くとも平成3年度には処分を開始する方向で検討、準備を行う。 平成2年度において債務元本の償還の第一歩を踏み出し、債務等の償還の基盤を確立すべく、事業団の保有する帝都高速度交通営団に対する出資持分及び有利子債務の一部を一般会計に承継する等所要の措置を講ずる。 			
平成2年12月29日 ➤閣議決定	平成3年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【三公社改革の推進・定着】 <ul style="list-style-type: none"> 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理については、平成元年12月19日付け閣議決定「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する具体的処理方針について」に基づき次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 土地処分については、一般競争入札による処分の拡大に努めるとともに、随意契約、土地信託方式、建物付土地売却方式及び不動産ローン方式による処分の拡大を行う。さらに、事業団の保有する出資会社の株式に変換する予約権付の低利事業団債を発行する方式を平成3年度以降実施するための所要の措置を講ずる。以上の土地処分方策により、平成9年度までにその実質的な処分を終了する。 旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の株式については、平成3年度には処分を開始する方向で検討、準備を進める。 以上により、債務等の本格的な処理の早期実現を目指す。 既設4新幹線を借り受けている旅客鉄道株式会社の民営化を更に推進するために必要な環境の整備を図るため、平成3年度において、新幹線保有機構が保有する既設4新幹線を関係旅客鉄道株式会社に譲渡する。これに伴い新幹線保有機構を廃止する。 旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の株式については、国鉄改革の趣旨に沿って平成3年度には処分を開始する方向で引き続き、検討、準備を進める。 			
平成3年12月28日 ➤閣議決定	平成4年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【三公社改革の推進・定着】 <ul style="list-style-type: none"> 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理については、平成元年12月19日付け閣議決定「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する具体的処理方針について」に基づき次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 土地処分については、一般競争入札による処分に関し新たに導入された上限価格付入札を実施し、その実績等を踏まえ、地価対策に配慮しつつ、入札の拡大等につき検討を行い、処分の促進を図るとともに、随意契約、土地信託方式、建物付土地売却方式、不動産返還ローン方式及び株式変換予約権付事業団債方式による処分の拡大を行う。以上の土地処分方策により、平成9年度までにその実質的な処分を終了する。 旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の株式については、国鉄改革の趣旨に沿って平成4年度には処分を開始する方向で引き続き検討、準備を進める。 以上により、債務等の本格的な処理の早期実現を目指す。 			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス （情報公開等）
平成4年12月26日 ➤閣議決定	平成5年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【三公社改革の推進・定着】 ・日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理については、平成元年12月19日付け閣議決定「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する具体的処理方針について」に基づき次の措置を講ずる。 ①土地処分については、競争入札の拡大、地方公共団体等へ向けた随意契約の促進を図るとともに、土地信託方式、建物付土地売却方式、不動産変換ローン方式及び株式変換予約権付事業団債方式による処分を推進する。以上の土地処分促進策により、平成9年度までにその実質的な処分を終了する。 ②旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の株式については、国鉄改革の趣旨に沿って平成5年度には処分を開始する方向で引き続き検討、準備を進める。 ③以上により、債務等の本格的な処理の早期実現を目指す。			
平成5年10月26日	JR東日本株式上場				
平成7年2月24日 ➤閣議決定	特殊法人の整理合理化について	・北海道旅客鉄道株式会社等JR7社については、経営基盤の確立を図るとともに、逐次株式を売却し、できる限り早期に純民間会社とする。			
平成8年10月8日	JR西日本株式上場				
平成9年10月8日	JR東海株式上場				
平成10年2月20日 ➤閣議決定	日本国有鉄道清算事業団の解散に伴う日本鉄道建設公団による特例業務の実施及び職員の再就職対策について	【特例業務】 ・日本国有鉄道清算事業団の解散（平成10年10月1日）に伴い特例業務（土地、株式、その他の資産の処分、年金の給付に要する費用等の支払等）を実施することとなる日本鉄道建設公団について、特例業務のうち、土地の処分については、あらゆる手法を駆使し全力を挙げて早期処分を図り、特別の事情の存するものを除き、平成15年度末を目途に終了させるとともに、株式の処分については市場の動向等を踏まえつつ適切に実施する。また、特例業務については、土地処分の進捗等に伴い毎年業務量が減少すると見込まれることから、業務量の減少に応じ、逐次業務実施体制の段階的縮小を図る。 ・事業団の解散までの間に、事業団において、労使協議等の結果等も踏まえて、再就職の機会の確保、再就職の援助等の措置を強力に実施するとともに、政府においても「特殊法人の整理合理化について」（平成7年2月24日閣議決定）等に基づき引き続き、国、特殊法人（特に運輸省所管法人）等における職員の受け入れ、地方公共団体や民間企業への就職の斡旋その他の援助に努める、こと等を決定。			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成13年6月15日 ➤法律	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案成立	【旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案】 平成13年3月13日：国会提出 平成13年6月15日：成立 平成13年6月22日：公布 平成13年12月1日：施行 <ul style="list-style-type: none"> 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社のJR本州三社を特殊会社として規制している旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象から除外し、これらの会社の財務、人事、事業計画等の面において一層自主的かつ責任のある経営体制の確立を図ることを規定。 国土交通大臣は、国鉄改革の経緯を踏まえ、JR各社間の連携及び協力の確保、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえ、路線の適切な維持等に関する事項について、適用除外されるJR本州三社が事業運営上踏まえるべき指針を策定し、必要がある場合には指導、助言を行うことができることとし、さらに正当な理由がなく指針に反する事業運営を行う場合には勧告、命令を行うことができることを規定。 			
平成13年12月19日 ➤閣議決定	特殊法人等整理合理化計画	【各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置】 <ul style="list-style-type: none"> 東日本、東海、西日本の各旅客鉄道株式会社：平成13年12月1日に、完全民営化すること等を内容とする法律が施行された。 北海道、四国、九州の各旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社：できる限り早期に完全民営化する。 			
平成14年6月21日	JR東日本株式3次売却 (完全民営化)	<ul style="list-style-type: none"> 旧清算事業団発足時保有株式400万株全てを売却⇒完全民営化 			
平成16年3月12日	JR西日本株式2次売却 (完全民営化)	<ul style="list-style-type: none"> 旧清算事業団発足時保有株式200万株全てを売却⇒完全民営化 			
平成18年4月5日	JR東海株式3次売却 (完全民営化)	<ul style="list-style-type: none"> 旧清算事業団発足時保有株式224万株全てを売却⇒完全民営化 			
平成27年2月27日 ➤閣議決定	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案について	【旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案】 平成27年2月27日：国会提出 平成27年6月3日：成立 平成27年6月10日：公布 平成28年4月1日：施行 【背景】 <ul style="list-style-type: none"> R各社については、累次の閣議決定により「経営基盤の確立等条件が整い次第、できる限り早期に完全民営化することとされている。九州旅客鉄道株式会社については、経営の効率化や多角化を進め、近年では安定的に経常黒字を計上し、他の鉄道会社と比べても遜色ない経営状況にある。 			

改革対象等	日本国有鉄道民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>このような状況から、同社の経営基盤は確立したと言える状況にあり、早期に完全民営化に向けた手続を進める必要がある。また、完全民営化後も、九州の基幹的輸送機関として、必要な鉄道ネットワークを維持するための措置を講じる必要がある。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州旅客鉄道株式会社を、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象から除外する。 国土交通大臣は、路線維持や利用者利便の確保等について、九州旅客鉄道株式会社が完全民営化した後も事業運営上踏まえるべき指針を策定し、必要な場合には勧告、命令等を行うことができることとする。 九州旅客鉄道株式会社の経営安定基金については、完全民営化後も同基金が果たしている路線維持等の機能を実質的に確保するため、その全額を取り崩し、事業の運営に必要な費用に充てることとする。 			
平成 28 年 10 月 25 日	JR 九州株式売却 (完全民営化)	<ul style="list-style-type: none"> 旧清算事業団発足時保有株式 32 万株全てを売却⇒完全民営化 			

日 本 電 信 電 話 公 社 民 營 化

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等	日本電信電話公社民営化	改革対象の事柄				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)	
昭和 57 年 7 月 30 日 ➤第 2 次臨調答申	行政改革に関する第 3 次答申—基本答申—	【再編成】 ・5 年以内に、基幹回線部分を運営する会社（中央会社）と地方の電話サービス等を運営する複数の会社（地方会社）とに再編成することとし、当面、政府が株式を保有する特殊会社に移行させる。 【要員の合理化等】 ・交換手等運用部門、保守部門、電報部門等について極力要員の合理化を図る。電報事業については、夜間配達の廃止等を含め収支均衡化の方策を進める、等				
平成 57 年 8 月 10 日 ➤閣議決定	臨時行政調査会の第 3 次答申に関する基本方針	【最大限尊重】 ・政府は、臨時行政調査会の「行政改革に関する第 3 次答申」を最大限に尊重し、当面具体化を急ぐべき措置については、速やかに成案を得て所要の施策を実施に移すとともに制度改革を伴う基本問題等今後の検討及び処理にゆだねられた事項の取扱いについても、逐次所要の結論を得てその実現を図るよう措置するものとする。				
昭和 57 年 9 月 24 日 ➤閣議決定	今後における行政改革の具体化方策について（行政改革大綱）	・臨調第 3 次答申の趣旨に沿って、各方面の意見を聴取し、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進める。	【要員の合理化等】 ・交換手等運用部門、保守部門、電報部門等について極力要員合理化を図る。新規採用を抑制する。 ・宅内機器部門、データ通信設備サービス部門、保守部門の一部等の分離を図る方向で検討を進める。			
昭和 58 年 5 月 24 日 ➤閣議決定	臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）	【基本的な改革方策】 ・経営形態の改革問題については、答申の趣旨に沿って引き続き鋭意調整を行い、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進める。	【当面の合理化措置】 ・保守部門について、機器性能の高度化に伴う要員配置の見直し、電話手動部門の配置転換の促進、電報部門の配達部門の民間委託、電報受付局の統合等を行うなど要員の合理化に努める。			
昭和 59 年 1 月 25 日 ➤閣議決定	行政改革に関する当面の実施方針について	・新行革大綱の方針に基づき関係法律の改正等の法制上の措置を講ずることとし、政府・自由民主党行	【要員の縮減】 ・効率的な事業運営を図るため、保守部門について機器性能の高度化等に伴う要員配置の見直し電話			

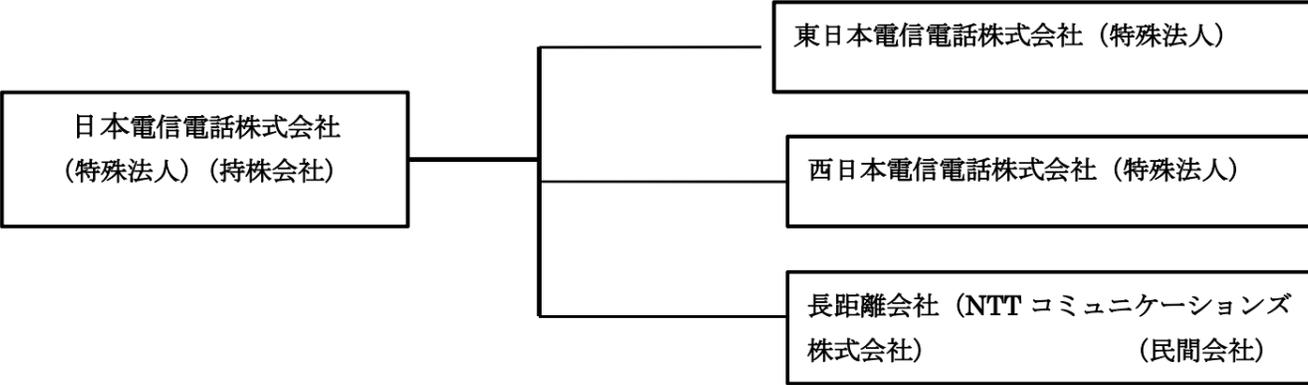
改革対象等	日本電信電話公社民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		政改革推進本部常任幹事会（昭和58年9月13日）に報告された「日本電信電話公社の改革について」の趣旨に沿って、引き続き調整を進め、所要の法律案を今国会に提出する。	手動運用部門について配置転換等の促進、電報部門について配達業務の民間委託、電報受付局の統合等を行うなど要員の合理化に努める。これに伴い、昭和59年度においては、2,491人の要員縮減を図る。		
昭和59年12月20日 ➤法律	日本電信電話株式会社等に関する法律案成立	<p>【日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案等に関する法律案、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案】</p> <p>昭和59年4月1日：国会提出 昭和59年12月20日：成立 昭和59年12月25日：公布 昭和60年4月1日：施行</p> <p>【日本電信電話株式会社法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立する。 ・日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業を営むことを目的とする株式会社である。また、会社は、国内電気通信事業を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。 ・政府は、常時、会社の発行済み株式総数の三分の一以上の株式を保有していなければならないこととし、政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。 <p>【電気通信事業法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業を、みずから電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信事業と、その他の第二種電気通信事業とに区分をし、第一種事業については、事業の開始には郵政大臣の許可を受けなければならないこととし、また、その料金は認可によることとし、さらに、第二種事業につきましては、原則として届け出とするが、特別第二種事業については、郵政大臣の登録によることとする。 <p>【日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備法案は、関係諸法律について所要の整備を行うほか、国際電電の営む附帯業務については、郵政大臣の認可から外すこととしている。会社の労働関係は労働三法によることとなる。 			
昭和59年12月29日 ➤閣議決定	行政改革の推進に関する当面の実施方針について	日本電信電話公社改組後の日本電信電話株式会社においては、経営形態変更の趣旨を踏まえ、徹底した経営の合理化、事業運営の改善を行うこととし当面、次の措置を講ずるものとする。	【電報部門】		
		・電報部門については、電報送受信設備の高度化、配達業務の民間委託、夜間配達の廃止、			

改革対象等	日本電信電話公社民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>電報受付局の統合等により，縮小，合理化を図る。</p> <p>【保守部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他効率的な事業運営を図るため，保守部門については，機器性能の高度化等に伴う要員配置の見直し，電話手動運用部門についての配置転換等を促進し，全体として大幅な要員縮減を図る。 <p>【宅内機器部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信設備サービス部門等の在り方について，速やかに検討を行うこととし，当面，事業閣の経理区分を徹底する。 			
昭和 60 年 4 月 1 日	日本電信電話株式会社発足				
昭和 63 年 12 月 13 日 ➤閣議決定	規制緩和推進要綱	<p>【有効競争条件の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規電気通信事業者回線の日本電信電話株式会社（NTT）の回線網への円滑かつ効率的な接続を行うため、引き続き、NTT回線網に対する発信者識別機能の付与の促進、接続地点数の増大等接続条件の改善、新規参入電気通信事業者に対するNTTによる技術的接続条件の情報開示を図る。 ・事業別、サービス別の収支分計の開示をさらに充実するとともに、市内・市外別の収支分計の開示を行うため早急に検討を進める。 ・NTTによる端末機器販売について、電気通信事業者としての地位を不当に利用することのないよう指導を充実するとともに、NTTの子会社等による新たな電気通信関係サービス分野への進出について、他の事業者との事業機会の均等、有効な競争基盤の確保等を図る、等 <p>【NTTの会社の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申の指摘に沿って、NTTの会社の在り方について検討し、昭和 64 年度内に結論を得る。 ・NTTに対し、全国的・基幹的電気通信事業を展開する最大の事業者となっている現状にかんがみ、通信回線のデジタル化、光通信化、その他技術革新に対応し、より効率的、良質なサービスの提供を図るための設備投資の拡大、実施の早期化を指導する。 ・データ通信部門の分離に続き、宅内機器部門、保守部門の一部等についても分離を行うため、検討を進める。 ・NTTについて、極力人員の合理化を図る等事業経営の効率化の推進を指導する。等 			
平成元年 1 月 24 日 ➤閣議決定	平成元年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	<p>【政府保有株式の売却の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本電信電話株式会社の株式については、既定の方針に沿って適切な売 	<p>【改革の推進、定着化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業全体としての有効競争条件の整備を図りつつ、昭和 63 年 12 月 23 日閣議決定「規制 		

改革対象等	日本電信電話公社民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		却に努める。	緩和推進要綱」に基づき所要の措置を講ずる。		
平成元年12月29日 ➤閣議決定	平成2年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【三公社改革の推進・定着化】 ・引き続き電気通信事業全体としての有効競争条件の整備を図りつつ、昭和63年12月23日閣議決定「規制緩和推進要綱」に基づき所要の措置を講ずる ・会社の株式については、既定の方針に沿って適切な売却に努める。			
平成2年3月2日 ➤電気通信審議会答申	日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方	【移動体通信業務、長距離通信業務の分離、民営化等】 ・移動体通信業務を一両年以内に分離し、完全民営化する。 ・長距離通信業務を7年度を目途に完全分離し、完全民営化する。 ・長距離通信業務の分離に当たっては、株主、債権者の権利の確保に十分配慮する。 ・市内通信会社の在り方は今後の検討課題であるが、当面1社とする。 ・事業部制の徹底、デジタル化の前倒し、接続の円滑化等、公正有効競争の実現、NTTの経営の向上等を図るための所要の措置を講ずる。 ※出典：平成2年版通信白書			
平成2年12月29日 ➤閣議決定	平成3年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【三公社改革の推進・定着化】 ・昭和63年12月23日閣議決定「規制緩和推進要綱」及び平成2年5月18日付け郵政省告示「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」に基づき長距離通信事業部・地域別事業部制の導入・徹底、移動体通信業務の分離、デジタル化の推進等による公正有効競争の促進及び合理化の推進等を通じた経営の向上等を着実に推進する。 【株式の売却】 ・会社の株式については、既定の方針に沿って適切な売却を進める。			
平成3年12月28日 ➤閣議決定	平成4年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【三公社改革の推進・定着化】 ・昭和63年12月23日閣議決定「規制緩和推進要綱」及び平成2年5月18日付け郵政省告示「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」に基づき、平成4年度内に事業部制の導入・徹底、移動体通信業務の分離等を行うとともに、引き続き、デジタル化の推進等による公正有効競争の促進及び合理化の促進等を通じた経営の向上等を着実に推進する。 ・会社の株式の外国人保有規制等の在り方について検討する。 ・会社の株式については、既定の方針に沿って適切な売却を進める。			

改革対象等	日本電信電話公社民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成4年12月26日 ➤閣議決定	平成5年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【三公社改革の推進・定着化】 ・昭和63年12月23日閣議決定「規制緩和推進要綱」及び平成2年5月18日付け郵政省告示「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」に基づき、平成5年度内に、事業部制の導入・徹底に伴う最初の収支状況の開示、分離した移動体新会社について中核となる会社とその子会社である地域会社による地域別運営への移行等を行うとともに、引き続き、デジタル化の推進等により公正有効競争の促進及び合理化の推進等を通じた経営の向上等を着実に推進する。			
平成7年2月24日 ➤閣議決定	特殊法人等の整理合理化について	・日本電信電話株式会社（NTT）については、引き続き有効競争の促進等を進めるとともに、NTTの在り方について、平成7年度検討を行い結論を得る。会社の株式については、既定の方針に沿って適切な売却を進める。 ・国際電信電話株式会社については、平成7年度にNTTの在り方を検討する中で、そのあり方を検討する。			
平成8年2月 ➤気通信審議会答申	日本電信電話株式会社の在り方について一情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて一	【NTTの在り方】 ・NTTに期待される役割：NTTには、低廉な料金・多様なサービスの実現、公正有効競争条件の整備、接続の円滑化、情報通信産業の国際競争力・研究開発力の向上、情報通信基盤整備への寄与等について、その役割が期待されている。 ・NTTの再編成の意義：ボトルネック独占解消による競争の促進、国民利用者に対する低廉かつ多様なサービスの実現、強力な競争単位創出による国際競争力の向上のために、NTTの再編成が必要である。仮に、NTTの再編成を行わない場合には、これらの効果が期待できないほか、 ①ボトルネック独占の存続によりNTTの経営効率化のインセンティブが高まらず、また、公正有効競争上の問題が継続し、その結果、利用者へのサービス向上、料金低廉化へのインセンティブが高まらないなどの問題が残る、 ②非構造的措置のみによる競争促進策については、その実効性に限界があるとともに、規制の時間とコストが大きくなりかねないなどの問題がある。また、再編成に際しては、ユニバーサルサービスの確保、災害時その他非常時の通信の確保、利用者の利便の確保及び再編成に伴う統合の利益の確保について考慮が必要である。 ・再編成の具体像：NTTの経営形態については、NTTの潜在的な力を全面的に開花させ得る、自由化を目指した体制とすること、多元的な主体による公正有効競争を促進する体制とすること等を、再編成の基本的視点として、次のような措置を講ずることが必要である。 ①現行NTTを長距離通信会社と東西2社の地域通信会社に再編成する。 ②長距離通信会社は完全民営化を図り、国際通信、CATV、コンテンツ等の新規事業への参入を可能にするとともに、地域通信分野への参入も認める。さらに、現在のエヌ・ティ・ティデータ通信(株)、エヌ・ティ・ティ移動通信網(株)、エヌ・ティ・ティパーソナル通信網各社の株式を継承する。 ・地域通信会社は、既存営業エリア内において電話サービスをあまねく提供することを確保するため特殊会社とするが、地域通信市場における競争の進展状況に応じて、最終的には完全民営化を目指す。地域通信会社には、地域間の相互参入を認め、既存営業エリア外での電話、CATV、コンテンツその他の業務への参入は可能とするが、既存営業エリア内においては、独占力が行使されるおそれがあるため、当面、長距離通信（エリア内、エリア発信）、国際通信、CATV、コンテンツ等への参入は制限される。 ・編成の時期は、10年度中を目途とする。 ※出典：平成8年版通信白書			

改革対象等	日本電信電話公社民営化				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄			
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成8年3月29日 ➤閣議決定	規制緩和推進計画の改定について	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTの在り方については、現在の情報通信の国際市場をめぐる情勢、国内における競争状態を取り巻く環境に留意すれば、早急に措置すべき重要課題であるが、7年度内に結論を得ることは困難である。したがって、本件については、電気通信審議会の答申の趣旨に沿って、関係者の十分な意見も聴取しつつ、規制緩和と、接続関係の円滑化を推進するとともに、次期通常国会に向けて結論を得ることができるよう引き続き検討を進める。 			
平成8年12月6日 ➤郵政省決定	NTTの再編成についての方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本年3月29日の閣議決定（「規制緩和推進計画の改定について」）に基づきNTTの在り方について検討を進めてきたところであるが、この度、以下の通り、NTTを再編成する方針を定めた。郵政省としては、本方針によって必要な調整を進め、次期通常国会に所要の法律案を提出する予定である。 ①日本電信電話株式会社（以下NTTと呼ぶ）を純粋持株会社の下に、長距離通信会社と二の地域通信会社に再編成する。 ②長距離通信会社は、基本的に県を超える通信を扱う、民間会社とし、新たに国際通信にも進出しようものとする。 ③地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う特殊会社とし、当該エリアにおける電話をあまねく確保する責務を負う。 地域通信各社の営業エリアは、東日本（北海道、東北、関東、東京、信越）、西日本（東海、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄）、とする。 ④特殊会社は、地域通信各社の株式のすべてを保有するとともに、基盤的な研究開発を推進する特殊会社とする。 また、特殊会社は、長距離通信会社の株式のすべてを保有するものとする。 ⑤研究開発のうち、基盤的研究開発については、特殊会社に一元的に行わせるとともに、事業に密着した応用的研究開発は、長距離通信会社、地域通信各社において行わせる。 ⑥NTTは、国際通信進出を視野に置き、海外における通信事業への参入及び出資並びに多国籍企業等のグローバルな情報流通ニーズへの対応などに積極的に取り込むものとする。 ⑦公正有効競争を担保するための条件を、長距離通信会社と地域通信各社との間に確保する。 ⑧郵政省は、再編成の実施のために、独占禁止法、商法等の関係法令、及び、譲渡益課税、連結納税等の税制上の特殊措置について、政府内の調整を進める。 ⑨郵政省は、その他、再編成に関連して、必要な事項について、関係者の意見を聴取しつつ、所要の調査を進め、次期通常国会に所要の法律案を提出するものとする。 			
平成9年6月13日 ➤法律	日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案成立	<p>【日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案】</p> <p>平成9年3月14日：国会提出 平成9年6月13日：成立 平成9年6月20日：公布 平成11年7月1日：施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本電信電話株式会社を日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び長距離会社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、日本電信電話株式会社の国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信役務に対する多様な需要への対応が可能となるようにする等の改正を行うもの。 ・日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 ・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。 ・会社は、その目的を達成するため、地域会社が発行する株式の引き受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をする等の業務を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。 			

改革対象等	日本電信電話公社民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域会社は、その目的を達成するため、地域電気通信業務及びこれに附帯する業務を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、地域会社の目的を達成するために必要な業務等を営むことができる。 ・会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。 ・会社は、新株等の発行、取締役及び監査役の選任等の決議、定款の変更等の決議、事業計画等について、地域会社は、新株等の発行、定款の変更等の決議、事業計画等について郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等それぞれの監督について所要の規定を設けている。 ・この法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 			
平成 11 年 7 月 1 日	日本電信電話株式会社再編成	<p>【日本電信電話株式会社の再編】</p>  <pre> graph LR A["日本電信電話株式会社 (特殊法人) (持株会社)"] --- B["東日本電信電話株式会社 (特殊法人)"] A --- C["西日本電信電話株式会社 (特殊法人)"] A --- D["長距離会社 (NTT コミュニケーションズ株式会社) (民間会社)"] </pre>			
平成 12 年 12 月 1 日 ➤閣議決定 平成 18 年 6 月 16 日 一部改正			<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業における競争政策の在り方については、NTT の在り方も含め、郵政省の電気通信審議会の審議結果を踏まえ、法改正を含む所要の措置を講ずる。 		
平成 15 年 7 月 17 日 ➤法律	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案成立	<p>【電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案】</p> <p>平成 15 年 3 月 17 日：国会提出 平成 15 年 7 月 17 日：成立 平成 15 年 7 月 24 日：公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保しつつ電気通信事業者の多様な事業展開を促す等のため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の事業区分を廃止する等規制の合理化のための措置を講ずるとともに、民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定認定機関が行う技術基準適合認定等について総務大臣 			

改革対象等	日本電信電話公社民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		の登録を受けた者が行うこととするほか、端末機器の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設し、あわせて東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社の電話の役務に係る接続料が同等の水準となることを確保する等の措置を講じようとするもの			
平成 23 年 5 月 26 日 ➤法律	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案	<p>【電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案】</p> <p>平成 23 年 2 月 15 日：閣議決定 平成 23 年 3 月 8 日：国会提出 平成 23 年 5 月 26 日：成立 平成 23 年 6 月 1 日：公布、施行（一部規定を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和しようとするもの。 <p>【電気通信事業法の一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務付ける。 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該設備の設置、管理及び運営等の業務を行う専任の部門を置く等接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付ける。 <p>【日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務等に係る現行の認可制を事前届出制に改める。 			

日 本 専 売 公 社 民 営 化

公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯整理表

改革対象等	日本専売公社民営化	改革対象の事柄				
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)	
昭和 57 年 7 月 30 日 ➤第 2 次臨調答申	行政改革に関する第 3 次答申—基本答申—	【経営形態】 ・経営形態は、基本的には民営とすべきである。しかし、たばこ耕作者、流通業界等への影響に配慮しつつ段階的に葉たばこ等の問題を解決し、また、逐次要員の合理化を行う必要があるため、当面、政府が株式を保有する特殊会社とする。 ・国産葉たばこ問題が解決され、特殊会社の経営基盤が強化された段階で製造独占を廃止し、特殊会社を民営会社とする。 【専売制度等】 ・葉たばこの全量買取制度、耕作許可制度、流通専売制度等は廃止する。 ・塩産業の自立化の目途が得られた段階で、塩専売制度を廃止する。				
昭和 57 年 9 月 24 日 ➤閣議決定	今後における行政改革の具体化方策について（行政改革大綱）	・臨調第 3 次答申の趣旨に沿って、各方面の意見を聴取し、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進める。	・工場の統廃合等による要員の合理化、葉たばこの過剰在庫の解消のための諸施策の実施等を進める。			
昭和 58 年 5 月 24 日 ➤閣議決定	臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）	【基本的な改革方策】 ・経営形態の改革問題については、答申の趣旨に沿って引き続き鋭意調整を行い、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進める。	【当面の合理化措置】 ・葉たばこ取扱所の統廃合を進める等製造・生産部門の合理化を進める。			
昭和 59 年 1 月 25 日 ➤閣議決定	行政改革に関する当面に実施方針について	【基本的な改革方策】 ・新行革大綱の方針に基づき関係法律の改正等の法制上の措置を講ずることとし、政府・自由民主党行政改革推進本部常任幹事会（昭和	【当面の経営合理化方策】 ・日本専売公社の効率的な事業運営を図るため、産地の事情を考慮しつつ引き続き葉たばこ取扱所の統廃合を進める等製造・生産部門の合理化を推進し、昭和59年度においては、全体として1,115人			

改革対象等	日本専売公社民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		58年11月1日)に報告された「たばこ専売制度及び日本専売公社の改革について」の趣旨に沿って、引き続き調整を進め、所要の法律案を今国会に提出する。	の要員の縮減を図る。		
昭和59年8月3日 ➤法律	たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案成立	<p>【たばこ事業法案】</p> <p>【日本たばこ産業株式会社法案】</p> <p>昭和59年4月16日:国会提出</p> <p>昭和59年8月3日:成立</p> <p>昭和59年8月10日:公布</p> <p>昭和60年4月1日:施行</p> <p>【たばこ事業法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内産葉タバコ問題が解決されるまでの間は、日本たばこ産業株式会社に国内たばこの製造独占を認めるとともに、原料用国内産葉たばこの全量買取契約制を規定。 従来なたばこ専売法及び製造たばこ定価法は廃止 <p>【日本たばこ産業株式会社法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本たばこ産業株式会社の設立、目的等について規定 政府の株式保有比率については、本則で常時2分の1以上と規定。附則において、当分の間、3分の2以上と規定 日本専売公社法は、廃止 			
昭和59年12月29日 ➤閣議決定	行政改革の推進に関する当面の実施方針について	<p>日本専売公社改組後の日本たばこ産業株式会社は、自主的な立場から徹底した経営の合理化、事業運営の改善を行うこととし、このため、次の諸点を含む事業の合理化の推進に努めるものとする。</p> <p>【営業所の再編成と要員の縮減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な事業運営を図るため、昭和60年4月から第一線事業所（営業所、葉たばこ生産事務所等の支所）の再編成を行うこととし、現状の営業所については3分の2程度に、葉たばこ生産事務所については2分の1程度に縮小するとともに、さらに、中期的には、経営合理化の一環として支社、地方局の機構の合理化及びたばこ工場の合理化を推進する。 営業所等の支所の再編成等の合理化措置を講ずることにより、大幅な要員縮減を図る。 			

改革対象等	日本専売公社民営化					
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	改革対象の事柄				
		法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)	
昭和60年4月1日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 日本たばこ産業株式会社設立（全額政府出資） </div>					
昭和63年12月13日 ➤ 閣議決定	規制緩和推進要綱	【塩専売制】 <ul style="list-style-type: none"> ・国内塩産業の自立化に向けて、①消費者価格について自由市場における取引条件、コスト等を体系に近づけるよう見直しを行う等の市場条件の整備を図る、②国際価格水準に向けて原価低減を誘導する等により、国内製塩業の合理化を促進する、③国内塩の消費地買入方式の段階的拡大、輸入塩の製造・加工業者への自主的取引方式の導入を図る、④自立化に向けて製塩企業等関係企業の再編・整備等の円滑な推進を図る。 ・国内塩産業の自立化の目途が得られた段階で塩専売制を廃止することとし、塩専売制の廃止の進め方及び廃止後の塩に対する公的関与の在り方について検討を進める。 ・小売人の指定基準の緩和を図る。 				
平成元年1月24日 ➤ 閣議決定	平成元年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【政府等保有株式の売却の促進】 <ul style="list-style-type: none"> ・日本たばこ産業株式会社の株式については、会社の経営状況等を踏まえて慎重に売却の検討を進める。 	【改革の促進・定着化】 <ul style="list-style-type: none"> ・製造業務体制の再編整備等経営の合理化、市場動向に対応した事業の展開を積極的に進める。 ・塩専売事業については、「規制緩和推進要綱」に基づき所要の措置を講ずる。 			
平成元年12月29日 ➤ 閣議決定	平成2年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【日本たばこ産業株式会社】 <ul style="list-style-type: none"> ・日本たばこ産業株式会社については、製造業務体制の再編整備等経営の合理化、市場動向に対応した事業の展開を積極的に進める。 【塩専売事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・塩専売事業については、「規制緩和推進要綱」に基づき、引き続き国内塩産業の早期自立化に向けての諸施策を推進するとともに、今後の塩事業の在り方について、たばこ事業等審議会において検討を進める。 【株式の売却】 <ul style="list-style-type: none"> ・株式については、会社の経営状況等を踏まえて慎重に売却の検討を進める。 				
平成2年12月29日 ➤ 閣議決定	平成3年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	【日本たばこ産業株式会社】 <ul style="list-style-type: none"> ・日本たばこ産業株式会社については、業務体制の再編整備等経営の合理化、市場動向に対応した事業の展開を積極的に進める。 				

改革対象等	日本専売公社民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>【塩専売事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 塩専売事業については、「規制緩和推進要綱」に基づき、引き続き国内塩産業の早期自立化に向けての諸施策を推進するとともに、今後の塩事業の在り方について、たばこ事業等審議会において引き続き検討を進める。 <p>【株式の売却】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社の株式については、専売改革の趣旨に沿って適切に売却する方向で検討を進める。 			
平成3年12月28日 ➤閣議決定	平成4年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	<p>【日本たばこ産業株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本たばこ産業株式会社については、業務体制の再編整備等経営の合理化、市場動向に対応した事業の展開を積極的に進める。 <p>【塩専売事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 塩専売事業については、「規制緩和推進要綱」に基づき、引き続き国内塩産業の早期自立化に向けての諸施策を推進するとともに、今後の塩事業の在り方につき、たばこ事業等審議会において、平成3年12月2日付け中間報告を踏まえ引き続き検討を進める。 <p>【株式の売却】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社の株式については、専売改革の趣旨に沿って平成4年度には売却する方向で検討、準備を進める。 			
平成4年12月26日 ➤閣議決定	平成5年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について	<p>【日本たばこ産業株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本たばこ産業株式会社については、業務体制の再編整備等経営の合理化、市場動向に対応した事業の展開を積極的に進める。 <p>【塩専売事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 塩専売事業については、「規制緩和推進要綱」に基づき、引き続き国内塩産業の早期自立化に向けての諸施策を推進するとともに、今後の塩事業の在り方につき、たばこ事業等審議会において、平成3年12月2日付け中間報告を踏まえ引き続き検討を進め、早期に結論を得るよう努める。 <p>【株式の売却】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社の株式については、専売改革の趣旨に沿って平成5年度には売却する方向で検討、準備を進める。 			
平成7年2月24日 ➤閣議決定	特殊法人等の整理合理化について	<p>【塩専売事業の民営化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本たばこ産業株式会社については、塩専売事業を民営化する。会社の株式については、専売改革の趣旨に沿って売却を進める。 			
平成8年5月9日 ➤法律	塩事業法案成立	<p>【塩事業法案】</p> <p>平成8年3月8日：国会提出</p>			

改革対象等	日本専売公社民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		平成8年5月9日：成立 平成8年5月15日：公布 平成9年4月1日：施行 ・塩専売制度を廃止するとともに、良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、次の通り所要の措置を規定 ①大蔵大臣は、毎年度、塩需給見通しを策定し、これを公表すること。 ②塩の製造、輸入販売及び卸売に関して、現在は指定等とされているのを改め、登録又は届け出によること。 ③大蔵大臣は、公益法人の一つを塩事業センターとして指定し、これに、生活用の塩の供給や塩の備蓄、緊急時の供給等の業務を行わせること。 ④塩産業の自立化達成の観点から、経過期間終了時点まで、所要の措置を講ずること。			
平成9年4月1日	塩専売制度廃止	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 日本たばこ産業株式会社による塩専売事業終了 </div>			
平成11年1月26日 ➤中央省庁等改革推進 本部決定	中央省庁等改革に係る大綱・推進本部決定	・アルコール専売を廃止し、NEDOに暫定措置として5年間を目途に一手購入機能を付与するとともに民営化のための準備を行い、当該期間終了後、NEDOの製造部門を暫定的な特殊会社とし、2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図る。このため、工業用アルコールに係る事業法制の整備、暫定措置期間、特殊会社に関する一体的な立法措置を速やかに講じる。			
平成11年4月27日 ➤閣議決定	国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画	・同上			
平成12年3月30日 ➤法律	アルコール事業法案成立	【アルコール事業法案】 平成12年2月22日：国会提出 平成12年3月30日：成立 平成12年4月5日：公布 平成13年4月1日：施行 ・アルコールの製造、販売、輸入権を国が独占し、価格と需要の見通しに基づく供給量を国が一元的に決めてきたアルコール専売制度を廃止 ・アルコールが広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとするにより、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 ・平成13年4月1日をもってアルコール専売制度を廃止するとともに、アルコールの製造、輸入、販売、使用について、アルコール事業法に基づく制度に移行。			

改革対象等	日本専売公社民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
平成 13 年 12 月 19 日 ➤閣議決定	特殊法人等整理合理化計画	<ul style="list-style-type: none"> 日本たばこ産業株式会社の民営化を段階的に進める観点から、できる限り早期に、同社の株式の政府保有比率を3分の2以上から2分の1（100万株）以上に引き下げる等の措置を講じる。 			
平成 14 年 4 月 12 日 ➤法律	日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案成立	<p>【日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案】</p> <p>平成 14 年 2 月 15 日：国会提出 平成 14 年 4 月 12 日：成立 平成 14 年 4 月 19 日：公布、施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本たばこ産業株式会社の民営化を段階的に進める観点から、同社の株式の政府保有比率の引下げを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ①政府は、日本たばこ産業株式会社の成立時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこととし、当分の間発行済株式の総数の三分の二以上とする規定を廃止する。 ②政府が保有する株式は、会社の発行済株式の総数の三分の一を超えるものでなければならない。 			
平成 27 年 6 月 22 日 ➤財政制度等審議会	たばこ関連産業への国の関与の在り方、日本たばこ産業株式会社株式の保有の在り方及び同株式の処分の可能性について（中間報告）	<p>【意見集約】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専売制度改革当時から「全株売却して完全民営化を目指す」との基本的な方向性を引き続き堅持すべきであることについて概ね一致した。また、株式保有如何に関わらず、健康の観点からのたばこ事業者に対する規制は適時適切に行う必要がある旨一致した。 他方、今後のたばこ関連産業への国の関与の在り方及びこれと密接に関連する J T 株式の保有の在り方については、今後検討すべき課題が多く残されており、現時点では意見の集約には至らなかった。 政府が保有する J T 株式の処分の可能性に関しては、（略）委員それぞれ理由は様々であるが、引き続き検討を継続していくべきであり、現時点での同株式の更なる売却を適当と判断すべきではないとの方向性で一致した。しかしながら、「完全民営化を目指す」中で、今後、被災地を含む葉たばこ耕作者を取り巻く環境の変化や、経済政策・財政事情・国の資産管理などの諸点に照らし、政府保有 J T 株式を処分する必要性・合理性が一層高まる事態を念頭に置く必要がある。たばこは財政収入のために特別な制度的位置付けがなされている財政物資であることを踏まえると、同株式の売却に関しては、経済合理性を重視した判断が求められる。 具体的に政府が取り組むべき事項としては、 <ul style="list-style-type: none"> ① 仮に政府保有 J T 株式を売却する場合の、売却額や売却時期に応じた・葉たばこ耕作者や小売店などへの影響、・葉たばこ耕作者や小売店に対する所要の政策的対応とそれに伴うコストとその負担者、・財政や経済への影響、・見込まれる株式売却収入と売却しなければ得られるであろう将来の配当金収入等についての調査・分析、 ② 上記①のほか、J T の企業価値向上のための取組み、健康規制に伴う経済的影響、製造たばこの価格と消費の関係など、経済合理性に基づく判断に資する諸事情の調査、 ③ 仮に政府保有 J T 株式を一定割合又は全部売却する場合の、たばこ事業法を中心とする現行たばこ事業法制の枠組みの変更の要否、仮に変更する場合の方向性などの法制面の実務的な整理 			

改革対象等	日本専売公社民営化	改革対象の事柄			
改革事項 年月日	改革の経緯（答申、閣議決定、法令改正等）	法人制度の在り方	統廃合、事務・事業整理	役職員給与等	ガバナンス (情報公開等)
		<p>などが考えられる。政府においては、こうした実務的な取組みを鋭意推進し、上記取組みに一定の進展を得て、速やかにたばこ事業等分科会を再開し具体的検討に入ることが望まれる。</p>			
平成 29 年 12 月 31 日	株式の状況	<p>【株式の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式：普通株式、20 億株式 ・財務大臣所有株式数：6 億 6692 万 6200 株（発行済み株式総数に対する割合：33・35%） 			